

# PCT NEWSLETTER

– 日本語抄訳 – 2014 年 1 月号 | No. 1/2014

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

## PCT–特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）パイロット

### グローバル特許審査ハイウェイパイロットへの更なる官庁の参加

2014 年 1 月 6 日付けで開始されたグローバル特許審査ハイウェイ (GPPH) パイロット (PCT Newsletter 2013 年 12 月号参照) に関し、以下の 4 つの官庁についても上記の開始日から本パイロットを開始することに合意し、これにより参加庁は 17 になりました。

- ハンガリー知的所有権庁
- アイスランド特許庁
- イスラエル特許庁
- スウェーデン特許登録庁

本パイロットでは、何れかの参加庁による成果物（PCT 国際段階の成果物、つまり国際調査機関又は国際予備審査機関の見解書、若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第 II 章）を含みます）において特許性ありと判断された請求項があり、その他の適用可能な基準を満足すれば、他の参加庁に対して早期審査を請求することができます。本パイロットは、ユーザがより利用しやすくなるように、単一の適用要件として、既存の PPH ネットワークを簡易にし改善することを目的としています。

GPPH パイロットを利用する為に必要な要件などの詳細情報は以下の PPH ポータルサイトをご覧ください。

<http://www.jpo.go.jp/pph-portal/globalpph.htm>

また、上記 4 つの官庁に関するウェブサイトは以下のリンク先からご覧ください。

<http://www.sztnh.gov.hu/English/szabadalom/pph/gpph.html>

<http://www.els.is/en/about-us/news/nr/869>

<http://index.justice.gov.il/Units/RashamHaptentim/Units/patent/Madrachim/Pages/PPH.aspx>

<http://www.prv.se/en/IP-Professional/Patents/Patent-Prosecution-Highway-PPH/>

## **PCT-PPH 2 庁間の合意：イスラエル特許庁と韓国知的所有権庁 (KIPO)、スペイン特許商標庁と KIPO、国立工業所有権機関 (INPI) (ポルトガル) と中華人民共和国国家知識産権局、INPI (ポルトガル) と KIPO**

2014 年 1 月 1 日付けで新しい 2 庁間の PCT-PPH 試行プログラムが開始されました。本試行プログラムでは一方の国際調査機関 (ISA) 又は国際予備審査機関 (IPEA) としての官庁によって作成された肯定的な見解若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告 (第 II 章) (すなわち、特許性ありと判断された請求の範囲が少なくとも 1 つ存在する場合) を得た PCT 出願について、他庁の国内段階で早期審査を利用することが可能になります。

該当する官庁は以下の通りです。詳細は各リンク先をご覧ください。

#### イスラエル特許庁と韓国知的所有権庁 (KIPO)

[http://index.justice.gov.il/Units/RashamHaptentim/Units/patent/Madrachim/Documents/ILPO\\_KIPO\\_MOTTAINI\\_PPHV3.doc](http://index.justice.gov.il/Units/RashamHaptentim/Units/patent/Madrachim/Documents/ILPO_KIPO_MOTTAINI_PPHV3.doc)

[http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.html.HtmlApp&c=8079&catmenu=m06\\_02\\_08](http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.html.HtmlApp&c=8079&catmenu=m06_02_08) (韓国語)

#### スペイン特許商標庁と KIPO

[http://www.oepm.es/cs/OEPMSite/contenidos/PPH/Paises/Corea/Directrices\\_Corea.pdf](http://www.oepm.es/cs/OEPMSite/contenidos/PPH/Paises/Corea/Directrices_Corea.pdf)

[http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.html.HtmlApp&c=8079&catmenu=m06\\_02\\_08](http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.html.HtmlApp&c=8079&catmenu=m06_02_08) (韓国語)

さらに同日から、新しい一方向の PCT-PPH 試行プログラムが開始されました。本試行プログラムでは一方の ISA 又は IPEA としての官庁によって作成された肯定的な見解若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告 (第 II 章) を得た PCT 出願について、他方の国の国内段階で早期審査を利用することが可能になります。

該当する官庁は以下の通りです。詳細は各リンク先をご覧ください。

#### 国立工業所有権機関 (ポルトガル) と中華人民共和国国家知識産権局

<http://www.marcaspatentes.pt/index.php?section=710>

<http://www.sipo.gov.cn/ztl/ywzt/pph/> (中国語)

#### 国立工業所有権機関 (ポルトガル) と KIPO

<http://www.marcaspatentes.pt/index.php?section=710>

[http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.html.HtmlApp&c=8079&catmenu=m06\\_02\\_08](http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.html.HtmlApp&c=8079&catmenu=m06_02_08) (韓国語)

更新された PCT-PPH 試行プログラムのウェブサイトは以下のリンク先をご覧ください。

[http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct\\_pph.html](http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html)

### ブダペスト条約

#### カタールの加盟

カタールが 2013 年 12 月 6 日に特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約への加入書を寄託し、これによりブダペスト条約の締約国数は 79 になりました。ブダペスト条約はカタールにおいて 2014 年 3 月 6 日に発効します。

(参考) [http://www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/pdf/wo\\_inf\\_12.pdf](http://www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf)

## **PCT 最新情報**

AU : オーストラリア (E メールアドレス)  
CA : カナダ (国内段階移行の特別な要件)  
EP : 欧州特許庁 (手数料)  
ES : スペイン (手数料)  
GB : イギリス (微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更)  
GE : グルジア (手数料、代理人に関する要件、国内段階移行の特別な要件)  
IL : イスラエル (手数料)  
KG : キルギス (官庁の名称、E メールとインターネットアドレス)  
KR : 大韓民国 (E メールアドレス)  
NZ : ニュージーランド (あて名、E メールアドレス)  
PA : パナマ (受理官庁としての官庁の要件、管轄国際調査及び予備審査機関)  
US : アメリカ合衆国 (手数料)

**調査手数料及び国際調査に関する他の手数料 (欧州特許庁、イスラエル特許庁、日本国特許庁)**

**補充調査に関する手数料 (欧州特許庁)**

**国際予備審査手数料及び国際予備審査に関する他の手数料 (欧州特許庁、イスラエル特許庁、スペイン特許商標庁)**

## **PCT 関連資料の最新／更新情報**

### **ISA 及び IPEA の取決め**

WIPO 国際事務局と、国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA) としての以下の機関との間の取決めが 2014 年 1 月 1 日に発効され、最新版が英語及び仏語で掲載されました。

ES スペイン特許商標庁  
RU 連邦知的所有権特許商標行政局 (ロシア連邦)

(ES : 英語) [http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag\\_es.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_es.pdf)

(ES : 仏語) [http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag\\_es.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_es.pdf)

(RU : 英語) [http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag\\_ru.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_ru.pdf)

(RU : 仏語) [http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag\\_ru.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_ru.pdf)

### **欧州資格試験 “the European Qualifying Examination (EQE)” のための資料**

欧州弁理士志望者が受ける欧州資格試験 (EQE) のための資料の準備を手助けするため、EQE の試験委員会の同意のもと、2013 年 12 月 31 日時点の PCT 出願人の手引の英語版の国際段階と国内段階と仏語版の国際段階の 3 つの PDF ファイルがウェブサイトに掲載されました。

(英語、国際段階) <http://www.wipo.int/pct/en/eqe/ip.pdf>

(英語、国内段階) <http://www.wipo.int/pct/en/eqe/np.pdf>

(仏語、国際段階) <http://www.wipo.int/pct/fr/eqe/ip.pdf>

各 PDF ファイルは非常に容量が大きいので (両面印刷で約 900 頁) ご注意ください。印刷時には「ページの拡大／縮小」で「用紙に合わせる」を選択することをお勧めします。

## PCT 様式

2012 年 9 月版の願書様式 (PCT/RO/101) の編集可能な PDF フォーマットがアラビア語でご利用いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/ar/forms/request/ed\\_request.pdf](http://www.wipo.int/pct/ar/forms/request/ed_request.pdf)

## PCT-SAFE 更新

### PCT-SAFE クライアントソフトウェアの新バージョンのリリース

PCT-SAFE クライアントソフトウェアの新バージョン (2014 年 1 月 1 日付け version 3.51.061.237) が下記 URL からご利用いただけます。

[http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download\\_client.html](http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html)

本バージョンは以下の更新が含まれます。

- 受理官庁としてのパナマ (RO/PA) に関する情報
- 「小企業」、「極小企業」の立場を主張する権限のある出願人に対する受理官庁及び国際調査機関としての米国特許商標庁による料金軽減の計算機能
- PCT 手数料表の更新とその他 PCT に関する更新

詳細は下記 PCT 電子サービスのウェブサイトをご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct-safe/en/>

## 手数料の支払い請求に関する注意喚起

### 新たな請求書

PCT 出願人や代理人が WIPO 国際事務局からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、*PCT Newsletter* において再三にわたって注意喚起を続けております。それらの手数料は PCT 制度における国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、“*IPTS – International Patent and Trademark Service*” 名の新たな請求書が確認されました。PCT ユーザーが WIPO に通報した他の多くの例と共に、当該請求書の例を以下のウェブサイトでご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同サイトからご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct\\_warning.html](http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html)

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号 : +41 22 338 83 38

FAX 番号 : +41 22 338 83 39

電子メール : [pct.legal@wipo.int](mailto:pct.legal@wipo.int)

## 実務アドバイス

### ePCT を利用し電子的に国際予備審査請求書を提出する

**Q:** 私は数多くの国際出願に携わっている代理人です。通常、書類を国際事務局（IB）に対して、ファックスや郵便で提出するのではなく、ePCT を利用してアップロードしています。今回、複数の出願に関する国際予備審査請求書を提出する必要があるのですが、ePCT を利用して国際予備審査請求書を提出することが可能でしょうか。

**A:** 国際予備審査請求書は、ePCT プライベートサービスにおいて電子的に国際予備審査請求書を作成し提出することが可能なアクション機能を使用することにより、ePCT 経由での提出が可能です。（これは国際予備審査請求書を直接、国際予備審査機関（IPEA）に提出する手続きではありませんが、PCT 規則 59.3 には、IPEA への送付のために国際予備審査請求書を国際事務局に提出することが規定されています。）

eOwner 又は eEditor のアクセス権を有する出願において、さまざまなアクション機能をご利用いただけます。国際出願においてどのようなアクションが可能かは、国際出願の“Actions”タブに列記されておりますのでご覧ください。下記の通りです。

The screenshot shows the ePCT interface for application PCT/IB2013/033114. The 'Actions' tab is selected and highlighted with a red box. Below the title '(EN) PCT TEST APPLICATION', the applicant name is 'MONSTERS, INC. (+1)' and the inventor name is 'MOUSE, Mickey'. A dropdown menu is open under 'Select Action', listing various actions. The option 'Submit Chapter II Demand' is highlighted with a red box. Other actions include Declaration of inventorship, Licensing Availability Request, Make international application available to DAS, Observations on close prior art, Obtain priority document from DAS, Rule 92bis change request, Withdraw Chapter II Demand, Withdraw Designation(s), Withdraw Election(s), Withdraw IA, and Withdraw Priority Claim(s). An 'OK' button is visible to the right of the dropdown.

オンラインアクションの“Submit Chapter II Demand”（第 II 章国際予備審査請求書を提出する）は、国際予備審査請求書（PCT/IPEA/401）の作成と提出を容易にします。このアクションは、国際出願の書誌情報を自動的に記入するだけでなく、間違いが生じないように、例えば以下のような確認を行います。

- 国際予備審査請求をする際に適用される期限を計算し、もし期限が過ぎていれば警告する（PCT 規則 54 の 2.1）
- 当該国際出願の国際予備審査を管轄する IPEA のリストを提供する（PCT 規則 59）
- 自動的に適切な費用を計算する

第 II 章の手続きに関して、特定の代理人を追加することも可能で、“Attach File(Optional)”（添

付ファイル（任意）を選択することにより、特定の書類（例えば、委任状）を添付することも可能です。国際予備審査の基礎として“補正された”国際出願を選択した場合、国際出願のどの部分が補正されたのかを示すための新しいフィールドが表示され、補正の写しを添付するよう促す確認メッセージが現れます。また、国際予備審査のために、出願の言語を表示しなければならず（PCT 規則 55.2）、IPEA に対する手数料の支払いに関する詳細（もしあれば IPEA における預金口座の詳細など）も入力しなければなりません。そのような預金口座の詳細を入力しないと、手数料は IPEA に対して別個に支払わなければならないことにご注意ください。

“Preview” ボタンにより提出前に PDF フォーマットの国際予備審査請求書をプレビューすることが可能です。国際予備審査請求書を完成させるには、テキスト署名、または、複写による署名（.jpg 或いは tif フォーマット）を添付することのどちらかの方法により、権限のある者により署名される必要があります。その後、当該国際予備審査請求書は ePCT プライベートサービス経由で IB に送付され、さらにその後の処理のために IB により管轄 IPEA に電子的に送付されます。IB での当該国際予備審査請求書の受理日は、当該国際予備審査請求書の提出日として記録されます。

PDF 形式で作成した各種様式や請求書を提出する“アップロードドキュメント”機能を利用するのではなく、ePCT の各アクションを利用することの利点の一つは、関連する書誌情報がシステムによって自動的に入力されることです。そのため、そのような情報を再入力する必要がなく、転記ミスを避けることにもなります。さらに、各アクションには、書類を完成させるための情報を入力するフィールドに関するチェック機能、各アクションを行うために適用される期限に関するチェック機能が備わっています。

WIPO ユーザアカウントの作成（ePCT パブリック及びプライベートサービスを利用する際に必要）や電子証明書のアップロード（ePCT プライベートサービスを利用する際に必要）に関する情報は、以下のサイトをご覧ください。

[http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct\\_getting\\_started.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct_getting_started.pdf)

また、パブリック及びプライベートサービス共に、ePCT を利用する際の詳細情報は ePCT ユーザガイドをご覧ください。

[http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/pct\\_wipo\\_accounts\\_user\\_guide.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/pct_wipo_accounts_user_guide.pdf)

## **以下の情報の一覧**

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

# PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2014年2月号 | No. 2/2014

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

## PCT Newsletter 20 周年記念号

来月、PCT Newsletterは、1994年3月に第1号が発行されてからちょうど20年になります。PCT Newsletter 読者の皆さんの声（Newsletterの内容や実用性についての感想や改善すべき点など）をお送りください。いくつかを記念号でご紹介する予定です。ご協力いただける方は、下記メールアドレス宛にメールのタイトルを「PCT Newsletter: 20 years」とご記入の上、2014年2月末日までにお送りください。ご協力よろしくお願いたします。

[pct.legal@wipo.int](mailto:pct.legal@wipo.int)

## ePCTパイロット版による RO/AT と RO/SE に対する ePCT 出願

2013年10月に、受理官庁としての国際事務局（RO/IB）に対して国際出願を提出するePCT出願パイロット版が全てのユーザに利用可能となったことをご案内しましたが、この度、受理官庁としてのオーストリア特許庁とスウェーデン特許登録庁（RO/AT 及び RO/SE）が、2014年3月1日からePCT出願を受入れることをIBに通知しました。さらに、RO/ATは、その日以降、PCT-EASY形式での国際出願を受入れないことをIBに通知しました。

電子形式による国際出願の提出に関するRO/ATとRO/SEの詳細はまもなく公示（PCT公報）に掲載される予定です。

ePCT出願は、電子証明書で認証されたWIPOユーザアカウントで利用可能なePCTプライベートサービスから行えます。ご利用は下記リンク先のePCTポータルサイトからどうぞ。

<https://pct.wipo.int/ePCT>

また、上記リンク先からWIPOユーザアカウントの作成とWIPO電子証明書の入手も可能です。ePCTポータルサイトの“Try ePCT in DEMO mode”（ePCTデモ版）のリンクからデモ出願も可能です。

（PCT出願人の手引 附属書C（ATとSE）が更新されました。）

## PCT規則改正（2014年7月1日施行）

2013年9月23日から10月2日にジュネーブで開催されたPCT同盟総会において、2014年7月1日施行のPCT規則改正が採択されました。（PCT Newsletter 2013年10月号参照）

以下の点について規則改正が行われます。

- (i) 幾つかの例外を除いて、国際予備審査機関に対して国際予備審査時に“トップアップ”

サーチの実施を求める（PCT規則 66.1 の 3 及び 70.2(f)の追加）<sup>1</sup>、及び、

(ii) 国際調査機関の見解書（原語）及び当該見解書に対して出願人によって提出された非公式コメント（原語）を国際公開日から閲覧可能とする（PCT規則 44 の 3 の削除、及び、規則 94.1(b)の修正）<sup>2</sup>

改正されたテキストは 2014 年 2 月 6 日付け公示（PCT 公報）において英語及び仏語でご覧いただけます。

（英語）[http://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/officialnotices.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf)

（仏語）[http://www.wipo.int/pct/fr/official\\_notices/officialnotices.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/official_notices/officialnotices.pdf)

また、2014 年 7 月 1 日に施行される PCT 規則の全文は、本改正が施行される前に公開される予定です。

なお、PCT 総会の報告書（PCT/A/44/5）は、アラビア語、中国語、英語、仏語、ロシア語、スペイン語でご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=29898](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=29898)

## ePCT アップデート

ePCT システム（version 2.10）が 2014 年 2 月 11 日にリリースされ、以下のような新機能が追加されました。

### 出願人のための ePCT

ePCT “アクション” を下書きとして保存する

“アクション”機能が下書きとして保存できるようになったため、もはやアクションを記入後すぐに提出する必要はなくなりました。国際出願に対するものと同じアクセス権がアクションの下書きにも適用されるため、必要に応じて確認や署名のためにアクションの下書きを他の関係者と共有することが可能です。ユーザがアクセス権を持つ全ての国際出願に関して保存された下書きを閲覧することができる、新しい“Draft Action（アクションの下書き）”タブが追加されました（下書きを編集可能なのは同時に一人までです）。また、下書きとして保存されたアクションが一つでもあれば、国際出願の画面に新しい“IA Drafts（国際出願の下書き）”タブが表示されます。アップロード前の書類を下書きとして保存することも可能です。

新しいオンラインアクション機能 “規則 4.17 に基づく申立て”

国際出願の提出後に、自動的に記入された書誌情報を利用して英語による PCT 規則 4.17 に基づく申立ての作成と国際事務局（IB）への直接提出が可能となりました。（なお、本機能を利用した申立ての下書きの保存は ePCT の次のバージョンでご利用いただけます。）

新しいオンラインアクション機能 “早期公開請求”

<sup>1</sup> この規則改正は、出願日に関係なく、2014 年 7 月 1 日以降に国際予備審査請求された国際出願が対象。

<sup>2</sup> この規則改正は、国際出願日が 2014 年 7 月 1 日以降である国際出願が対象。



新しいオンラインアクション機能を利用することにより、IBに早期公開の請求を提出することができるようになりました。また出願人は、オンラインチェック機能により、公開が現在の公開予定日より早く行われるかどうかを確認することができます（本請求が公開予定日よりもどの程度早く行われたかに依存します）。

#### オンラインアクション機能 “第II章国際予備審査請求書を提出する” の改善

国際予備審査請求書は下書きとして保存もでき、必要に応じて確認や署名のために他の関係者と共有することが可能になりました。また、出願人や代理人によってテキスト署名をすることができない場合、出願人や代理人の署名を含む国際予備審査請求書の第VII欄の写しである“署名用紙”形式の書類を添付することが可能です。

国際予備審査機関（IPEA）としての米国特許商標庁に対して国際予備審査請求書を提出する出願人は、小企業や極小企業に対する手数料減額措置の適用を表示することが可能です。また、当該手数料減額の資格を有することを証明するための証拠文書を添付することも可能です。

#### ePCT 出願の願書様式の言語

願書様式の出力の言語として中国語、日本語、韓国語、ロシア語が追加されました（アラビア語は後日追加される予定です）。なお、当分の間、インターフェイスは英語のみとなりますが、国際公開のために求められる氏名・住所の英語音訳に加え、それらの言語専用の入力欄を設けました。インターフェイスの翻訳作業は9の公開言語で進められています。

### 受理官庁（RO）、国際調査機関（ISA）及びIPEAのためのePCT

#### ROのための新しいアクション

電子的に提出された国際出願のRO/IBへの送付（PCT規則19.4）、または、PCT第11条に基づく確認、国の安全に関する認可手続きやその他の理由により特定の国際出願の“手続きを止めること”が可能になりました。また、（IBと官庁間における事前の取決めに従い）IBが記録原本を受理した後に調査用写しをISAへ送付する場合、調査手数料が支払われたことを確認するためのアクションも用意されています。

#### 新しい検索条件

官庁のユーザは国際出願をステータス（新しい国際出願、国際公開前、国際公開後、取下げ済など）や出願形式で検索することが可能です。ステータスの画面も改良されました。

#### 新しい国際出願の登録

“複数の文書で新しい国際出願をアップロードする”というオプションがデフォルトで選択されています。官庁のユーザは異なる形式の文書（例えば、明細書、請求の範囲、要約、図面、配列表）を同時にアップロードできるようになりました。

#### 新しい様式、改良された様式

RO, ISA, IPEAのための多くの様式がリストに追加されました。また、様式PCT/RO/102が自動的に作成されるよう改良されました。

## 官庁情報

受理官庁に支払う手数料を表示する画面を新たに追加しました。また、RO と管轄 ISA とをつなぐ新たな画面“eSearch Copy（電子調査用写し）”が導入されました。

その他の改善点については“Office User Guide（官庁向けユーザガイド）”と“*What's new for Offices*（官庁向けサービスの最新情報）”をご参照ください。

上記ガイド等に加え、ePCT の新しい機能、ePCT システム一般に関するさらなる情報は下記リンク先からご利用いただけます。

<https://pct.wipo.int/ePCT>

## 公開スケジュールの変更

### 2014 年 5 月 29 日の公開（公開日）

2014 年 5 月 29 日（木）は WIPO の閉庁日に当たる為、通常その日に公開される PCT 出願（公示（PCT 公報）も同様）は 2014 年 5 月 30 日（金）に公開されます。しかし、PCT 出願の公開の技術的準備が完了する日に変更はありません。したがって、国際公開に反映させたい変更は 2014 年 5 月 13 日（火）の 24 時（中央ヨーロッパ時間（CET））までに国際事務局に受理される必要があります。

### 2014 年 6 月 12 日の公開（公開のための技術的準備）

2014 年 6 月 12 日の公開より 15 日前の間に WIPO の閉庁日が 2 日ある為、PCT 出願の公開の技術的準備が完了する日が通常より 1 日早まります。したがって、国際公開に反映させたい変更は 2014 年 5 月 26 日（月）の 24 時（CET）までに国際事務局に受理される必要があります。（2014 年 5 月 27 日（火）の 24 時までの代わり）

## 米国特許商標庁：2013 年 12 月 10 日と 2014 年 1 月 21 日の休業

悪天候のため、米国特許商標庁は 2013 年 12 月 10 日と 2014 年 1 月 21 日に公的な事務処理を目的とした開庁を行いませんでした。

その結果、PCT 規則 80.5 に従い、国際出願に関連する書類や手数料が同庁に到達すべき期限の満了日が上記日付にあたる場合、その期限は延長され、それぞれ次の就業日である 2013 年 12 月 11 日、2014 年 1 月 22 日に満了します。

## PCT 最新情報

CA：カナダ（代理人に関する要件）

EP：欧州特許庁（所在地）

FI：フィンランド（官庁の名称、所在地とあて名）

IR：イラン・イスラム共和国（管轄国際調査及び予備審査機関）

JP：日本（手数料）

2014 年 4 月 1 日から、受理官庁としての日本国特許庁に支払う国際出願手数料、30 枚を超える 1 枚ごとの手数料、手数料表第 4 項に基づく減額の円への換算額が変更になります。

（PCT 出願人の手引 附属書 C（JP）が更新されました。）

ZA : 南アフリカ (手数料)

調査手数料 (オーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、カナダ知的所有権庁、欧州特許庁、日本国特許庁、韓国知的所有権庁、国立工業所有権機関 (ブラジル)、米国特許商標庁)

取扱手数料 (日本国特許庁)

## PCT 関連資料の最新／更新情報

### PCT Newsletter 2013 の索引

2013 年の PCT Newsletter の索引 (項目のアルファベット順、国や官庁のアルファベット順の 2 つの索引を用意) は下記リンク先から PDF でご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2013/pct\\_news\\_2013\\_14.pdf](http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2013/pct_news_2013_14.pdf)

### ISA 及び IPEA の取決め

WIPO 国際事務局と米国特許商標庁との間の、2013 年 2 月 28 日に発効された、国際調査及び予備審査機関としての機能に関する取決め条項が英語及び仏語で掲載されました。

(英語) [http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag\\_us.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_us.pdf)

(仏語) [http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag\\_us.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_us.pdf)

## 手数料の支払い請求に関する注意喚起

### 新たな請求書

PCT 出願人や代理人が WIPO 国際事務局からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、PCT Newsletter において再三にわたって注意喚起を続けております。それらの手数料は PCT 制度における国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、“FOIP – Federated Organization for Intellectual Property” 名の新たな請求書が確認されました。PCT ユーザーが WIPO に通報した他の多くの例と共に、当該請求書の例を以下のウェブサイトでご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同サイトからご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct\\_warning.html](http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html)

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号 : +41 22 338 83 38

FAX 番号 : +41 22 338 83 39

電子メール : [pct.legal@wipo.int](mailto:pct.legal@wipo.int)

## 実務アドバイス

### 指定官庁による PCT 規則 4.17 に基づく申立ての受入

**Q:** 各国の国内段階に入った、ある国際出願の代理人をしている者です。国際出願の出願人名が優先権を主張している先の出願の出願人名と同一ではないため（企業名が変更されました）、PCT 規則 4.17(iii)に基づく、先の出願の優先権を主張する国際出願日における出願人の資格についての申立てを国際出願と共に行いました。しかしながら、指定官庁の一つが、名称の変更に関して更なる情報を要求しています。申立てを行う目的は、国内段階で関連する書類の提出を回避するためのものだと思っていたのですが、この件についてご確認いただけないでしょうか。

**A:** 指定（又は選択）官庁（以下、指定官庁）は、優先権書類に記載された出願人名が国際出願に記載された出願人名と異なる場合、当該国の国内法令に基づいて、書類又は証拠を要求することができます。しかし、PCT 規則 4.17 (iii) に基づく申立てが、国際出願と共に、又は、その後の国際段階中（PCT 規則 26 の 3 に基づく期間が満了する前）に、或いは、国内段階移行時に行われた場合、指定官庁は当該申立ての真実性について合理的な疑義がない限り、更なる書類又は証拠を要求することはできません（PCT 規則 51 の 2.2(iii)参照）。

PCT 規則 4.17 に基づく他の申立てについても同様の規則が適用されます。

- (i) 発明者の特定に関する申立て（PCT 規則 51 の 2.1(a)(i)）；
- (ii) 出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格に関する申立て（PCT 規則 51 の 2.1(a)(ii)）；
- (iii) 発明者である旨の申立て（PCT 規則 51 の 2.1(a)(iv)）（米国を指定国とする場合のみ）

PCT 規則 4.17(v)に基づく申立て（不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て（PCT 規則 51 の 2.1(a)(v)））がされた場合は、不利にならない開示や新規性喪失の例外は特許性に関する重要な事項なので、指定官庁は自由に更なる書類又は証拠を要求することができます。

2001 年 3 月 1 日に発効した指定官庁による申立ての受入を規定している PCT 規則は、当初複数の国から国内法令と適合しないという通告を受けましたが、その後、それら国々はすべてそれらの不適合に関する通告を取り下げています。つまり、原則としていかなる指定官庁も、PCT 規則 4.17 に関する申立てによって扱われる事項に関する各国独自の申立てを要求したり、申立ての標準文言に含まれるもの以外の更なる情報を要求したりする資格がないことを意味します。しかしながら、上記の通り例外があり、もし指定官庁が PCT 申立てや申立ての表示の真実性について合理的な疑義があると認めれば、PCT 規則 51 の 2.2 に基づき、当該指定官庁は問題となっている事項に関する更なる書類又は証拠を要求する資格があります。これは、ケースバイケースで判断されますが、通常、そのような情報を提供するよう官庁から要求されることはありません。

PCT 規則 4.17 及び 51 の 2.2 は、指定官庁がさらなる書類又は証拠を要求するケースを最小限にするためにあります。指定官庁の国内法令が PCT の要件と異なる要件を含む限りにおいては、PCT の規定が優先されますので、関係国は本件がそのケース（つまり書類又は証拠を要求されるケース）に該当することを明確にする責任があります。国際段階中に国際事務局（IB）に対して申立てを行うことに関する規則を採択するにあたり、締約国は、出願人が期限内に PCT 実施細則に記載された標準文言で申立てを行った場合はその申立てを記載された通りに受入れることに合意しています。

申立ての文言が標準文言で構成されていない場合（PCT 実施細則第 211 号～第 215 号参照：<http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ai.pdf>）、IB は出願人に（様式 PCT/IB/370 を用いて）通知し、出願人は PCT 規則 26 の 3.1 に基づく期限内に申立てを補充する機会を持ちます。もし、国内段階へ移行する際に申立ての文言が標準文言で構成されていない場合、指定官庁によっては適応される国内法令により当該申立てを受入れる場合があるかもしれませんが、そうしななければならないことは要求されていません。申立ての標準文言を利用することの重要性については、*PCT Newsletter* 2010 年 10 月号の“実務アドバイス”をご覧ください。

標準文言が適用されないような特定のケースであれば、出願人は PCT 規則 4.17 で規定されている申立てを利用すべきではなく、国内段階へ移行する際に求められる関連する国内要件に適合させる必要があります。

申立てに関する詳細は下記リンク先の *PCT 出願人の手引* 国際段階の概要パラグラフ 5.074～5.083 に、また、各指定国の PCT 規則 51 の 2 に基づく要件については、当該 *PCT 出願人の手引* 各国の国内段階の概要をご参照ください。

<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/>

### **以下の情報の一覧**

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

## PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳–

2014年3月号 | No. 3/2014

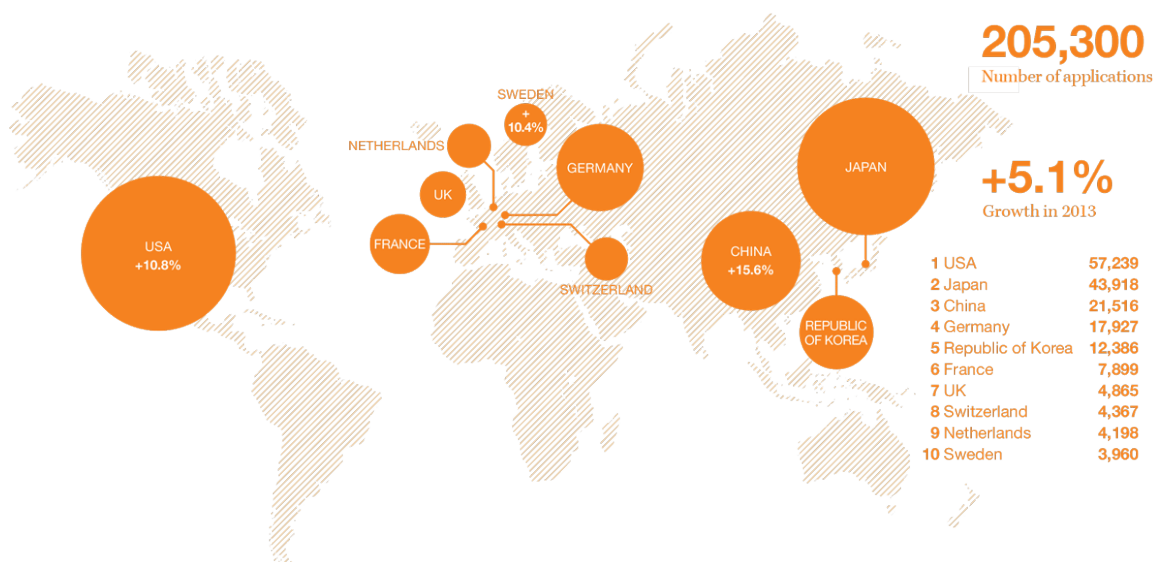
日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

**2013年のPCT出願**

2013年に出願されたPCT国際出願の件数がはじめて200,000件を上回り、新記録を樹立しました。約205,300件のPCT国際出願が提出され、2012年比で5.1%増となりました。

2013年における出願上位10ヶ国の中で、2桁の伸びを示したのは中国（+15%）、米国（+10.8%）、そしてスウェーデン（+10.4%）でした。2012年と同様、上位2ヶ国の出願件数、つまり米国の57,239件（全出願件数の27.9%）と日本の43,918件（同21.4%）が全出願件数の約半分を占めました。続いて、初めて3位となった中国の21,516件（同10.5%）、ドイツの17,927件（同8.7%）、そして韓国の12,386件（同6.0%）で、これらを米国と日本の件数と合わせると全出願件数の74.5%となります。欧州特許条約の加盟国の出願人は、加盟国全体で、全出願の28%を占め、2012年（29%）に比べやや減少しました。以下に国別出願上位10ヶ国を示します。全出願に対する割合と増加率の詳細はWIPOプレスリリースPR/2014/755のAnnex 1で公開されています。プレスリリースには、以下で参照する他のAnnexも含んでおり、下記のリンク先でご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2014/article\\_0002.html](http://www.wipo.int/pressroom/en/articles/2014/article_0002.html)



プレスリリースのAnnex 2では、全ての国についてのPCT国際出願の国別件数（筆頭出願人の居所の国毎）が示されています。

ご注意いただきたいのは、上記2013年の数値とAnnex 1とAnnex 2に含まれる数値は速報値です。国際事務局では、2013年に国内及び広域官庁に出願されたPCT国際出願をまだ受理していないものもあり、確定した数値は本年の後半に公表されます。

2013年に国際公開された出願人の第1位と第2位はここ数年変化はありませんが、日本企業のパナソニック株式会社が2,881件で、中国企業のZTE Corporation (2,309件)を超え、第1位となりました。米国企業のIntel Corporationは昨年もっとも件数を伸ばした企業であり2012年比で1,212件増加しました。上位10出願人と公開された国際出願件数を以下に示します。Intel Corporationを除き、2012年の上位10出願人に含まれています。

1.	パナソニック株式会社 (JP)	2,881
2.	ZTE Corporation (CN)	2,309
3.	Huawei Technologies Co. Ltd (CN)	2,094
4.	Qualcomm Incorporated (US)	2,036
5.	Intel Corporation (US)	1,852
6.	シャープ株式会社 (JP)	1,840
7.	Robert Bosch Corporation (DE)	1,786
8.	トヨタ自動車株式会社 (JP)	1,696
9.	Telefonaktiebolaget LM Ericsson (publ) (SE)	1,467
10.	Koninklijke Philips Electronics N.V. (NL)	1,423

PCT 国際出願件数上位 51 出願人（2013 年に公開された件数）の一覧はプレスリリースの Annex 3 で公開されています。

教育機関による出願に関する情報もプレスリリース（Annex 4）でご覧いただけます。上位 10 教育機関のうち 9 機関を米国の大学が占め、第 1 位は University of California、第 2 位は Massachusetts Institute of Technology となりました。唯一 10 位以内に入った米国以外の教育機関は大韓民国の Korea Advanced Institute of Science and Technology です。米国の大学は上位 50 教育機関のうち 31 を占め、続いて大韓民国（7 機関）、日本国（6 機関）となっています。

公開された国際出願の技術分野に関する詳細な情報はプレスリリースの Annex 5 でご覧いただけます。

なお、2013 年の最終的な数値は本年の後半に *PCT Newsletter* でお知らせいたします。

## **PCT Newsletter 20 周年記念**

“20 年以上にもわたり PCT は驚くべき成長を遂げています。2013 年には国際出願件数が、その長い歴史上はじめて 200,000 件の大台を超えました。これはまさにグローバルなイノベーション活動において知的財産の重要性を裏付けるものです。この毎月発行している *PCT Newsletter* は、ユーザの皆さんに迅速に最新の PCT 情報や制度利用に関する実務アドバイスなどを伝えることで、この成長を支える重要な役割を果たしております。そして今後も、世界中で発明の保護を望むビジネスニーズに応じていくことでしょう。PCT ユーザに重要な情報を提供するため並々ならぬ努力をしている WIPO の同僚に敬意を表します。”

(Francis Gurry, Director General, WIPO)

“PCT が革新し拡大し続けるように、*PCT Newsletter* も PCT の最新情報をユーザに提供し続けています。*PCT Newsletter* の 20 周年記念にあたり、PCT 国際出願制度を利用するユーザが、国際的な市場において最も価値のある知的財産を保護するのに必要な実務的な情報や助言にすぐにアクセスできるよう、献身的に取り組んでいる同僚に敬意を表します。”

(James Pooley, Deputy Director General, Innovation and Technology Sector, WIPO)

今月、PCT Newsletter が 20 周年を迎え、大変光栄に思っております。1994 年 3 月以来、236 ものニュースレターが発行され、読者数も約 20,000 人となりました。創刊された当時を振り返る前に、また購読者に限定されていた紙面による刊行物が PCT ウェブサイトでもっとも頻繁に参照される情報の一つとなったことを紹介する前に、まずは読者から頂いたコメントを紹介したいと思います。

“PCT ニュースレターを購読して 8 年になります。現在、特許事務所でアシスタントとして働いていますが、ニュースレターで取り上げられている情報が仕事で大変役立っています。特に実務アドバイスは大変参考になります。”

(Essi Pösö, Patent Assistant, Tampereen Patenttöimistö Oy, Finland)

その他、Neeti Wilson 氏 (Partner, Anand and Anand, India) と Carl Oppedahl 氏 (Oppedahl Patent Law Firm LLC, United States of America) からコメントを頂きました。

そして、次に官庁から頂いたコメントを紹介いたします。

“PCT Newsletter 創刊 20 周年お慶び申し上げます。世界第 2 位の PCT 国際出願件数を誇る日本のユーザにとっては、同ニュースレターはより使いやすい制度へと進化を続ける PCT 制度の動向を概観する上で大変使い勝手の良い情報源であり、特に日本語での抄録の発行は、より広い層のユーザへの同情報へのアクセスを可能とし、さらなる PCT の活用が期待されます。JPO としても、国際制度調和やユーザの利便性向上のため、ユーザがより利用しやすい制度の国内導入や PCT 制度の普及啓発の実施等、PCT の活用を促進すべく尽力しております。WIPO 及びメンバー国と共に、引き続き PCT 制度の改善への議論へ積極的に参画し、制度の更なる発展に努めていく所存です。”

(特許庁長官 羽藤 秀雄)

その他、米国特許商標庁、スウェーデン特許登録庁からコメントを頂きました。



PCT Newsletter の変遷 (1994 年、2003 年、2012 年)

Matthew Bryan (PCT 法務部長) のコメント

1994 年に PCT Newsletter が創刊されたのは画期的な進展でした。電子メールやウェブサイトが普及するまでの何年もの長い期間、ニュースレターは WIPO の PCT スタッフが定期的に PCT ユーザに伝えることのできる唯一の手段でした。はじめの頃は、新たな PCT 締約国の加盟、PCT 規則改正、手数料の変更、PCT 関連の研修の開催についての情報をユーザに伝



えていました。各号には“実務アドバイス”を掲載し、そこでは特定の PCT の実務的な質問について回答していました。また、紙形式の PCT 願書様式の新しいバージョンやルーズリーフ版の *PCT 出願人の手引*を一時的に更新するための簡単に切り離せる用紙もニュースレターを通して提供していました。

それ以来、長い道のりを歩み、現在ではメーリングリストによる配信を行い、WIPO ウェブサイト上には定期的に更新され非常に多くの情報を含む PCT ポータルを提供し、そこでは無料で毎週更新される *PCT 出願人の手引*、無料のウェビナー、ディスタンスラーニングコース、29 回からなる PCT ビデオシリーズなども利用可能となっています。しかし、これらの新しい情報源や通信手段があるにも関わらず、このニュースレターが PCT ユーザから役立つものとして、また重要な情報、知識として信頼され続けているので、我々は *PCT Newsletter* を毎月発行しています。

*PCT Newsletter* の進展及び持続は WIPO の多くの関係者の努力の賜物であり、現在および 1990 年代初頭にニュースレターを創刊するというビジョンをもった WIPO の同僚に敬意を表します。しかし、ニュースレターが果たしてきた何年にも亘る素晴らしくたゆみない役割の最大の功労者は *PCT Newsletter* 編集者の Debra Collier であることは言うまでもありません。彼女は 1994 年の創刊号以来 *PCT Newsletter* に携わり、過去 20 年間における毎月の貢献は注目に値します。

WIPO を代表して、*PCT Newsletter* 読者の皆さんに、そして創刊当初に（購読料をお支払い頂き）紙形式でのニュースレターを購読しご支援いただいたことに対し、お礼を申し上げます。創刊以来、皆様から多くのご意見、ご質問、コメントをいただきました。皆様のニーズに応えるべく *PCT Newsletter* を改善していきますので、今後もご意見等をお寄せいただければ幸いです。

### Debra Collier（編集者）のコメント

20 年前、PCT の唯一の情報源（特許協力条約や規則、実施細則といった PCT 法律文書を除いて）は、隔週発行の紙版の *PCT 公報* のセクション IV（これはそれぞれが分厚い刊行物だったので、印刷代、郵送費をカバーするために比較的高額の購読料がかかりました）、*PCT 出願人の手引*の印刷版（更新は年 2 回のみ）、新しい PCT 締約国についてのニュースのような重要な事項に関するプレスリリース、というものでした。

これらの情報を補うため、定期的により安価の情報リソースが必要だったことは明らかでした。そして、当時の PCT 法務部長 Busso Bartels は、月刊の *PCT Newsletter* を発行するという考えに至りました。最初の 3 年間は、紙面による提供で、印刷し郵送するための購読料を頂いておりました。

紙形式による購読というオプションはその後 2007 年まで 10 年以上も続きますが、1997 年 1 月に *PCT Newsletter* のインターネット版の発行が始まり、無料でより多くのユーザが利用できるようになりました。また、それまで印刷し郵送して配布するのに比較的長い時間が必要でしたが、できあがったばかりの最新版が数時間で閲覧可能となり、ユーザがより新しい PCT 情報にアクセスできるようになりました。

*PCT Newsletter* は、次号が発行されるまでは、PDF 形式と HTML 形式でご利用いただけます。読者は、各号が発行された時に電子メールを受けるサービスを無料で利用できますし、検索エンジン（[http://www.wipo.int/pct/en/newslett/practical\\_advice/search.jsp](http://www.wipo.int/pct/en/newslett/practical_advice/search.jsp)）を利用した過去の実務アドバイスの検索も可能ですし、特定の記事に関する年間コレクションを検索することも可能です。最近、1994 年と 1995 年に発行されたものを追加しましたので、20 年

間のコレクションが利用可能となりました。

1994年に *PCT Newsletter* が最初に発行されたときは、PCTの締約国は67ヶ国でしたが、今や148ヶ国になりました。つまり、読者の皆様にご案内する各国に関する変更情報などが年々増加しているということです。1994年には、*PCT Newsletter* は平均4ページ（表やリストを除く）でしたが、この12ヶ月の平均は10ページとなっています。

ニュースレターが創刊されて以来、PCT出願件数が1994年の34,104件から2013年には205,000件を超え、20年間で実に約500%増加し、ユーザコミュニティも拡大しました。

#### *PCT Newsletter* を支える人々

*PCT Newsletter* を発行するというアイデアが生まれたとき、私はPCT審査部門（PCT管理部）で約5年間審査官をしており、すでにPCTに基づく手続きにかなり精通していました。1993年11月、*PCT Newsletter* の創刊を手伝うためPCT法務部に異動しました。最初の数ヶ月間、当時の法務部のメンバー：Busso Bartels, Phillip Thomas, Isabelle Boutillon, Vitaly Trousov, Matthew Bryan, Claus Matthes, Eric Wolff, Yolande Coeckelbergs, Helen Featherby から計り知れない協力を受けたことを思い出します。

そして、この場を借りて、現在*PCT Newsletter*の発行を一緒に行っている同僚にも感謝したいと思います。Katyana Norris Levyは2005年以来、編集助手として一緒に仕事をしてきましたが、ニュースレターのための情報収集や下書きの一部作成に携わり、*PCT出願人の手引* を最新の情報に維持することにも深く関わっています。Corinne Julliardは特にインターネットで公開する点で技術的に協力してくれています。また、長年助言を与えてくれる上司のMatthew Bryan、PCT法務部の同僚（日本のユーザ向けに日本語抄訳<sup>1</sup>を作成しているMasanori Tachibana（橋均憲）とTomoko Bouvier（ブヴィエ・友子）も在籍）、日頃から技術的な文言に関して協力してくれているイノベーション技術部門の同僚に感謝いたします。



*PCT Newsletter* 編集・作成チーム：  
左から Katyana Norris Levy, Debra Collier, Corinne Julliard

今後も、より良いものをご提供できるよう努力してまいりますので、*PCT Newsletter* へのご意見、ご要望を下記メールアドレスまでお寄せ頂ければ幸いです。

[pct.legal@wipo.int](mailto:pct.legal@wipo.int)

<sup>1</sup>日本語抄訳は次のリンク先からご覧いただけます：<http://www.wipo.int/pct/ja/newslett/>

## 国際機関会合

第 21 回 PCT 国際機関会合が 2014 年 2 月 11 日から 13 日までイスラエルのテルアビブで開催されました。議長による要約と作業文書は下記の WIPO ウェブサイトでご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=32122](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=32122)

会合では、現時点では基本的なサービスが出願人と官庁に提供されており、今後さらなるサービスの充実のために多くの官庁の参加が求められる ePCT の現状に関する報告 (PCT/MIA/21/2) をテークノートしました。

また、会合では、品質サブグループ会合の議長による要約をテークノート (PCT/MIA/21/22 の Annex II) し、以下のさらなる作業の勧告を承認しました。

- 品質ポリシーやガイドラインのさらなる情報交換
- 国際調査の範囲に関する情報の提供
- 見解書及び特許性に関する国際予備報告の第 V 欄及び第 VIII 欄に関する標準化項目のまとめ
- 品質のサンプルチェック手法とチェック率のさらなる議論
- 指定官庁から国際機関へのフィードバック (試行) の準備
- チェックリストの比較
- 複雑な単一性に関する改善された説明と例示の開発
- メトリクス (統計指標) の用途や表現、範囲に関する議論

米国特許商標庁は PCT 作業部会で議論すべき問題を紹介しました。

- 否定的な国際調査機関 (ISA) の見解書や国際予備審査報告への応答義務付けの導入 (PCT/MIA/21/8)
- 特許審査ハイウェイの PCT への正式統合 (PCT/MIA/21/9 及び PCT/MIA/21/18)
- 先の “PCT20/20”<sup>2</sup> 提案に関する他の問題 (PCT/MIA/21/7)

日本国特許庁は、国際段階と国内段階の調査と審査の実務がより密接に連携するためのいくつかの手法を提示する “国際段階と国内段階の連携促進” (PCT/MIA/21/17) について紹介しました。

韓国知的所有権庁は、以下を含む “PCT 3.0” について紹介しました。

- 国際調査機関の見解書に対する任意の出願人のコメントの公式化
- 写真を処理するためのさまざまな画像フォーマットによる図面の提出の許容
- サーチ結果の共有に関する改善
- 協働国際調査
- 優先権書類の IPC 分類の共有
- 国際調査報告書における非特許文献の多言語による改善された表示

連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦) は自動的に特許文献を分析し、請求の範囲と従来技術を比較し、特許性の判断を行う “E-Patent Examiner” システムの実行可能性調査について紹介し (PCT/MIA/21/15)、その可能性をより完全に調査するために試行段階に入

<sup>2</sup> PCT 20/20 は、第 5 回 PCT 作業部会 (2012 年 5 月 29 日～6 月 1 日) において、英国と米国から共同提案されたもので、12 の改善提案を含む (PCT/WG/5/18)

ることを提案しました。

国際機関の選定に関する議論（PCT/MIA/21/3 及び PCT/MIA/21/21）において、選定のための手続きを改善する必要があることについて基本的に合意しましたが、選定を求める機関が満たすべき要件をどのように変更すべきかについては合意が得られませんでした。

国際機関は、国際出願のカラー図面の提出と手続きの容認に向け進展がみられるよう要望を表明しました。（PCT/MIA/21/6）

他の議題は以下の通りです：

- 審査官の研修（PCT/MIA/21/4 及び IP オーストラリアによるプレゼンテーション）
- 協働国際調査及び審査試行プロジェクト
- 欠落部分の引用による補充に関する実務の明確化（PCT/MIA/21/14）
- 選択した ISA により管轄外である旨の宣言がなされ、管轄 ISA を選択するよう出願人に求めた場合の対応の分析（PCT/MIA/21/10）
- PCT 最小限資料（PCT/MIA/21/12）
- 配列表に関する問題（PCT/MIA/21/16 及び PCT/MIA/21/11）
- WIPO 標準 ST.14 の改訂（PCT/MIA/21/5）
- 国際出願の要約及び報告の翻訳（PCT/MIA/21/20）
- PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインの改訂（PCT/MIA/21/13）

### **国際出願の電子出願及び手続**

RO/AT と RO/SE の電子形式の国際出願に関する要件及び実務の詳細は、英語版の“PCT Information Update”の“AT オーストリア”と“SE スウェーデン”をご覧ください。

### **ePCT パイロット版による RO/AU に対する ePCT 出願**

受理官庁としてのオーストラリア特許庁（RO/AU）は、2014 年 4 月 14 日から ePCT 出願を受入れることを IB に通知しました。これにより、ePCT 出願が可能な受理官庁の数は 4 となりました。

電子形式による国際出願の提出に関する RO/AU の詳細はまもなく公示（PCT 公報）に掲載される予定です。

ePCT 出願は、電子証明書で認証された WIPO ユーザアカウントで利用可能な ePCT プライベートサービスから行えます。ご利用は下記リンク先の ePCT ポータルサイトからどうぞ。

<https://pct.wipo.int/ePCT>

また、上記リンク先から WIPO ユーザアカウントの作成と WIPO 電子証明書の入手も可能です。ePCT ポータルサイトの“Try ePCT in DEMO mode”（ePCT デモ版）のリンクからデモ出願も可能です。

（PCT 出願人の手引 附属書 C（AU）が更新されました。）

### **PCT 最新情報**

AT：オーストリア（電子形式の国際出願に関する要件及び実務）

AU : オーストラリア (手数料)  
CA : カナダ (手数料)  
GE : グルジア (手数料)  
IL : イスラエル (インターネットアドレス)  
IR : イラン・イスラム共和国 (受理官庁としての官庁の要件)  
PE : ペルー (E メールアドレス)  
SE : スウェーデン (電子形式の国際出願に関する要件及び実務)

調査手数料 (連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦))

取扱手数料 (オーストラリア特許庁、カナダ知的所有権庁)

### **米国特許商標庁：2014年2月13日、3月3日及び3月17日の休業**

悪天候のため、米国特許商標庁は以下の日付で公的な事務処理を目的とした開庁を行いませんでした。

2014年2月13日

2014年3月3日

2014年3月17日

その結果、PCT 規則 80.5 に従い、国際出願に関連する書類や手数料が同庁に到達すべき期限の満了日が上記日付にあたる場合、その期限は延長され、それぞれ次の就業日である2014年2月14日、3月4日、3月18日に満了します。

### **PCT 関連資料の最新／更新情報**

#### **ISA 及び IPEA の取決め**

WIPO 国際事務局とイスラエル特許庁との間の、国際調査及び予備審査機関としての機能に関する、2014年3月1日に発効した改正された取決め条項が英語及び仏語で公表されました。

(英語) [http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag\\_il.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_il.pdf)

(仏語) [http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag\\_il.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_il.pdf)

### **手数料の支払い請求に関する注意喚起**

#### **新たな請求書**

PCT 出願人や代理人が WIPO 国際事務局からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、*PCT Newsletter* において再三にわたって注意喚起を続けております。それらの手数料は PCT 制度における国際出願の処理とは何ら関係ありません。

そして、“IPT PATENTS – Register of International Patents” 名の新たな請求書が確認されました。PCT ユーザが WIPO に通報した他の多くの例と共に、当該請求書の例を以下のウェブサイトでご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同サイトからご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct\\_warning.html](http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html)

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号 : +41 22 338 83 38  
 FAX 番号 : +41 22 338 83 39  
 電子メール : [pct.legal@wipo.int](mailto:pct.legal@wipo.int)

## 実務アドバイス

### 国際出願の提出後に PCT 規則 4.17(iv) に基づく発明者である旨の申立てを提出する

**Q:** 法人出願人及び発明者 2 人による国際出願の代理人です。通常、国際出願の提出時に米国指定を目的とする PCT 規則 4.17(iv) に基づく発明者である旨の申立てを含むようにしていますが、今回は出願前に発明者の署名を入手する時間がなく、申立てなしで国際出願を提出し、発明者の署名の入手後に申立てを提出することにしました。出願時に、発明者の署名がない申立てを提出し、後日、署名の入った差替え用紙を提出すべきだったのでしょうか？また、今回のように国際出願と別個に申立てを提出する場合、何か特別にしなければならないことはありますか？申立ての提出期限と、もし追加手数料が必要でしたら教えてください。

**A:** 国際出願前に PCT 規則 4.17(iv) に基づく申立てのための発明者の署名を入手できない場合、署名なしの申立てを提出する必要はありません。そのような申立ては考慮されず、様式 PCT/IB/370 により PCT 規則 26 の 3 に基づき補充された申立てを提出するよう求められるだけです。それ故、申立てなしで国際出願し、後日、署名された申立てを提出することをお勧めします。

申立てが国際出願と別個に送付される場合、国際事務局 (IB) へ直接送付する必要があります。国際段階での申立ての提出期限は、優先日から 16 ヶ月です。ただし、当該期間の満了後に IB が受領した申立てであっても、国際公開の技術的準備が完了する前に IB に到達した場合には、当該期間の末日に IB が受領したものとみなされます。(PCT 規則 26 の 3.1 参照)

PCT 規則 4.17(iv) に基づく申立てを提出する時期がいつであろうと、申立てには各発明者による署名と日付が記入されている必要があります。例えば今回の場合、2 人の発明者が同じ地域にいない場合には、各発明者がそれぞれ別の申立てに署名することも可能ですが、その場合は、各申立てに 2 人の発明者の名前が記載されている必要があります。国際出願と別個に申立てを提出する方法は、以下に説明するように、紙面による提出、PCT-SAFE のような電子出願ソフトを利用した提出、ePCT プライベートサービスのオンラインアクションを利用した提出がございます。

#### *紙面による提出*

申立てが紙面 (又はファックス) で提出されるのであれば、当該申立てには手書きによる署名が必須であり、申立ての追加について説明した書簡を添付する必要があります。(PCT 実施細則第 216 号参照)

添付するカバーレターに国際出願番号を記載したとしても、各申立てには国際出願番号を記

載する必要があります。これは、米国国内法において申立てそのものに国際出願番号を記載することが求められているからです。(37 CFR 1.63(b)(1)参照)

[http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated\\_rules.pdf](http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/consolidated_rules.pdf) 国際出願番号が記載されていない場合、米国国内段階で国内の申立てを提出しなければならず、さらに、それが優先日から 30 ヶ月より後に提出された場合には手数料を支払わなければなりません。

したがって、もし国際出願を提出した後に申立てを提出する場合には、発明者が署名する前に国際出願番号が申立てに記載されていなければならない、関係する出願の国際出願番号が受理官庁から通知されるまで待つ必要があります。

### *PCT-SAFE による提出*

PCT-SAFE を利用して提出された国際出願に関しては、すでに国際出願が提出されていても、当該ソフトを利用して申立てを作成することができます。PCT-SAFE ファイルマネージャの“提出済”から、提出済み出願書類をダブルクリックして開き、‘申立て’ ページに進みます。プルダウンリストから、提出したい申立てを選択し、“追加”をクリックします。“氏名 (名称)”に入力されている発明者の詳細が、“申立て”の画面に自動的に現れます。

紙形式による提出と同様に、発明者が署名する前に、申立てそのものに国際出願番号が記載されていることが重要です。国際出願の提出後に申立てを作成するのであれば、ソフトウェアが画面上で国際出願番号を記入するよう促し、その番号はプリントアウトされた申立ての適切な箇所に自動的に記入されます。しかし、出願時にプリントアウトした申立てやそれをコピーした申立てには“本申立ては、本書がその一部をなす国際出願を対象としたものである”という一文が含まれており、そのような申立ては受理されません。いずれにせよ、国際出願の提出と同時に申立てを提出しないのであれば、願書様式に用意されている申立てページに記入することは、願書のページ数を間違えて数えることにも繋がり、お勧めしません。

申立てには、英数字の署名 (テキスト署名)<sup>3</sup>か複写による署名のどちらでも可能ですし、プリントアウトする場合には手書きの署名も可能です。申立てが完成したら、PDF形式で保存するか、国際出願の提出後に申立てを作成した場合に使用可能となる印刷ボタンをクリックしてプリントアウトすることができます。PDF形式の書類はePCTのドキュメントアップロード機能を利用してアップロードすることができます。

### *専用の ePCT オンラインアクションを利用した出願後の申立ての作成*

ePCT において当該国際出願に関して eOwner 又は eEditor のアクセス権を有していれば、ePCT プライベートサービスで提供されるオンラインアクション“規則 4.17に基づく申立て”を利用することで、願書様式の情報に基づき出願後の申立てを作成することが可能です。このような手段で申立てを提出するのであれば、国際出願番号を含む書誌情報はご自身で入力する必要はなく、願書様式に含まれていた情報や出願後に更新された情報が自動的に入力され、プリントアウトされた申立てには自動的に国際出願番号が記入されます。発明者に一時的な eEditor のアクセス権を付与する場合、発明者はテキスト署名を入力することで、または複写による署名を含む画像ファイル (JPG 又は TIF 形式) を添付することで申立てに署名することが可能です。申立ては電子形式で IB に提出された後、瞬時に ePCT で閲覧可能となります。

ePCT システムの利用に関する詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

<sup>3</sup> 米国では S-signature として知られている。

<https://pct.wipo.int/ePCT>

一般に国際出願の提出後、申立ての提出は無料で行え、国際出願の一部であるにもかかわらず追加ページ手数料も不要です。

申立てに関する詳細は、*PCT 出願人の手引* 国際段階の параグラフ 5.074~5.083 をご覧ください。

国際段階での発明者である旨の申立ての提出は、PCT 規則 4.17 に基づく他の申立てと同様、任意であることにご注意ください。何れの申立ても国内段階に移行する際に提出可能であり、発明者の宣誓又は宣言に関する米国の要件を満足させるため、米国特許商標庁（USPTO）への国内段階移行まで待つという出願人もおります。さらに、2012 年 9 月に米国発明法の関連規定が発効され、2012 年 9 月 16 日以降の国際出願日の国際出願において、発明者の宣誓又は宣言に加え、発明者の一人が死亡していたり、法的に無能力であったり、連絡が取れなかったり、又は、宣誓／宣言に署名することを拒絶したりした場合、USPTO に対して代用陳述を提出することができます。また、宣誓／宣言に求められる陳述と発明の譲渡を組み合わせ、発明者によって署名された譲渡陳述を提出することもできます。

指定官庁による PCT 規則 4.17 に基づく申立ての受入れの義務に関する詳細は、*PCT Newsletter* 2014 年 2 月号の“実務アドバイス”をご覧ください。

### 以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧



# PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳–

2014年4月号 | No. 4/2014

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

## 改正 PCT 規則と国内法令との不適合通知の取下げ

### US アメリカ合衆国（PCT 規則 49 の 3.1 及び 49 の 3.2）

指定官庁としての米国特許商標庁（USPTO）は、2013年12月18日から以下のPCT規則と国内法令との不適合の通知を取り下げることが国際事務局（IB）に通知しました。

- PCT規則49の3.1(g)に基づく通知（受理官庁による優先権の回復の効果）（*PCT Newsletter* 2006年5月号を参照）
- PCT規則49の3.2(h)に基づく通知（指定官庁による優先権の回復）（*PCT Newsletter* 2006年5月号を参照）

上記不適合通知の取下げの結果、2013年12月18日以降、以下のPCT規則がUSPTOに適用されます。

- PCT規則49の3.1(a)から(d) 及び
- PCT規則49の3.2(a)から(g)

つまり、USPTOは、指定官庁として優先権の回復の請求を考慮するようになり、必要な条件を満たせば、受理官庁としての他の官庁による決定を受入れます。

指定官庁としてのUSPTOは、受理官庁としてのUSPTOに適用されるのと同様に、優先権の回復の基準として「unintentional（故意ではない）」を適用し、手数料としてUSD1,700、小企業及び極小企業の場合はUSD850が適用されます。

*PCT 出願人の手引*の国内段階の概要（US）や、次のリンク先の“優先権の回復”や“PCT留保、宣言、通知及び不適合”の一覧が更新されました。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/restoration.html>

[http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res\\_incomp.html](http://www.wipo.int/pct/en/texts/reservations/res_incomp.html)

## PCT-SAFE の PCT-EASY 機能の廃止

2015年7月1日以降、国際事務局（IB）は、PCT-SAFE ソフトのPCT-EASY機能を廃止します。

PCT-EASYは1998年に導入され、当時は完全な電子出願システムの開発に先駆けた一時的な導入と考えていました。電子形式の願書様式や明細書本体を提出することがまだ可能ではなかった当時、PCT-EASYは願書様式や明細書本体の紙形式の印刷物と共に、テキスト形式の書誌情報データと要約を含むディスク（又はCD-R）での出願を可能にしました。

PCT-EASY は急速に広がり、2003 年までに全国際出願の 45%で利用されていました。しかし、その年に、いくつかの受理官庁で完全電子出願が可能となり、PCT-EASY の利用は減少し始めました。そして今や、完全な電子形式による出願が全国際出願の 89%であるのに対し、PCT-EASY の利用はわずか 2.5%の利用となっています。

現在 IB は、出願人が完全電子出願をするための最適なシステムを提供することに資源を集中しています。現時点で、ePCT 出願を利用して受理官庁としてのオーストラリア、オーストリア、スウェーデン、及び、国際事務局（国際事務局では、出願人がその居住者及び／又は国民である締約国のいかなる国を問わず、出願を受理する）に対して完全電子出願が可能ですが、まもなく多くの官庁が追加される予定です。出願人が ePCT 出願システムを体験できるように ePCT 出願のデモ版を用意し、適宜 ePCT 出願に移行できるように配慮しています。詳細は ePCT ポータルをご覧ください。

<https://pct.wipo.int/ePCT>

あるいは、下記の PCT 電子サービス Help Desk にお問い合わせください。

e-mail : [epct@wipo.int](mailto:epct@wipo.int)

電話 : (+41-22) 338 9523

PCT-EASY の廃止は PCT-SAFE を利用した完全電子出願をする方には影響ありません。電子出願を受付可能な国際事務局を含む 26 の受理官庁に対して、完全に電子的に PCT-SAFE 出願をすることが可能です。

米国特許商標庁（USPTO）は、USPTO の EFS-Web システムと PCT-SAFE ソフトウェアを併用して電子形式で PCT 出願を受理します。USPTO に対して出願する出願人は PCT-EASY の廃止後でも、EFS-Web へのアップロードのための“EASY zip”の作成が可能であると見込まれています。

なお、国際出願を完全に電子的に行う場合、PCT-EASY 出願よりも多くの出願手数料の軽減が受けられます。

### **PCT-SAFE クライアント パッチのリリース**

PCT-SAFE クライアント ソフトウェアのための 2014 年 4 月 1 日付けの更新パッチ・プログラムが次の PCT-SAFE ウェブサイトからダウンロードできます。

[http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download\\_client.html](http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html)

当該パッチ・プログラムは 2014 年 1 月 1 日版の PCT-SAFE クライアント ソフトウェア（Version 3.51.061.237）の更新用であり、その他のバージョンのクライアント ソフトウェアの更新には**使用できません**のでご注意ください。

当該パッチ・プログラムは以下の点に関連しています。

- 2014 年 3 月 1 日以降、オーストリアとスウェーデンの受理官庁で記録媒体による電子出願を受け付けなくなったことに対応
- PCT 手数料表の更新とその他 PCT に関する更新

– ソフトウェアの強化

詳細は次の PCT-SAFE ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct-safe>

### **PCT 最新情報**

BY : ベラルーシ (手数料)

CZ : チェコ共和国 (微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更)

HU : ハンガリー (手数料)

KN : セントクリストファー・ネイビス (管轄国際調査及び予備審査機関)

US : アメリカ合衆国 (優先権の回復に適用される基準、手数料)

調査手数料 (オーストラリア特許庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦))

### **PCT 関連資料の最新／更新情報**

#### **PCT 規則の修正**

2013 年 9 月 23 日から 10 月 2 日の期間で開催された PCT 同盟総会にて 2014 年 7 月 1 日発効の PCT 規則改正が採択されました (詳細は *PCT Newsletter* 2014 年 2 月号を参照)。

2014 年 7 月 1 日発効の PCT 規則の全条文が PDF フォーマットで英語及び仏語でご利用いただけます。他の言語はしばらくお待ちください。

(英語) [http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct\\_regs2014.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_regs2014.pdf)

(仏語) [http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/pct\\_regs2014.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/pct_regs2014.pdf)

#### **PCT 様式 (アラビア語)**

2012 年 9 月版の国際予備審査請求書様式 (PCT/IPEA/401) のアラビア語で編集可能な PDF フォーマットが利用可能になりました。

[http://www.wipo.int/pct/ar/forms/demand/ed\\_demand.pdf](http://www.wipo.int/pct/ar/forms/demand/ed_demand.pdf)

#### **品質レポート**

PCT 国際調査及び予備審査ガイドラインのパラグラフ 21.29 及び 21.30 に従って、国際調査及び予備審査機関が国際機関としての業務を遂行する上での品質管理に関する年次報告書を作成しました。2013 年の報告書は次のリンク先からご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/quality/authorities.html>

### **PCT に関する記事**

WIPO マガジン No.1 (2014 年) から以下の記事の抜粋が、PCT ウェブサイトの “PCT に関する記事” に追加されました :

## “Giving innovation wings: How Boeing uses its IP”

ボーイング社の知的財産管理担当の副社長である Peter Hoffman 氏は、ボーイング社の知的財産権に対する考え方について語っています。Hoffman 氏は、ボーイング社にとって PCT は“広く多くの国で特許出願を行う際に必要な費用を先送りできるものであり、また PCT を通して得られる国際調査報告は特定の技術に関連する先行技術の理解を助ける”と説明しています。過去 10 年以上にわたり、ボーイング社名による平均 160 件/年の PCT 出願が公開されており、着実に PCT を利用していることが窺えます。

WIPO マガジンの他の抜粋を含め次のリンク先からご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/en/news/pct\\_news.html](http://www.wipo.int/pct/en/news/pct_news.html)

また、WIPO マガジン No.1 (2014 年) の全記事は次のリンク先からご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/wipo\\_magazine/en/pdf/2014/wipo\\_pub\\_121\\_2014\\_01.pdf](http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/pdf/2014/wipo_pub_121_2014_01.pdf)

## PATENTSCOPE 検索システム

### 国内特許コレクション：カナダ

PATENTSCOPE 検索システムに、カナダの国内特許コレクション、180万件を超える書誌データと100万件を超えるフルテキストデータが追加されました。これにより37の国内及び広域官庁のデータがPATENTSCOPE 検索システムで利用可能になりました。次のリンク先からご利用いただけます。

<http://patentscope.wipo.int/search/en/advancedSearch.jsf>

## 実務アドバイス

### 特定の受理官庁に対して出願するための資格、特定の指定のための出願人の表示：欧州特許庁に対する出願例

**Q:** ドイツに拠点をもつ特許代理人で、初めて国際出願を行います。本件の出願人は 2 人います。一人はドイツ (DE) の居住者及び国民で、もう一人はアメリカ合衆国 (US) の居住者及び国民です。

- (1) 欧州特許庁 (EPO) に対して国際出願をすることが可能でしょうか。
- (2) もし可能であれば、DE の居住者及び国民である出願人は EP 指定の出願人とし、US の居住者及び国民である出願人は、他の全ての PCT 締約国の出願人として表示できるでしょうか。

**A:** (1) 如何なる PCT 締約国の居住者又は国民 (自然人又は法人) も、国際出願をすることができ (PCT 第 9 条)、2 人以上の出願人がいる場合は、そのうち少なくとも一人が国際出願をする資格を有していれば出願することができます (PCT 規則 18.3)。

ある受理官庁が特定の国際出願の受理を管轄するかどうかの判断は、国際出願日における出

願人の住所及び／又は国籍で行います。PCT規則 19.1 によれば、国際出願は、出願人の選択により、出願人がその居住者及び／又は国民である締約国の国内官庁又はその締約国のために行動する国内官庁<sup>1</sup>、又は、国際事務局（RO/IB）に対して行うことができます。2人以上の出願人がいる場合、特定の受理官庁に対して出願するためには、**そのうち一人が当該官庁における国籍及び／又は住所の基準を満足していれば十分です**（PCT規則 19.2）。もし、いずれの出願人もこの要件を満たさないのであれば、国の安全に関する規定によって当該国際出願をIBに送付することが妨げられない限り<sup>2</sup>、当該受理官庁は出願を受理せず、当該国際出願は、PCT規則 19.4 に基づき、更なる手続きのためRO/IBへ送付されます。

それ故、ご質問に関しては、（本件のドイツのような）欧州特許条約（EPC）締約国の一つの居住者及び／又は国民である出願人が含まれている場合は、国際出願を受理官庁としてのEPO（RO/EP）に対して行うことができますし、次のような選択肢もあります。

- 出願人が居住者又は国民である国の受理官庁（ドイツ特許商標庁）、又は、
- RO/IB

さらに、US の住所及び国籍のもう一人の出願人に基づけば、受理官庁としての USPTO に対して出願するという 4 番目の選択肢もありますが、貴殿が USPTO に対して手続きを行うことが登録されていないならば、当該出願人の代理をすることはできません。

欧州特許機構は現在 38 の加盟国があり、それら全ての国の国民及び／又は居住者もまた RO/EP に国際出願をすることができます。当該加盟国のリストは、次のリンク先からご覧いただけます。

<http://www.epo.org/about-us/organisation/member-states.html>

いくつかの EPC 加盟国は、PCT 及び EPC が適用される属領を有しています。それらの領土の出願人もまた RO/EP に対して PCT 出願を行うことができます。それらの領土のリストは次のリンク先の EPO の *Official Journal* 2014 年 3 月号に掲載されています。

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2014/03/a33.html>

上記ウェブサイトに掲載されているリストは、EPC 加盟国の属領のみに関係し、属領を有する EPC 加盟国でない他の PCT 締約国が存在することにご注意ください。特定の属領についての詳細は、関係する国の官庁にお問い合わせください。

受理官庁としての EPO に対する出願に特化した詳細は、次のリンク先の“Euro-PCT ガイド”をご参照ください。

[http://www.epo.org/applying/international/guide-for-applicants/html/e/ga\\_b.html](http://www.epo.org/applying/international/guide-for-applicants/html/e/ga_b.html)

特定の官庁に対して国際出願を行う資格があるかどうか決定する際、“発明者のみ”として表示されている者のみが当該 PCT 締約国の居住者又は国民である場合、当該官庁は受理官庁になり得ないことを重視する必要があります。RO/EP では、EPC 加盟国の発明者は表示されているが、出願人がそのような国の居住者でも国民でもなく、結果として RO/EP に対して出願する資格のある出願人がいないという国際出願を多く受領しています。これは、2012

<sup>1</sup> 通常、EPO のような広域官庁

<sup>2</sup> EPO に対して出願する場合は、国の安全に関する規定が適用されないため、IB への送付は妨げられない。

年 9 月に米国発明法の関連規定が発効され、願書様式 (PCT/RO/101) に発明者を米国指定のための出願人として表示する必要がなくなってからより頻繁に起こっています。したがって、出願人やその代理人は、出願人が国際出願を行う資格があるかどうかだけでなく、出願人が特定の受理官庁に対して国際出願を行う資格があるかどうかについても確認するよう、十分にご注意ください。

(2) 2 人以上の出願人がいる場合、特定の出願人をその国籍や住所に関わらず、特定の指定国のための出願人として表示することができます (PCT規則 4.5 (d))。しかし、ある特定の国が国内特許及び広域特許の両方に指定されている場合は、同一の出願人を両方の指定について表示しなければいけません (PCT実施細則第 203 号)。つまり、本件において、EP指定に関する出願人として表示される出願人 (DE出願人であろうとUS出願人であろうと) は、EP指定によってカバーされる全ての国の国内指定に関する出願人としても表示されなければいけません。もちろんこのことはドイツのようなPCTからの国内ルートを開鎖していないEPC加盟国のみに関します。<sup>3</sup>

### **以下の情報の一覧**

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

---

<sup>3</sup> 以下の EPC 加盟国は国内ルートを開鎖しています：ベルギー、キプロス、フランス、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ラトビア、モナコ、マルタ、オランダ、スロベニアです。リトアニアは 2014 年 9 月 4 日から国内ルートを開鎖します。

# PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳–

2014年5月号 | No. 5/2014

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

## 国際出願の電子出願及び手続

### フィンランド：ePCTパイロット版によるフィンランド特許登録庁に対するePCT出願

受理官庁としてのフィンランド特許登録庁（RO/FI）は、PCT-SAFE 及び EPO オンライン出願に加え、2014年4月14日からePCT出願を受入れることを国際事務局（IB）に通知しました。これにより、ePCT出願が可能な受理官庁の数は5となりました。

電子形式による国際出願の提出に関するRO/FIの詳細は2014年5月1日付けの公示（PCT公報）に掲載されました。

[http://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/officialnotices.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf)

ePCT出願は、電子証明書で認証されたWIPOユーザアカウントで利用可能なePCTプライベートサービスから行えます。ご利用は下記リンク先のePCTポータルサイトからどうぞ。

<https://pct.wipo.int/ePCT>

また、上記リンク先からWIPOユーザアカウントの作成とWIPO電子証明書の入手も可能です。ePCTポータルサイトの“Try ePCT in DEMO mode”（ePCTデモ版）のリンクからデモ出願も可能です。

PCT-SAFEソフトウェアを利用した国際出願とePCT出願を利用した国際出願の違いについては本号の“実務アドバイス”をご覧ください。

（PCT出願人の手引 附属書C（FI）が更新されました。）

## 電子形式の国際出願に関する要件及び実務

### オーストラリア

オーストラリア特許庁は2014年4月14日からePCT出願を受入れましたが（PCT Newsletter 2014年3月号参照）、電子形式の国際出願に関する要件及び実務の詳細についての新しい通知が2014年4月10日付けの公示（PCT公報）に掲載されました。

[http://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/officialnotices.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf)

## 国際事務局

受理官庁としての国際事務局は 2013 年 10 月 11 日から ePCT 出願を受入れましたが（PCT Newsletter 2013 年 10 月号参照）、電子形式の国際出願に関する要件及び実務の詳細についての新しい通知が 2014 年 5 月 8 日付けの公示（PCT 公報）に掲載されました。

[http://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/officialnotices.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf)

## 欧州特許庁：eOLF ユーザ向け新しい機能の導入

欧州特許庁（EPO）は、EPO オンライン出願ソフト（eOLF）に新しい機能を導入したことを 2014 年 4 月 22 日に IB に通知しました。この新しい機能は eOLF のユーザが PCT に関する中間書類の提出や PCT のすべての手続き（国際予備審査請求を除く）に関する手数料の EPO（受理官庁、国際調査機関、補充国際調査機関、国際予備審査機関として）に対する支払いを可能にします。“PCT-DEMAND（PCT 国際予備審査請求）” プラグインソフトウェアは現在準備中です。

詳細は EPO のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.epo.org/applying/online-services/online-filing/documentation.html>

## WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス（DAS）

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス（DAS）を利用することにより、PCT 出願人は、先の出願の謄本を出願人自身が国際事務局（IB）に提出、又は、PCT 出願の受理官庁として行動する官庁に対して先の出願を出願している場合に、先の出願の謄本を作成し IB に送付するよう当該受理官庁に対して請求するといった手段に代えて、優先権書類として利用する先の出願の謄本を DAS から取得するよう IB に対して請求することが可能です。2012 年 7 月 1 日から、アクセスコードを用いることによって官庁が DAS から優先権書類を取得する新たな手続き（新ルート）が導入されました。出願人は、第二国の官庁に優先権書類を取得するための権限を付与する複雑な手続きに代わり、当該アクセスコードを第二国の官庁に直接提供することができます。

## 韓国知的所有権庁

韓国知的所有権庁は、2014 年 1 月 14 日から、2012 年 7 月 1 日に施行した改正枠組み規定の paragraph 10 及び 12 に従い、新ルートによって“depositing Office”（第 1 国官庁）及び“accessing Office”（第 2 国官庁）として優先権書類の受け渡しを行う旨、IB に通報しました。さらに 2014 年 1 月 14 日から、多くの技術的及び運用上のオプションを採用しています。詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.wipo.int/das/en/notifications.html#korea>

## スウェーデン特許登録庁

スウェーデン特許登録庁は、2014 年 7 月 1 日から、2012 年 7 月 1 日に施行した改正枠組み規定の paragraph 10 及び 12 に従い、新ルートによって“depositing Office”（第 1 国官庁）と同様に（当該官庁はすでに 2011 年 11 月 1 日から第 1 国官庁として行動している）



“accessing Office”（第2国官庁）として優先権書類の受け渡しを行う旨、IBに通報しました。さらに2014年7月1日から、多くの技術的及び運用上のオプションを採用します。詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.wipo.int/das/en/notifications.html#sweden>

### **リトアニア：PCT 経由の国内ルートの閉鎖についてのお知らせ**

PCT Newsletter 2012年2月号でお知らせしたように、リトアニアは2014年9月4日付けでPCT 経由の国内ルートを閉鎖します。したがって、その日以降、リトアニアへ国内段階移行することができないので、リトアニアでの保護を希望する出願人は欧州特許庁に対して広域段階に移行することになります。なお、リトアニアは2004年12月1日付けで欧州特許条約（EPC）に加盟したので、その日以降の国際出願は自動的に欧州特許のためのリトアニアの指定を含みます。

現在、国際出願はEPCの加盟国であって国内ルートを閉鎖した、欧州特許のみのための以下の国の指定を含みます：ベルギー、キプロス、フランス、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ラトビア、マルタ、モナコ、オランダ、スロベニア

### **特定のPCT 様式の修正**

2014年7月1日発効のPCT 様式が作成されました。

- PCT/RO/158（優先権の回復請求を拒否する用意がある旨の通知及び／又は申立てその他の証拠の提出命令）
- PCT/RO/159（優先権の回復請求についての決定通知書）
- PCT/ISA/220（国際調査報告及び国際調査機関の見解書又は国際調査報告を作成しない旨の決定の送付の通知書）
- PCT/IPEA/409（特許性に関する国際予備報告（特許協力条約第二章））

様式PCT/RO/158と様式PCT/RO/159の修正は、優先権の回復の請求を拒否しようとする際の様々な理由の定義を明確にすることを目的としています。また、PCT/RO/158に、優先権の主張の回復の請求がなされたことに関して優先権の主張を追加することを求めるチェックボックスが設けられました。様式PCT/ISA/220には、補充国際調査請求の期限と手続きについてのお知らせが追加されました。

様式PCT/IPEA/409の修正は、2014年7月1日に発効するPCT 規則改正に基づき行われたもので、PCT 規則66.1の3に基づき国際予備審査機関（IPEA）により行われるトップアップサーチに関します。IPEAが、トップアップサーチが行われた日及び関連する文献を発見したかどうかについて又は有益な目的に資さないためトップアップサーチが行われなかった旨を表示するための新しい項目（項目6）を第1欄に設けました。

修正された様式はPDF形式の英語版、仏語版が下記のリンク先から参照できます。

（英語）[http://www.wipo.int/pct/en/forms/july\\_2014/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/forms/july_2014/index.html)

（仏語）[http://www.wipo.int/pct/fr/forms/july\\_2014/index.html](http://www.wipo.int/pct/fr/forms/july_2014/index.html)

## **PCT 最新情報**

AP : アフリカ広域知的所有権機関 (E メールアドレス)  
AU : オーストラリア (通信手段)  
CN : 中国 (国内段階移行の特別な要件)  
DE : ドイツ (保護の種類、国内段階移行の特別な要件)  
FI : フィンランド (変換前のフォーマットの出願書類の提出、ヌクレオチド及び/またはアミノ酸の配列リストの提出)  
IT : イタリア (要求する写しの部数、手数料、代理人に関する要件)  
JP : 日本 (手数料)

日本国特許庁は、受理官庁としての当該官庁に支払う送付手数料について以下の場合に軽減します。

事業開始後 10 年未満の個人事業主若しくは中小企業又は小規模企業によって提出された日本語出願の場合、当該手数料の 2/3 を減額する。詳細は次のウェブサイト参照。  
[http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/chusho\\_keigen.htm](http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/chusho_keigen.htm)

また、指定 (又は選択) 官庁としての当該官庁は審査請求料の軽減に関する以下の情報を通知しました。

国際調査報告が作成された場合、審査請求料は軽減される。さらに、個人や中小企業、小規模企業、大学やその他特定の企業は軽減を受けられる。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (JP) の脚注と国内段階 (JP) の概要が更新されました。)

KR : 大韓民国 (電話番号、手数料)  
MG : マダガスカル (所在地、電話番号、E メールとインターネットアドレス)  
NL : オランダ (官庁の名称、電話番号、E メールとインターネットアドレス)  
NO : ノルウェー (手数料)  
SE : スウェーデン (国際公開後の仮保護、国際出願の翻訳に関する要件、国際出願の写しの提出)  
SG : シンガポール (国内段階移行期限)

### **調査手数料 (日本国特許庁)**

#### **予備審査手数料 (日本国特許庁)**

日本国特許庁は当該官庁へ支払う国際調査及び国際予備審査に関する手数料を以下の場合に軽減します。

事業開始後 10 年未満の個人事業主若しくは中小企業又は小規模企業によって提出された日本語出願の場合、当該手数料の 2/3 を減額する。詳細は次のウェブサイト参照。

[http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/chusho\\_keigen.htm](http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/chusho_keigen.htm)

(PCT 出願人の手引 附属書 D (JP) 及び附属書 E (JP) の脚注が更新されました。)

## 実務アドバイス

### 誤植

PCT Newsletter 2014 年 4 月号の“実務アドバイス”における、質問(2)とその回答の最後の 2 つの文において、「EP 指定」とあるのは「欧州特許のための指定」とご理解ください。

### 国際出願を電子的に出願する際に利用する PCT-SAFE と ePCT 出願の違い

**Q:** オーストラリアの特許事務所に勤めている者です。当事務所は PCT-SAFE を利用して PCT 国際出願を準備し出願しています。しかし、現在、国際出願を ePCT 出願で（受理官庁としての国際事務局と同様に）受理官庁としてのオーストラリア特許庁に出願することが可能ということがわかりました。これら二つの電子出願はいったい何が違うのでしょうか。

**A:** PCT-SAFE は、2003 年から利用可能となり、個々のユーザ端末に PCT-SAFE ソフトをインストールして利用します。このソフトは、例えば手数料の額や、管轄官庁といった参照情報を含み、原則年 4 回アップデートされます。ユーザの多くは、使用するコンピュータのソフトをアップデートする際に必要な管理者権限を与えられていないことが多く、出願時にも最新版のソフトを使用しているとは限りません。PCT 出願のオンラインでの提出時点まで、インターネットへの接続は要求されません。

ePCT 出願は、ePCT プライベートサービスを利用してウェブ上で国際出願を準備し出願するものであり、すべて国際事務局（IB）で処理されております。適当なウェブブラウザがあり WIPO 電子証明書を手済みであれば、ご利用のコンピュータに特別なソフトをインストールする必要はなく直接オンラインで作業できます。参照情報は IB で管理する最新のものであり、IB から変更について通知された後、速やかにアップデートされます。

ePCT 出願は、PCT-SAFE よりも優れた確認機能を有しています。ePCT 出願を利用して国際出願を準備すれば、ほとんどの形式的な間違いや物理的欠陥は出願前に検出され、出願人により修正可能となります。また、ePCT では IB が使用する IT システムから出願に関するデータや書類を確認することになるので、ePCT で表示されるものと IB で受領するものとの間に相違がなく、安心してご利用いただけます。

ePCT 出願を利用すると、国際出願は提出前に ePCT アカウントと関連付けられ、必要に応じ、出願前にアクセス権を関係者に与えることが可能です。その結果、オンラインで一件書類を確認したり、出願の現状状況についての通知を受けたりするために、IB に対して別個にアクセス権を請求する必要はなく、出願後の当該出願に関するアクセスは既に確立されています。PCT-SAFE と同様に、ePCT 出願はアドレス帳機能を有し、PCT-SAFE アドレス帳データを ePCT にインポートすることも可能です。このアドレス帳は複数のユーザにより共有が可能です。

IB はユーザの皆様は、可能なときはいつでも ePCT 出願を利用し始めることをお勧めしています。この記事を書いている時点で、ePCT 出願による国際出願を受け付けている官庁は、オーストラリア、オーストリア、フィンランド、スウェーデン、および IB といった受理官庁です。しかし、いかなる PCT 締約国の居住者及び／又は国民である出願人も IB に対して国際出願を提出する資格があるので、国の安全に関する規定を満たしている場合に限り、ePCT 出願はすべての出願人が RO/IB に対して利用可能です。

RO/IB やオーストラリア特許庁のようにホストサーバを利用する官庁に対して出願する際、出願の全内容は通常、出願後すぐにオンラインで利用可能です。しかし、スウェーデン特許登録庁のように、独自の電子出願サーバを管理している受理官庁の場合には、当該受理官庁が IB に対して記録原本を送付するまでは、提出された出願の全内容はオンラインで利用可能とはなりません。ePCT で出願時のままのものを確認できます。受理官庁、国際調査機関 (ISA)、又は、国際予備審査機関 (IPEA) が許可すれば (IB は、RO、ISA 及び IPEA としてのオーストラリア特許庁において可能なものが、他の官庁において今後増加することを期待しています)、郵送したり、ファックスしたり、さらには、別個のオンラインアカウントを持つ必要も無く、同じ ePCT インターフェイスからこれらの官庁に対して中間書類をアップロードすることができます。

差し当たり PCT-SAFE を利用し続ける場合であっても、ePCT プライベートサービスが役立ちます。例えば、国際出願に関する eOwnership を有していれば、当該国際出願のファイルにアクセスしたり、当該国際出願に関するさまざまなアクション機能を実行したりすることができます。ePCT から得られる ePCT カスタマーID と一回限りの eOwnership コードを提供することにより、出願時に eOwnership を請求することができます。“Assign eOwnership in ePCT at the time of filing (出願時に ePCT の eOwnership を割り当てる)” というユーザガイドを含む PCT-SAFE の利用に関するさらなる情報については下記のサイトをご覧ください。

[http://www.wipo.int/pct-safe/en/support/user\\_documentation.htm](http://www.wipo.int/pct-safe/en/support/user_documentation.htm)

PCT-SAFE も ePCT 出願も、同様に国際出願手数料が減額されます。下記リンク先の手数料表の項目 4 をご覧ください。

[http://www.wipo.int/pct/en/texts/rules/rtax.htm#\\_S](http://www.wipo.int/pct/en/texts/rules/rtax.htm#_S)

PCT-SAFE で国際出願を提出し続けても問題ありませんが、ePCT 出願を利用することで多くのメリットを享受できますので、IB は可能な限りすべての PCT ユーザが ePCT 出願に移行するようお勧めしています。

出願人が ePCT 出願システムを体験できるように ePCT 出願のデモ版を用意し、適宜 ePCT 出願に移行できるように配慮しています。詳細は ePCT ポータルをご覧ください。

<https://pct.wipo.int/ePCT>

あるいは、下記の PCT 電子サービス Help Desk にお問い合わせください。

電子メール: [epct@wipo.int](mailto:epct@wipo.int)

電話番号: (+41-22)338 9523

### **以下の情報の一覧**

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

## PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳–

2014年6月号 | No. 6/2014

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

大学技術移転協議会（UNITT）主催の **PCT セミナー** が下記日程で開催されます。事前のお申し込み（<http://unitt.jp/>）は必要ですが**無料**です。PCT 制度の概要、最新の動向、検索システム等、PCT に関するトピックスを幅広くご紹介いたします。是非ご参加ください。

2014年7月17日（木）13：00-16：00 東京

2014年7月23日（水）13：00-16：00 大阪

2014年7月24日（木）13：00-16：00 熊本

**PCT 作業部会**

第7回 PCT 作業部会が2014年6月10日～13日にジュネーブで開催されました。

**合意された変更**

本作業部会では、2014年9月～10月に開催される PCT 同盟総会に、PCT 規則の改正提案採択のため、いくつかの規則改正提案を送付することに合意しました：

- 手数料表は、PCT-EASY（2015年7月1日から廃止）を利用した場合の100スイスフラン減額に関する事項を削除し（PCT/WG/7/15）、特定の国際手数料が90%減額となる自然人の国の一覧を決定する新しい手段を導入する（PCT/WG/7/29）
- PCT 規則 49 の 3 及び 76 は、早期国内段階移行後1ヶ月以内に、指定・選択官庁が国内段階において優先権の回復の請求を求めることができるよう改正する（PCT/WG/7/15）
- PCT 規則 90.5(d)は、代理人が取下げの通告を提出する際に、国際事務局（IB）が必要に応じ、包括委任状の写しを求めることができるよう改正する（PCT/WG/7/16）
- PCT 規則 90.3 は、2012年10月の PCT 同盟総会において採択された PCT 規則 90 の 2.5 の改正を適切に反映するよう訂正する（PCT/WG/7/15）

本作業部会では、第三者情報提供に関する提案された修正（PCT/WG/7/11）を承認しました。この修正は2014年9月か10月頃に必要な技術的変更がなされ実施される見込みです。これらの修正は次の通りです。

- 引用文献の“関連性の簡単な説明”に認められる文字数の増加
- 数式が求められる場合など、必要に応じ追加の根拠を PDF ファイルでアップロード可能

本作業部会は、当初記載されていた国際調査機関が管轄しないことが判明した場合において、管轄国際調査機関（ISA）を選択するための適切な手続きに関する受理官庁ガイドラインの修正案を承認しました（PCT/WG/7/22）。また、配列表を含む国際出願において、配列表が国際出願の一部を構成するものではなく“添付されたもの”として扱われている場合の照合欄を受理官庁が訂正することができるよう提案された受理官庁ガイドラインの修正は（修正案についてさらに議論が進められるが）原則、承認されました（PCT/WG/7/23）。

本作業部会は、PCT に基づく ISA および国際予備審査機関（IPEA）としての官庁の任命手続きの改善に関する合意された提案事項について PCT 同盟総会により採択されるよう勧告しました（PCT/WG/7/4 及び 29）。

### 電子サービスとカラー図面

本作業部会は、ePCT システムの最新動向に関する IB の報告（PCT/WG/7/2）、及び求められるさらなる利益のためには、IB による技術開発というよりむしろ、国内官庁の行動が必要である旨を留意しました。

本作業部会は、国際出願、国際段階の手続き、国際公開においてカラー図面の導入に向けた作業について承認しました（PCT/WG/7/10）。今後、特定の技術的な詳細や時期に関するさらなる議論が進められます。

ePCT を利用した国内段階移行に関する提案についてさらに検討することを IB に求めました。（PCT/WG/7/12）

### 2015 年に提案されるであろう議題

中小企業、大学、非営利研究機関に対する手数料減額に関する事務局及び WIPO チーフエコノミストによる調査（PCT/WG/7/7）及び手数料の弾性（PCT/WG/7/6）に関し、本作業部会は、中小企業に対する手数料減額の議論を進める方向性が見出せず、それに関する提案については締約国から可能性のある解決策についての具体的な提案がなされるまで保留することを留意しました。しかし、大学に対する手数料減額の可能性については、次回の作業部会での議論のため、さらなる検討が求められました。

本作業部会は、技術支援の調整に関する報告書（PCT/WG/7/14）と特許審査の研修プログラムに関するオーストラリア特許庁によるプレゼンテーションを留意しました。これに関して、先の PCT 国際機関会合において IB は各官庁間の審査官の研修をより良く調整するための提案を準備するよう求められていました。

欧州特許庁と韓国は、優先権書類に関する先行調査及び分類情報が利用可能であり送付が認められる場合に受理官庁が ISA に送付するという提案をさらに検討するよう求められました（PCT/WG/7/27）。

インドは関係者と共に、特許検索の目的で国際機関や国内官庁がより利用しやすいように、PCT 最小限資料（いわゆるミニドク）として指定されている非特許文献のデータベースを作ることを発行元等に求める提案をさらに検討するよう求められました（PCT/WG/7/28）。

IB は、引用補充が認められる日についての官庁間の相違を解決する方法に関して、引き続き

関係官庁と作業を続けることが求められました（PCT/WG/7/19）。また IB は、公衆閲覧除外対象となり得る国際出願の一件書類の特定情報についての条件を定義することが求められました（PCT/WG/7/18）。さらに IB は、優先権の回復の請求について、受領した申立てとその他の証拠を IB へ送付することに関する適切な規則を提供することが求められました（PCT/WG/7/17）。

### その他の議論された議題

作業部会では次のことを留意しました：

- 第 21 回国際機関会合の報告書（PCT/WG/7/3；PCT Newsletter 2014 年 3 月号に掲載）
- “PCT 20/20” 提案（これまで英国と米国からなされていた提案だが、本作業部会においては特定の提案はなかった）の総括（PCT/WG/7/20）
- IB が記録原本を利用して、受理官庁に代わり調査用写しを標準電子形式で ISA に対して送付する eSearchCopy システムの進展状況（PCT/WG/7/8）
- WIPO 標準 ST.14 の改訂提案の最新状況（PCT/WG/7/5）と新しい配列表の標準 ST.26（PCT/WG/7/9 および 29）に関する報告
- また、次のことは合意されませんでした：
  - ・ 特許審査ハイウェイの PCT への公式統合に関する提案（PCT/WG/7/21）
  - ・ 受理官庁がその本部で適用される時間帯以外の時間帯に基づき電子的に受理された書類の日付を付与することを許可すること（PCT/WG/7/25）
  - ・ 受理官庁としての IB に対して出願人を代理する権限を有する者に関する規則を変更すること（PCT/WG/7/13）
  - ・ 電子システムの障害時に出願人の法的なセーフガードを改善することに関する IB による具体的な提案（PCT/WG/7/24）。しかし、IB は引き続きそのような出願人のリスクを減少させる法的、技術的および手続き上の方法を検討します。

### 要約と作業文書

議長による要約と報告書案は間もなく次のウェブサイトで作業文書と共にご覧いただけます。

[www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_code=pct/wg/7](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/wg/7)

### 国立工業所有権機関（チリ）の国際調査及び予備審査機関としての機能の開始

PCT Newsletter 2012 年 10 月号に掲載した情報に関し、2012 年 10 月の第 43 回 PCT 同盟総会により、国立工業所有権機関（チリ）は PCT における国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）に選定されましたが、この度、当該機関は 2014 年 10 月 22 日から ISA 及び IPEA としての機能を開始することを WIPO に通知しました。

なお、欧州特許庁、韓国知的所有権庁、スペイン特許商標庁及び米国特許商標庁はすでにチリの居住者及び／又は国民により出願された国際出願のための管轄国際機関です。

ISA 及び IPEA としての当該機関の詳細については、PCT 出願人の手引の附属書 D 及び E に間もなく掲載されます。

### サントメ・プリンシペの ARIPO 加入

サントメ・プリンシペは、2014 年 5 月 19 日に、アフリカ広域知的所有権機関（ARIPO）のフレームワークにおける特許及び意匠に関するハラレプロトコルへの加入書を寄託しました。それにより、サントメ・プリンシペは 2014 年 5 月 19 日付けで ARIPO 締約国になり、ハラレプロトコルは 2014 年 8 月 19 日付けで発効します。これにより ARIPO 締約国数は 19 となり、ハラレプロトコル加入国数は 18 となります。

したがって、2014 年 8 月 19 日以降に出願されたいかなる国際出願において、国内特許と同様、ARIPO 特許に伴うサントメ・プリンシペの指定が含まれます（2014 年 8 月 19 日より前に提出されたいかなる国際出願も、国内特許にはサントメ・プリンシペの指定が含まれますが、ARIPO 特許には当該国の指定は含まれません）。

さらに、2014 年 8 月 19 日付けで、サントメ・プリンシペの国民及び居住者は、WIPO 国際事務局に加え、受理官庁としての ARIPO に国際出願することが可能になります。

サントメ・プリンシペの加入に関する ARIPO の公告は、以下のウェブサイトの” News” をクリックすることによりご覧いただけます。

<http://www.aripo.org/>

### 世界貿易機構（WTO）

#### イエメン共和国の加盟

2014 年 6 月 26 日に、イエメン共和国（国コード：YE）（既にパリ条約の締約国だが、PCT 締約国ではない）が WTO に加盟する予定で、これにより WTO 加盟国数は 160 となります。下記リンク先の PCT とパリ条約の締約国及び WTO の加盟国の一覧が更新されました。

[http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct\\_paris\\_wto.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_paris_wto.pdf)

PCT 規則 4.10(a)に従って、工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国に／のために出願された一つ以上の先の出願、又は、パリ条約の締約国ではないが世界貿易機関（WTO）の加盟国に／のために出願された一つ以上の先の出願の優先権を国際出願において主張することができます。

### PCT 公報発行スケジュール

#### 公開の技術的な準備が完了する日に関する簡略化


国際出願に関する書類を提出する際の ePCT の利用の増加や国際出願の手続きの効率化により、国際公開日に先立ち閉庁日がある場合でも、国際事務局（IB）はより短い準備期間で対



処することが可能となります。

2014年9月以降、公開日に先立ちIBの閉庁日があったとしても、公開の技術的な準備が通常よりも早い時期に完了することはなく、国際公開に反映させたい変更に関してIBによって受理する最終日を確認する必要がなくなります。そのような変更の受理に関する最終日は、公開が木曜日の場合は常に公開日の16日前の火曜日の24時（中央ヨーロッパ時間（CET））となります（公開が例外的に金曜日の場合は公開日の17日前）。もし例外があれば、PCT Newsletterでお知らせします。ご不明な点がございましたらIBにお問い合わせください。

### ePCT プライベートサービスを利用した公開日の調べ方

ePCT プライベートサービスをご利用でしたら、ご自身の国際出願に関する公開日や再公開日の予定を直接閲覧可能です。閲覧する際は、ePCT プライベートサービスにて対象となる国際出願を表示させ（ePCT にて当該国際出願へのアクセス権が付与されている必要があります）、IA Status（国際出願のステータス）の隣にあるアイコンをクリックしてください。



### 2014年9月11日の公開

2014年9月11日（木）がWIPOの閉庁日にあたり、通常その日に公開されるPCT国際出願（及び公示（PCT公報））は、2014年9月12日（金）に公開されます。国際公開に反映させたい変更は2014年8月26日（火）の24時（CET）までにIBに受理される必要があります。

### 7月と8月の合併号

次回のPCT Newsletterは7月と8月の合併号となり7月に発行予定です。その次の9月号が出るまでの間に、PCTユーザにお伝えすべき重要なお知らせがある場合は、PCT電子メール更新サービスにてご案内します。まだこのサービスをご利用されていないようでしたら、下記リンク先にて無料でご利用頂けます。新たにPCT Newsletterが掲載される際や、臨時のお知らせを行う際にPCTユーザにその旨をご案内します。

<http://www.wipo.int/lists/subscribe/pct-general>

さらに、PCTセミナーカレンダーやPCT手数料表に変更がある場合は、それぞれ下記のリンク先で8月に更新されます。

<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/seminar.pdf>

<http://www.wipo.int/pct/en/fees.pdf>

## **国際出願の電子出願及び手続**

### 電子形式の国際出願に関する要件及び実務

#### 欧州特許庁

欧州特許庁は電子形式の国際出願と関連する書類の提出に関する要件及び実務の詳細についての通知を更新しました。詳細は2014年5月15日付け公示（PCT公報）をご覧ください。

[http://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/officialnotices.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf)

#### 国際事務局：通知の修正

国際事務局は電子形式の国際出願に関する要件及び実務の詳細についての2014年5月8日付け公示（PCT公報）に掲載された通知を修正しました。詳細は2014年5月15日付け公示（PCT公報）をご覧ください。

[http://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/officialnotices.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf)

## **PCT-SAFE 更新**

### PCT-SAFE クライアント パッチのリリース

PCT-SAFE クライアント ソフトウェア（2014年6月13日付け Version 3.51.063.239）が次のサイトからダウンロードできます。

[http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download\\_client.html](http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html)

詳細は次のPCT電子サービスのウェブサイトをご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct-safe/en>

## **PCT 最新情報**

AT：オーストリア（手数料）

CL：チリ（Eメールアドレス）

GE：グルジア（管轄国際調査及び予備審査機関）

IN：インド（手数料）

IR：イラン・イスラム共和国（管轄国際調査及び予備審査機関）

SM：サンマリノ（所在地とあて名）

調査手数料及び国際調査に関するその他の手数料（オーストリア特許庁、欧州特許庁、韓国知的所有権庁、国立工業所有権機関（ブラジル））

## 国際予備審査手数料及び国際予備審査に関するその他の手数料（オーストリア特許庁）

### PCT 関連資料の最新／更新情報

#### PCT 規則の修正（アラビア語、独語、ポルトガル語、スペイン語）

2013年9月23日～10月2日にジュネーブで開催された PCT 同盟総会で採択された PCT 規則改正が 2014年7月1日に発効します（詳細は *PCT Newsletter* 2014年2月号又は以下のパワーポイントプレゼンテーション資料を参照）。

2014年7月1日発効の PCT 規則の全条文が PDF フォーマットで（英語、仏語に加え）アラビア語、独語、ポルトガル語、スペイン語でご利用いただけます。

（アラビア語） [http://www.wipo.int/pct/ar/texts/pdf/pct\\_regs2014.pdf](http://www.wipo.int/pct/ar/texts/pdf/pct_regs2014.pdf)

（独語） [http://www.wipo.int/pct/de/texts/pdf/pct\\_regs2014.pdf](http://www.wipo.int/pct/de/texts/pdf/pct_regs2014.pdf)

（ポルトガル語） [http://www.wipo.int/pct/pt/texts/pdf/pct\\_regs2014.pdf](http://www.wipo.int/pct/pt/texts/pdf/pct_regs2014.pdf)

（スペイン語） [http://www.wipo.int/pct/es/texts/pdf/pct\\_regs2014.pdf](http://www.wipo.int/pct/es/texts/pdf/pct_regs2014.pdf)

#### PCT 規則改正に関するパワーポイントプレゼンテーション資料

2014年7月1日発効の PCT 規則改正に関するパワーポイントプレゼンテーション資料が中国語、英語、仏語、独語、スペイン語でご覧いただけます。

（中国語） [http://www.wipo.int/pct/zh/texts/ppt/rule\\_changes\\_archive.html](http://www.wipo.int/pct/zh/texts/ppt/rule_changes_archive.html)

（英語） [http://www.wipo.int/pct/en/texts/ppt/rule\\_changes\\_archive.html](http://www.wipo.int/pct/en/texts/ppt/rule_changes_archive.html)

（仏語） [http://www.wipo.int/pct/fr/texts/ppt/rule\\_changes\\_archive.html](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/ppt/rule_changes_archive.html)

（独語） [http://www.wipo.int/pct/de/texts/ppt/rule\\_changes\\_archive.html](http://www.wipo.int/pct/de/texts/ppt/rule_changes_archive.html)

（スペイン語） [http://www.wipo.int/pct/es/texts/ppt/rule\\_changes\\_archive.html](http://www.wipo.int/pct/es/texts/ppt/rule_changes_archive.html)

### 実務アドバイス

#### 国際出願をする際に国の安全に関する規定を考慮することの必要性

**Q:** ePCT 出願を利用して国際出願を提出したいと考えていますが、出願人の通常の国内受理官庁はそのような出願をまだ受付けていません。そのため、国際事務局を受理官庁（RO/IB）として出願しようと考えています。というのも、RO/IB は ePCT 出願を受付けており、いかなる PCT 締約国の居住者及び／又は国民からも国際出願を受理するからです。しかし、国内官庁に出願しなかった場合、国の安全に関する問題が生じ得るかどうか教えてください。

**A:** 受理官庁としての国際事務局（RO/IB）に（あるいは広域特許庁に対して）出願することで、国の安全に関する規定を考慮する必要がなくなることはありません。RO/IB に直接出願

する場合、国内法で定められた国の安全に関する規定の遵守は RO/IB では確認されず、**出願する前にそのような規定を遵守していることを保証することは出願人としての責任です**。同様の制限は、広域特許庁の特定の加盟国にも適用され、欧州特許庁に国際出願した場合がその例です。

これらの規定の要件は多種多様で、ある国では国の安全に関する理由から全ての外国出願を制限します。すなわち、関連する国内法により、発明がなされた国以外の国や出願人が居住者及び／又は国民である国以外の国に出願するために政府の許可を求めることが必要となります。また、発明が特定の技術分野に関連している場合にのみ制限する国もあります。

次に示す PCT 第 27 条(8)のとおり、PCT においてそのような制限は許容されています。

“この条約及び規則のいかなる規定も、締約国が自国の安全を保持するために必要と認める措置をとる自由又は締約国が自国の一般的な経済的利益の保護のため自国の居住者若しくは国民の国際出願をする権利を制限する自由を制限するものと解してはならない。”

そのため、PCT 受理官庁として国内官庁に出願する際、国の安全に関する国内規定が適用されるかどうか検討する間、またもし適用されるのなら、国の安全に関する許可を与えるかどうか検討する間、当該官庁から国際事務局や国際調査機関への国際出願の送付を遅らせることができます (PCT 規則 22.1)。もし、国の安全に関する許可を与えるべきではないと判断されれば、当該出願を国際出願として扱わないと宣言することができ、様式 PCT/RO/147 (国の安全に関する理由により記録原本及び調査用写しが送付されない旨の通知) が発行されます。

ご質問からは国内官庁に先の出願をしているかどうか分かりません。多くの場合、先の国内出願を出願人の国内官庁に出願し、その後の出願の主題が先の出願と同一であれば、通常、必要な国の安全に関する点検はすでに実施され、出願人はすでに後の出願に関する必要な許可を政府から受けているかもしれません。例えば、もし発明が米国でなされ、6 ヶ月以上前に当該国に先の出願が提出され、その後、安全に関する命令が発行されていなければ、他の国に後の出願を提出する権利があります (特許庁長官から取得した許可証により許可されているのであれば、6 ヶ月より早く出願することは可能です (次のサイトの USPTO の審査基準の § 140 “Foreign Filing Licenses (外国出願に関する許可証)” を参照：<http://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s140.html>) )。

最後に、もし国籍や住所、発明の性質によって国の安全に関する規定の対象となり、当該発明に関してまだ国の安全に関する許可を受けていないのであれば、RO/IB に対して国際出願を提出する前に国内受理官庁に連絡すべきです。

国内官庁が、国内官庁が国の安全を理由に、当該国内官庁以外の官庁に提出する予定の PCT 出願に適用される外国出願の制限について IB に通知している場合、その情報は、*PCT 出願人の手引* 附属書 B1 (締約国に関する情報) で、管轄受理官庁のリストの脚注として参照可能です。次のリンク先の該当する官庁をクリックしてください。

<http://www.wipo.int/pct/en/appguide/>

## **以下の情報の一覧**

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

# PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2014年7-8月号 | No. 7-8/2014

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

## PCT 統計 2013

### PCT 年次報告（2014年版）

PCT 年次報告（2014年版）では、2013年のPCTの活動及び進展が要約され、PCT出願に関する包括的な統計（上位国、上位出願人、上位技術分野ごとの出願数を含む）、2013年の国際特許制度の実績に関する統計、2012年の国内段階移行に関する統計が紹介されています。2014年版には、大学や公的研究機関がPCT制度をどのように利用しているかについて調査した特別のテーマを設けており、大学や公的研究機関からのPCT出願に関する統計の詳細な内訳を含みます（16ページ参照）。

PCT 年次報告の英語 PDF 版は以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/pct/>

また、上記ウェブサイトには、本報告に関するデータやグラフへのリンクもあり、次の情報をご利用いただけます。なお、本報告の仏語とスペイン語版は準備中です。

- グラフや表のイメージ（タイトル、出典及び注記）
- グラフや表の詳細なデータ

## 委任状の放棄

### PCT 規則 90.4(d) 及び 90.5(c) に基づく通知（フランス）

受理官庁としての国立工業所有権機関（フランス）は、2014年6月2日から別個の委任状又は包括委任状の写しを提出するための、PCT 規則 90.4(b) 及び 90.5(a)(ii) に基づく要件を放棄することを国際事務局に通知しました。しかし、別個の委任状又は包括委任状の写しが必要とされる特別な場合は次のとおりです。

- 代理人が
  - 知的財産法 L.422-5 に示された者
  - 契約上、出願人に拘束された企業又は公的機関
  - 専門性の高い機関
- 代理人として活動する事に関し疑義がある場合
- 共通の代表者の場合

国際段階で代理人又は共通の代表者が取下げ通知を提出する際には委任状が常に求められることにご注意ください（PCT 規則 90.4(e) 及び 90.5(d)）。

委任状の放棄についての背景情報は *PCT Newsletter* 2004 年 1 月号の 2 ページに記載されています。また、委任状の要件を放棄することを WIPO に通知した官庁（又は機関）の一覧（下記のサイト）が更新されました。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/waivers.html>

PCT 出願人の手引 附属書 C（FR）が更新されました。

## ePCT アップデート

ePCT システム（Version 2.11）が 2014 年 6 月 25 日にリリースされました。いくつかの新機能を以下に示します。

### ePCT（出願人・第三者向け）

#### ファイル表示の分離

国際事務局に提出された書類や受理官庁、国際調査機関及び国際予備審査機関に提出された書類を区別するためのタブが導入されました。

#### アクション機能やドキュメントアップロードのための署名

アクション機能やドキュメントアップロード機能で提出する際、出願人（又は代理人）の署名が必須となりますが、現在、署名欄には以下の 3 つのオプションがあります。

- 現在のユーザが出願人／代理人であり、テキスト署名を入力する
- 現在のユーザが出願人／代理人ではないが、出願人／代理人のイメージ署名を含むファイルを利用できる
- 現在のユーザが出願人／代理人ではないが、アップロードされる予定の書類の一つに出願人／代理人の署名を含む

#### ePCT アクション機能

以下のような多くの ePCT アクション機能が改善されました。

- 以下の ePCT アクション機能では、即座に提出する必要がなくなり、下書きとして保存可能：
  - ePCT アクション機能を利用して作成された PCT 規則 4.17 に基づく申立て
  - ePCT プライベートサービスで作成された先行技術文献に関する見解
  - ePCT パブリックサービスで作成された先行技術文献に関する第三者情報提供
- アクションが提出前に閲覧された場合、その閲覧の日時をページの左上の隅にすかしで表示
- “国際予備審査請求書（第 II 章）の提出” アクション機能の改善：
  - 特定の状況において手数料の減額が適用
  - “ISA 見解書に対する答弁書” を国際予備審査請求書に添付可能
  - 国際予備審査請求は全公開言語で利用可能（今後リリース予定のアラビア語を除く）

## ePCT 出願

ePCT 出願を利用する出願人／代理人向けに、以下の新機能が導入されました：

- 明細書、請求の範囲、要約それぞれの PDF ファイルを別個に添付する代わりに、それらを一つにまとめた PDF ファイルを添付可能
- XML 形式による出願一式を添付可能
- 新国際出願に関する画面に、同日の補充を提出するための残り時間を表示（出願をした受理官庁が ePCT ドキュメントアップロードを利用して書類をアップロード可能な官庁である場合）
- 優先権主張が優先日から 12 ヶ月以内であるが、優先権の回復を請求するための欄にチェックしている場合に、新たな警告を表示
- 特定の状況における調査手数料の減額の計算
- 願書様式、手数料計算用紙、申立てのプレビュー機能の改善
- ePCT 出願を利用する現在のユーザにより提出された全出願を検索する新しい機能

ePCT (Version 2.11) で導入された、出願人・第三者向け ePCT の新しい機能についての詳細情報、及び、将来予定されている新しい機能についての情報は、次のリンク先の “What’s New in ePCT V2.11 for Applicants and Third Parties” でご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct\\_whats\\_new.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct_whats_new.pdf)

ePCT パブリックサービスとプライベートサービスの利用に関する詳細情報は、次のリンク先の *ePCT User Guide for Applicants and Third Parties* をご覧ください：

[http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/pct\\_wipo\\_accounts\\_user\\_guide.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/pct_wipo_accounts_user_guide.pdf)

また WIPO ユーザアカウント（ePCT パブリックサービス、プライベートサービスを利用する際に必要）の作成と電子証明書（ePCT プライベートサービスを利用する際に必要）のアップロードに関する詳細は、次のリンク先をご参照ください。

[http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct\\_getting\\_started.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct_getting_started.pdf)

## ePCT（受理官庁・国際機関向け）

ePCT (Version 2.11) に導入された官庁向け ePCT の変更に関する情報は、関係官庁に送付され、次のサイトの “What’s New in ePCT V2.11 for Offices” にも概要が述べられています：

[http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct\\_office\\_whats\\_new.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct_office_whats_new.pdf)

官庁向け ePCT の詳細情報は、次のリンク先の *ePCT Office User Guide* をご参照ください。

[http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct\\_office\\_user\\_guide.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct_office_user_guide.pdf)

WIPO 官庁ユーザアカウントの作成や電子証明書のアップロードに関する詳細は、次のリンク先をご参照ください：

[http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/epct/pdf/epct\\_office\\_getting\\_started.pdf](http://www.wipo.int/export/sites/www/pct/en/epct/pdf/epct_office_getting_started.pdf)

## 国際出願の電子出願及び手続

### 欧州特許庁

国際予備審査機関としての欧州特許庁（EPO）は、2014年6月30日から、“PCT-DEMAND”プラグインを含むEPOオンライン出願ソフト（eOLF）から電子形式で提出された国際予備審査請求を受理し手続を行う用意があることを国際事務局に通知しました。

EPOは、2014年4月22日に、eOLFのユーザがPCTに関する中間書類（国際予備審査請求を除く）の提出やPCTのすべての手続に関する手数料のEPO（受理官庁、国際調査機関、補充国際調査機関、国際予備審査機関として）に対する支払いを可能にするeOLFの新しい機能を導入しました（PCT Newsletter 2014年5月号の2ページ参照）。

詳細はEPOのウェブサイトをご覧ください：

<http://www.epo.org/applying/online-services/online-filing/documentation.html>

## リトアニア：PCT 経由の国内ルートの開鎖についてのお知らせ

PCT Newsletter 2012年2月号でお知らせしたように、リトアニアは2014年9月4日付けでPCT経由の国内ルートを閉鎖します。したがって、リトアニアへ国内段階移行することができなくなり、リトアニアでの保護を希望する出願人は欧州特許庁に対して広域段階に移行することになります。なお、リトアニアは2004年12月1日付けで欧州特許条約（EPC）に加盟し、その日以降の国際出願は自動的に欧州特許のためのリトアニアの指定を含みます。

## PCT 最新情報

- BE：ベルギー（微生物及びその他の生物材料の寄託機関に関する変更）
- BN：ブルネイ・ダルサラーム（官庁の名称、所在地とあて名、電話番号、Eメールとインターネットアドレス）
- CA：カナダ（代理人に関する要件）
- EC：エクアドル（FAX、所在地とあて名、電話番号、Eメールとインターネットアドレス）
- GE：グルジア（管轄国際調査及び予備審査機関）
- GR：ギリシャ（所在地とあて名）
- IE：アイルランド（Eメールによる通知、PCT-EASY 物理媒体を伴う PCT-EASY 願書の提出）
- IS：アイスランド（手数料）
- MX：メキシコ（代理人に関する要件）
- PL：ポーランド（Eメールアドレス）
- US：アメリカ合衆国（管轄国際調査及び予備審査機関）

調査手数料（オーストラリア特許庁、国立工業所有権機関（ブラジル））

## PCT 関連資料の最新／更新情報

### PCT 規則の修正（中国語、日本語）

2013年9月23日～10月2日にジュネーブで開催されたPCT同盟総会で2014年7月1日



発効の PCT 規則改正提案が採択されました(詳細は *PCT Newsletter* 2014 年 2 月号を参照)。

2014 年 7 月 1 日発効の PCT 規則の全条文が PDF 形式でアラビア語、英語、仏語、独語、ポルトガル語、スペイン語に加え、中国語、日本語でご利用いただけます。

(中国語) [http://www.wipo.int/pct/zh/texts/pdf/pct\\_regs.pdf](http://www.wipo.int/pct/zh/texts/pdf/pct_regs.pdf)

(日本語) [http://www.wipo.int/pct/ja/texts/pdf/pct\\_regs.pdf](http://www.wipo.int/pct/ja/texts/pdf/pct_regs.pdf)

英語、仏語、スペイン語版は HTML 形式でもご利用いただけます。

(英語) <http://www.wipo.int/pct/en/texts/rules/rtoc1.htm>

(仏語) <http://www.wipo.int/pct/fr/texts/rules/rtoc1.htm>

(スペイン語) <http://www.wipo.int/pct/es/texts/rules/rtoc1.htm>

### **PCT 出願人の手引**

*PCT 出願人の手引*の PCT 国際段階の詳細情報が記載された“国際段階の概要”がスペイン語でご覧いただけます。国際事務局はこの翻訳を行ったスペイン特許商標庁に心から感謝いたします。

<http://www.wipo.int/pct/es/appguide/>

*PCT 出願人の手引*の英語及び仏語版は現在 2014 年 7 月 1 日発効の PCT 規則改正の反映作業中であり、その他の更新と共にまもなく公開されます。

(英語) <http://www.wipo.int/pct/en/appguide/>

(仏語) <http://www.wipo.int/pct/fr/appguide/>

### **ISA 及び IPEA の取決め**

WIPO 国際事務局と、国際調査機関 (ISA) 及び国際予備審査機関 (IPEA) としての以下の機関との間の ISA 及び IPEA としての機能に関する 2014 年 7 月 1 日発効の改正された取決めが PDF 形式で英語及び仏語で掲載されました。

AT オーストリア特許庁  
US 米国特許商標庁

(AT : 英語) [http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag\\_at.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_at.pdf)

(AT : 仏語) [http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag\\_at.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_at.pdf)

(US : 英語) [http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag\\_us.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_us.pdf)

(US : 仏語) [http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag\\_us.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_us.pdf)

WIPO 国際事務局と国立工業所有権機関（チリ）との間の PCT 国際調査及び予備審査機関としての機能に関する 2014 年 10 月 22 日発効の取決めが 2014 年 6 月 19 日付け公示（PCT 公報）に掲載されました。

（英語） [http://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/officialnotices.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf)

（仏語） [http://www.wipo.int/pct/fr/official\\_notices/officialnotices.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/official_notices/officialnotices.pdf)

2014 年 10 月 22 日以降、ISA 及び IPEA の取決めについて紹介するページ  
（[http://www.wipo.int/pct/en/access/isa\\_ipea\\_agreements.html](http://www.wipo.int/pct/en/access/isa_ipea_agreements.html)）からご覧いただけます。

### PCT 実施細則の改正

PCT 実施細則の附属書 F の附属文書が改正され、2014 年 7 月 1 日から発効します。この改正は、現在の国際予備審査請求書（PCT/IPEA/401）をレンダリングするための要求を取り入れるものです。

2014 年 7 月 1 日発効の実施細則の全文は次の PCT ウェブサイトで、英語及び仏語の PDF 形式でご覧いただけます。

（英語） [http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ai\\_dtd.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ai_dtd.pdf)

（仏語） [http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/ai\\_dtd.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/ai_dtd.pdf)

### PCT 国際調査・予備審査ガイドライン

PCT 国際調査・予備審査ガイドラインは現在 2014 年 7 月 1 日発効の PCT 規則改正の反映作業中です。更新されたガイドラインは、英語と仏語でまもなく PCT ウェブサイトに公開されます。

（英語） <http://www.wipo.int/pct/en/texts/gdlines.html>

（仏語） <http://www.wipo.int/pct/fr/texts/gdlines.html>

### セミナー資料

PCT 手続きを網羅したセミナー資料の英語版が 2014 年 7 月 1 日発効の PCT 規則改正を反映させ 2014 年 7 月 2 日に更新され以下のリンク先でご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/en/seminar/basic\\_1/document.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/seminar/basic_1/document.pdf)

### PCT 様式（独語）

PCT Newsletter 2014 年 5 月号に掲載した情報に加え、以下の編集可能な PCT 様式が、英語と仏語に加え、独語でご利用いただけます。国際事務局はこれらの様式の翻訳を行った欧州特許庁に心から感謝いたします。

PCT/RO/158 (優先権の回復請求を拒否する用意がある旨の通知及び／又は申立てその他の証拠の提出命令)

[http://www.wipo.int/pct/de/forms/ro/editable/ed\\_ro158.pdf](http://www.wipo.int/pct/de/forms/ro/editable/ed_ro158.pdf)

PCT/RO/159 (優先権の回復請求についての決定通知書)

[http://www.wipo.int/pct/de/forms/ro/editable/ed\\_ro159.pdf](http://www.wipo.int/pct/de/forms/ro/editable/ed_ro159.pdf)

PCT/ISA/220 (国際調査報告及び国際調査機関の見解書又は国際調査報告を作成しない旨の決定の送付の通知書)

<http://www.wipo.int/pct/de/forms/isa/isa220.pdf>

PCT/IPEA/409 (特許性に関する国際予備報告 (特許協力条約第II章))

<http://www.wipo.int/pct/de/forms/ipea/ipea409.pdf>

### WIPO 本部での上級者向け PCT セミナー

国際段階や国内段階における手続き、PCT 最新動向、ePCT での出願や出願管理に関する上級者向け PCT セミナーを 2014 年 10 月 9 日及び 10 日にジュネーブの WIPO 本部で開催します。本セミナーは PCT 制度に精通している特許管理者、弁理士事務所員やユーザ向けで、講演者には WIPO の PCT 法務部、PCT ビジネス開発部、PCT 事業部から経験豊富なスタッフが参加予定です。下記ウェブサイトにて、プログラム (時間やトピックス) やその他のお知らせ、オンライン登録フォームがございます。

[http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=33504](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=33504)

本セミナーの登録は無料ですが、参加者は 45 人限定となっています。ご希望の方は、2014 年 9 月 19 日までに登録を行ってください。セミナーの詳細は次のアドレス宛に電子メールを送付頂ければご連絡いたします : [pct.our@wipo.int](mailto:pct.our@wipo.int)

### 実務アドバイス

#### 共通の代理人が選任されていない場合の、願書様式における出願人の記載順の重要性

**Q:** 私は中国の国民で居住者である出願人です。もう一人の中国の国民で居住者の者と共に、代理人を通して受理官庁としての中華人民共和国国家知識産権局 (RO/CN) に国際出願をしました。しかし、その代理人は選任を放棄してしまい、本出願について代理人がいなくなりました。当方は PCT 出願に経験が浅いので、新たに代理人を選任したいと思っています。ところが、共同出願人は当方の選んだ代理人には賛同せず、他の代理人を選任したい意向です。それぞれ別々に 2 人の代理人をたてることは可能でしょうか。もし可能なら、どちらの代理人が本国際出願に関して行動を取る資格があるのでしょうか。

**A:** “共通の代理人”として複数の出願人を代表して同じ代理人<sup>1</sup>を選任する方が一般的に便利であり費用を抑えることもできますが、国際出願において、共同出願人により選任された代理人ではない代理人を選任することは可能です。しかし、本出願に関し行動を取る資格がある“記録された代理人”としてみなされるは一人のみであることにご注意ください。主となる代理人とみなされる代理人は、貴殿あるいは共同出願人のどちらの出願人が共通の代表

<sup>1</sup> 複数の代理人を一つのグループとして選任する場合もある

者としてみなされるのかにより決定されることとなります。

もし何れの出願人も、他方出願人によって国際出願のための共通の代表者として選任されていないのであれば、PCT 規則 19.1 に従い、国際出願が提出された受理官庁に対して国際出願をする資格がある、願書様式に最初に記載された出願人が共通の代表者としてみなされる（“みなされた共通の代表者”）ことが PCT 規則 90.2(b)に規定されています。本件では双方が RO/CN に出願をする資格があるので、みなされた共通の代表者は、願書様式に最初に記載された方になります。もし貴殿が最初に記載されているのであれば、貴殿がみなされた共通の代表者となり、貴殿が選任した代理人が記録された代理人とみなされます。一方、もし共同出願人が最初に記載されていれば、共同出願人がみなされた共通の代表者となり、共同出願人により選任された代理人は、共同出願人の代わりに行動する資格があります。何れにせよ、出願手続を行なう人は、PCT の手続きを十分理解していることが大変重要ですので、貴殿および共同出願人が、本国際出願のための代理人をできるだけ早く選任することを強くお勧めします。

出願人の中には願書様式に記載する出願人の順番が重要であると認識していない方もいます。もし、出願のためのみなされた共通の代表者として意図しない者を最初に記載してしまったのであれば、PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の記録の要請をすることによって変更できます。しかし、そのような要請の性質により、その時点で最初に記載された出願人の同意（例えば、その要請に署名をすることによって）が必要となります。

貴殿が願書様式に最初に記載された出願人であり、（貴殿が RO/CN に対して国際出願をする資格があることを考慮し）みなされた共通の代表者であると仮定した場合であっても、次のことに注意することが必要です。PCT 規則 90 の 2 に基づくいかなる取下げに関しても、取下げ通知において共同出願人又は共同出願人の選任した代理人によっても署名されなければ、貴殿も貴殿が選任した代理人も当該取下げの効力を生じさせる資格はありません（PCT 規則 90 の 2.5）。しかし、貴殿又は貴殿の代理人は、PCT 第 19 条に基づく補正の提出、国際予備審査請求書の提出、PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の記録の要請（上記パラグラフに言及された例外を参照）のような他の行動は、他の出願人の署名を必要とせず行う資格があります。

### 以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

# PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2014年9月号 | No. 9/2014

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

## 国際出願の電子出願及び手続

### ユーラシア特許庁に対する ePCT 出願

受理官庁としてのユーラシア特許庁（RO/EA）は、2014年9月1日から ePCT ポータルサイトの ePCT 出願機能を利用した国際出願を受入れることを国際事務局（IB）に通知しました。これにより、ePCT 出願が可能な受理官庁の数は6となりました。

電子形式による国際出願の提出に関する RO/EA の詳細は、次のリンク先の 2014年8月21日付けの公示（PCT 公報）に掲載されました。

[http://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/officialnotices.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf)

ePCT 出願は、電子証明書で認証された WIPO ユーザアカウントで利用可能な ePCT プライベートサービスから行えます。ご利用は下記リンク先の ePCT ポータルサイトからどうぞ。

<https://pct.wipo.int/ePCT>

また、上記リンク先から WIPO ユーザアカウントの作成と WIPO 電子証明書の入手も可能です。ePCT ポータルサイトの“Try ePCT in DEMO mode”（ePCT デモ版）のリンクからデモ出願も可能です。

（PCT 出願人の手引 附属書 C（EA）が更新されました。）

## PCT-特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）パイロット

中華人民共和国国家知識産権局とアイスランド特許庁、知的所有権庁（英国）、イスラエル特許庁、スウェーデン特許登録庁との新しい試行プログラムの開始

中華人民共和国国家知識産権局（SIPO）と以下の官庁は、記載された日付から新しい2庁間の PCT-PPH 試行プログラムを開始しました。

- イスラエル特許庁（ILPO）（2014年8月1日）
- スウェーデン特許登録庁（PRV）（2014年7月1日）

本試行プログラムでは一方の国際調査機関（ISA）又は国際予備審査機関（IPEA）としての官庁によって作成された肯定的な見解書若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第II章）（すなわち、特許性ありと判断された請求の範囲が少なくとも1つ存在する場合）を得た PCT 出願に基づき、他方の国の国内段階で早期審査を利用することが可能になります。

さらに、SIPO と以下の官庁は、2014 年 7 月 1 日から新しい一方向の PCT-PPH 試行プログラムを開始しました。

- アイスランド特許庁 (IPO)
- 知的所有権庁 (英国) (UKIPO)

本試行プログラムでは ISA 又は IPEA としての SIPO によって作成された肯定的な見解書若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告 (第 II 章) (すなわち、特許性ありと判断された請求の範囲が少なくとも 1 つ存在する場合) を得た PCT 出願に基づき、アイスランド又は英国の国内段階で早期審査を利用することが可能になります。

なお、英国の早期審査制度により肯定的な PCT 成果物に基づき UKIPO に早期審査を請求できます。詳細は以下のリンク先をご覧ください。

<http://www.ipo.gov.uk/p-pn-fasttrack1.htm>

PCT-PPH の詳細は以下をご覧ください。

ILPO と SIPO :

<http://index.justice.gov.il/En/Units/ILPO/Departments/PCT/Pages/InternationalAgreementsPPH.aspx>

[http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/2014/201406/t20140627\\_972290.html](http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/2014/201406/t20140627_972290.html)

(英語の文書へのリンクを含む中国語のページ)

<http://index.justice.gov.il/Units/RashamHaptentim/Units/patent/Madrachim/Pages/PPH.aspx>

(ヘブライ語の ILPO PPH ウェブサイト)

PRV と SIPO :

[http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/2014/201406/t20140627\\_972290.html](http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/2014/201406/t20140627_972290.html)

(英語の文書へのリンクを含む中国語のページ)

<http://www.prv.se/en/IP-Professional/Patents/Patent-Prosecution-Highway-PPH/>

IPO と SIPO :

<http://www.els.is/en/patents/pph--accelerated-examination/> 及び

[http://www.els.is/media/2010/CN\\_IS-PCT-PPH-guidelines.pdf](http://www.els.is/media/2010/CN_IS-PCT-PPH-guidelines.pdf)

[http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/2014/201406/t20140627\\_972290.html](http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/2014/201406/t20140627_972290.html)

(英語の文書へのリンクを含む中国語のページ)

UKIPO と SIPO :

[https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/318641/Requesting\\_UK-China\\_PPH\\_Guidelines.pdf](https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/318641/Requesting_UK-China_PPH_Guidelines.pdf)

[http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/2014/201406/t20140627\\_972290.html](http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/2014/201406/t20140627_972290.html)

(英語の文書へのリンクを含む中国語のページ)

更新された PCT-PPH 試行プログラムのウェブサイトは以下のリンク先をご覧ください。

[http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct\\_pph.html](http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html)

上記の新たな試行プログラムにより、PCT 成果物を利用した PPH 合意が増えました。なお、上記の PCT-PPH のウェブサイトに記載されている PCT-PPH 合意と同様に、グローバル PPH 試行プログラム（*PCT Newsletter* 2013 年 12 月号、2014 年 1 月号を参照）や IP5（五大特許庁） PPH 試行プログラム（*PCT Newsletter* 2013 年 10 月号を参照）に基づく多国間合意においても PCT 成果物の利用を含み、それらを含めると現在 19 官庁が参加しています。さらに、PCT 成果物の利用を含みませんが、多くの官庁が PPH に参加しています。詳細は下記の PPH ポータルサイトをご覧ください。

<http://www.jpo.go.jp/ppph-portal/index.htm>

## パリ条約

### クウェートの加入

2014 年 9 月 2 日にクウェート（国コード：KW）が工業所有権の保護に関するパリ条約の加入書を寄託し、パリ条約の締約国数は 176 となりました。クウェートは 2014 年 12 月 2 日からパリ条約に拘束されます。

PCT 規則 4.10(a)に従い、パリ条約の締約国に／のために出願された一つ以上の先の出願、又は、パリ条約の締約国ではないが世界貿易機関（WTO）のメンバーに／のために出願された一つ以上の先の出願の優先権を国際出願において主張することができます。クウェートはすでに WTO のメンバーです。

## ブダペスト条約

### ブダペスト条約に関する一般情報

特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約は WIPO により管理され、バイオテクノロジー発明の分野で重要な役割を担っています。発明の開示は特許を取得するための重要な要件です。発明が一般に公開されていない微生物や他の生物材料（以下、微生物）を含み、又はその利用を含む場合、その単なる記載は十分な開示ではない場合があります。そのため、特定の国々では、微生物の試料を専門機関に寄託する必要があります。

特許保護を求める各国において微生物を寄託しなければならないことを避けるため、ブダペスト条約は何れの国際寄託当局（IDA）での寄託（且つ PCT 出願における寄託に関する情報の記載）は全締約国の国内特許庁や当該条約の効果が及ぶ広域特許庁に対する特許手続の目的において十分であると規定しています。

IDA は微生物を保管することができる、つまり一般的には“培養株保存”できる科学的機関です。

ブダペスト条約の詳細は次のリンク先をご覧ください。

<http://www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/>

## ブダペスト条約に関する統計

2013年にはブダペスト条約の締約国は79あり、42のIDAが設置されていました。その年、カタールが条約に加盟し、米国に設置された Provasoli-Guillard National Center for Marine Algae and Microbiota (NCMA) がIDAの地位を取得しました。

2013年におけるブダペスト条約に基づく寄託と試料の分譲に関する統計は、38のIDAからの回答に基づき、以下のリンク先でご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/micros/>

2013年の統計についていくつか紹介します。

2013年(4,822)の全寄託数は2012年(4,636)と比較して4%増加しましたが、第三者への試料の分譲はやや減少しました(2,096: -3%)。2013年に寄託数の多かったIDAの上位6機関は以下の通りです(括弧内の変化率は2012年比)。

1. China General Microbiological Culture Collection Center (CGMCC) (CN)	1,626	(+17%)
2. China Center for Type Culture Collection (CCTCC) (CN)	967	(+24%)
3. American Type Culture Collection (ATCC) (US)	785	(-13.5%)
4. Korean Collection for Type Cultures (KCTC) (KR)	193	(-20%)
5. National Collections of Industrial, Food and Marine Bacteria (NCIMB) (GB)	179	(+54%)
6. Leibniz-Institut DSMZ – Deutsche Sammlung von Mikroorganismen und Zellkulturen GmbH (DSMZ) (DE)	177	(-49%)

ブダペスト条約が運用可能となって(1981年)から2013年末までの全寄託数は87,074であり、上位4機関を以下に示します。

1. American Type Culture Collection (ATCC) (US)	29,476
2. International Patent Organism Depository (IPOD), National Institute of Technology and Evaluation (NITE) (JP) (NITE 特許生物寄託センター)	10,165
3. China General Microbiological Culture Collection Center (CGMCC) (CN)	8,737
4. Leibniz-Institut DSMZ – Deutsche Sammlung von Mikroorganismen und Zellkulturen GmbH (DSMZ) (DE)	7,603

中国と米国における寄託は2013年の寄託の72%(それぞれ53.7%、18.3%)であり、これまでの合計の55%(それぞれ17%、38%)となりました。



## **PCT 最新情報**

AU : オーストラリア (PCT-EASY 物理媒体を伴う PCT-EASY 願書の提出、手数料)  
BE : ベルギー (所在地とあて名、手数料)  
BN : ブルネイ・ダルサラーム (国内段階移行の要件の概要)  
CL : チリ (管轄国際調査及び予備審査機関)  
CU : キューバ (管轄国際調査及び予備審査機関)  
EC : エクアドル (管轄国際調査及び予備審査機関)  
EP : 欧州特許庁 (手数料)  
IN : インド (手数料)  
PA : パナマ (管轄国際調査及び予備審査機関)  
PT : ポルトガル (手数料)  
QA : カタール (所在地とあて名、電話と FAX 番号)  
SE : スウェーデン (手数料)

調査手数料 (オーストラリア特許庁、欧州特許庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、国立工業所有権機関 (ブラジル)、国立工業所有権機関 (チリ)、北欧特許機構、韓国知的所有権庁、スウェーデン特許登録庁)

予備審査手数料 (国立工業所有権機関 (チリ))

取扱手数料 (スウェーデン特許登録庁)

## **PCT 関連資料の最新／更新情報**

### 作業文書

#### *PCT 同盟総会*

2014 年 9 月 22 日～30 日にジュネーブで開催される第 46 会期 (第 27 回臨時) PCT 同盟総会の作業文書は下記リンク先でご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=33287](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=33287)

#### *PCT 技術協力委員会*

2014 年 9 月 22 日～30 日にジュネーブで開催される第 27 回 PCT 技術協力委員会 (CTC) の作業文書は下記リンク先でご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=33947](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=33947)

#### *PCT 作業部会*

2014 年 6 月 10 日～13 日にジュネーブで開催された第 7 回 PCT 作業部会の報告案は下記リンク先でご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=32424](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=32424)

## PCT 規則のドイツ語版－訂正版

PCT 規則のドイツ語版で使用された専門用語が訂正されました。当該条文集は再公開され下記リンク先でご覧いただけます。なお、ドイツ語の特許協力条約（PCT）と規則の紙版の訂正版は現在準備中です。

[http://www.wipo.int/pct/de/texts/pdf/pct\\_regs.pdf](http://www.wipo.int/pct/de/texts/pdf/pct_regs.pdf)

## PCT FAQs

“外国における発明の保護：特許協力条約（PCT）に関する FAQ（よくあるお問い合わせ）”が2014年7月版として更新され下記リンク先で英語版の HTML と PDF 形式でご覧いただけます。他の言語は準備中です。

<http://www.wipo.int/pct/en/faqs/faqs.html>

[http://www.wipo.int/pct/en/basic\\_facts/faqs\\_about\\_the\\_pct.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/basic_facts/faqs_about_the_pct.pdf)

## PCT 国際調査・予備審査ガイドライン

PCT 国際調査・予備審査ガイドラインは2014年7月1日に発効した PCT 規則改正を反映し更新されました。なお、本規則改正は以下に関連しています。

- － 国際調査機関の見解書及び当該見解書に対して出願人によって提出された非公式コメントを国際公開日から閲覧可能とする（PCT 規則 44 の 3 の削除及び規則 94.1(b)の修正）
- － 幾つかの例外を除いて、国際予備審査機関に対して国際予備審査時にトップアップ調査の実施を求める（PCT 規則 66.1 の 3 及び 70.2(f)の追加）

更新されたガイドラインは英語と仏語で下記リンク先からご覧いただけます。

（英語） <http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/ispe.pdf>

（仏語） <http://www.wipo.int/pct/fr/texts/pdf/ispe.pdf>

## セミナー資料

PCT 手続きを網羅したセミナー資料が2014年8月8日付けで中国語で更新され以下のリンク先でご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/zh/seminar/basic\\_1/document.pdf](http://www.wipo.int/pct/zh/seminar/basic_1/document.pdf)

## PCT 規則の修正（イタリア語、ロシア語）

2014年7月1日発効の PCT 規則の全条文が PDF 形式でアラビア語、中国語、英語、仏語、独語、日本語、ポルトガル語、スペイン語に加え、イタリア語、ロシア語でご利用いただけます。

（イタリア語） [http://www.wipo.int/pct/it/texts/pdf/pct\\_regs.pdf](http://www.wipo.int/pct/it/texts/pdf/pct_regs.pdf)

（ロシア語） [http://www.wipo.int/pct/ru/texts/pdf/pct\\_regs.pdf](http://www.wipo.int/pct/ru/texts/pdf/pct_regs.pdf)

## **PCTに関する記事**

WIPO マガジン（2014 年第 4 号）から以下の記事の抜粋が、PCT ウェブサイトの“PCT に関する記事”に追加されました：

### **Bacteria as a Vehicle for Drug Delivery**

ActoGeniX はグローバルに事業を展開するベルギーのバイオテクノロジー関連の小企業であり、胃腸、免疫、代謝性疾患の治療に関して事業を開始しています。Actobiotics™ として知られる彼らの新しい技術はこれらの慢性疾患の治療に革命をもたらすものと期待されています。知的財産は、投資家を引き付け、強い競争力を確保し、株主価値を生み出すことを可能にするものとして企業の事業戦略の中心となっています。ActoGeniX は国際的に特許出願をするために PCT を利用しています。ActoGeniX の顧問の Emil Pot 氏は“PCT は国内段階で特許を取得する価値があるかどうかを決定するための時間を与えてくれます。これは費用的な恩恵をもたらすので、PCT は我々に貴重な時間と費用削減を提供するものです。”と説明しています。

### **Innovation Gathers Pace in Renewables Sector**

Sarah Helm（英国に本拠地を置くイノベーション・コンサルタント CambridgeIP のマネージャー）は WIPO と共同で発表した、4 つの温暖化対策技術（バイオ燃料、太陽熱、太陽電池、風）に関する商業革新の著しい増加についての最近の報告書について説明しています。PCT の利用の著しい増加はこれらの特許された技術のための市場が急速にグローバル化していることを示しています。2006 年以来、これらの 4 つの分野で出願された特許の 30%超は PCT を通じて出願されており、1975 年から 2005 年の間に PCT 出願の率がほぼ 2 倍になりました。

WIPO マガジンの他の抜粋を含め次のリンク先からご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/en/news/pct\\_news.html](http://www.wipo.int/pct/en/news/pct_news.html)

また、WIPO マガジン 2014 年第 4 号の全記事は次のリンク先からご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/wipo\\_magazine/en/pdf/2014/wipo\\_pub\\_121\\_2014\\_04.pdf](http://www.wipo.int/wipo_magazine/en/pdf/2014/wipo_pub_121_2014_04.pdf)

## **手数料の支払い請求に関する注意喚起**

### **新たな請求書**

PCT 出願人や代理人が WIPO 国際事務局からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、PCT Newsletter において再三にわたって注意喚起を続けております。それらの手数料は PCT 制度における国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、以下の新たな請求書が確認されました。

IPTG – International Patent and Trademark Guide

WOPD – Worldwide Online Patent Database

UPTS – Universal Patents and Trademarks Service

Commercial Center for Industry and Trade

Euro IP Register

WIPD – World Intellectual Property Database

WPTI – World Patent and Trademark Index

これらの請求書は、PCT ユーザが WIPO に通報した他の多くの例と共に以下のリンク先でご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同リンク先からご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct\\_warning.html](http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html)

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号 : +41 22 338 83 38

FAX 番号 : +41 22 338 83 39

電子メール : [pct.legal@wipo.int](mailto:pct.legal@wipo.int)

### 英国での知財巡回セミナー

WIPOは、知的所有権庁（英国）<sup>1</sup>（UKIPO）と協力して、PCTを含む、知的財産（IP）権やグローバルIPシステムにおける最新動向について、3つのセミナーを開催いたします。セミナーは無料で、ロンドン、マンチェスター、グラスゴーにおいて、それぞれ2014年10月6日、8日、9日に開催されます。WIPOの上級担当者による半日のイベントの中で、知的財産権を保護する国際制度、裁判外紛争処理、IP情報の交換のためのインフラなどのWIPOのサービスや取組みを紹介いたします。地域のビジネス担当者やUKIPOと議論を交わす良い機会となるでしょう。

登録には、“WIPO Seminar Registration - London/Manchester/Glasgow”（希望する開催地を残してください）と題して、連絡先の電子メールアドレスと電話番号をご記入の上、次の電子メールアドレスまでお送りください：[wiposeminars@ipo.gov.uk](mailto:wiposeminars@ipo.gov.uk)  
参加人数は限られていますので、早目の登録をお勧めいたします。詳細は次のサイトでご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=34482](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=34482)

---

<sup>1</sup> 知的所有権庁は特許庁の運営名称である。

**WIPO 本部での上級者向け PCT セミナー（再掲載）**

2014年10月9日及び10日にジュネーブのWIPO本部で開催される上級者向けPCTセミナー（詳細はPCT Newsletter 2014年7-8月号を参照）の登録の締切りが2014年9月19日に迫っています。本セミナーは無料であり、国際段階や国内段階における手続き、PCT最新動向、ePCTでの出願や出願管理に関します。参加者は45人限定となっています。詳細やオンライン登録フォームは下記リンク先をご覧ください。

[http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=33504](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=33504)

ご質問は次のメールアドレスにお送りください：[pct.our@wipo.int](mailto:pct.our@wipo.int)

**実務アドバイス****新たな代理人が行う場合の新しい代理人の記録の要請（委任状の放棄の不適合）**

**Q:** 私はある国際出願のための新しい代理人で、PCT 規則 92 の 2 に基づき代理人の変更を記録するため、国際事務局に要請を送付しました。しかし、国際事務局から、私を代理人に指名する出願人の署名の入った委任状がないと変更を記録することはできない旨、通知を受けました。国際事務局は委任状提出要件を放棄したと理解していますが、なぜ委任状を入手することが必要なのかご教示ください。

**A:** 国際事務局（IB）は、PCT 規則 90.4(d)に従い、出願人により（代理人が記載された願書に署名することにより）代理人が指名されていない場合、代理人に対して委任状を提出するという要件を放棄したにもかかわらず、PCT 実施細則第 433 号(b)に従い、特別な事例においては別個の委任状を義務付けることができます。

IB は、“代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書に記載されていなかった者を選任した時、又は、その者が書類を提出した時”に委任状が要求されると規定しています。そのため、たとえ出願時において記録された当初の代理人を選任するために委任状を提出する必要がないとしても、貴殿が新しい代理人であり、出願時の願書様式に記載されていないので、出願人又は複数の出願人がいる場合はみなされた共通の代表者（PCT 規則 90.2(b)参照）に署名された委任状を入手することが求められます。IB はその委任状を受理するまでは変更を記録することができません。他の多くの官庁が、受理官庁、国際調査機関、補充調査を行う機関及び／又は国際予備審査機関として、代理人に対して別個の委任状及び／又は包括委任状の提出要件を放棄していますが、別個の委任状及び／又は包括委任状が求められる同様の事例を規定しています。

当初の代理人がePCTで本出願へのeOwnerアクセス権を有している場合、たとえその人が、新規の代理人として貴殿にアクセス権を付与したとしても<sup>2</sup>、貴殿が出願人の代理で行動するためには、出願人によって署名された貴殿のための委任状を提出する必要があります。ePCTで出願のアクセス権を付与することに関する詳細は、次のリンク先の“ePCTユーザガイド”をご覧ください。

[http://www.wipo.int/pct/en/service\\_center/pdf/pct\\_wipo\\_accounts\\_user\\_guide.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/service_center/pdf/pct_wipo_accounts_user_guide.pdf)

<sup>2</sup> 貴殿が ePCT のアカウントを保有し、電子証明書で認証され、その代理人と eHandshake 設定されているという条件で。

また、“代理人の変更がある場合の ePCT でのアクセス権の変更”という題の“実務アドバイス”は *PCT Newsletter* 2012 年 4 月号で紹介され、次のリンク先をご覧ください。

[http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2012/pct\\_news\\_2012\\_04.pdf](http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2012/pct_news_2012_04.pdf)

IB 及び他の官庁による放棄に関する情報は、*PCT 出願人の手引*の附属書 C の関連する部分と同様に、次のリンク先の表で確認できます。

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/waivers.html>

代理人の選任に関する詳細は、*PCT 出願人の手引*の“国際段階の概要”の paragraph 5.041 から 5.051 をご覧ください。

### **以下の情報の一覧**

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

# PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2014年10月号 | No. 10/2014

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

## PCT 同盟総会

WIPO 加盟国総会の一部として、第 46 回 PCT 同盟総会が 2014 年 9 月 22 日から 30 日の期間、ジュネーブにおいて開催されました。

同盟総会はシンガポール知的所有権庁を PCT における国際調査及び予備審査機関として選定しました。この選定は、同官庁が運用を開始する準備が整い、同官庁により通知された日から発効します。また、国立工業所有権機関（チリ）が 2014 年 10 月 22 日に国際調査及び予備審査機関として運用を開始する予定があることを留意しました。

同盟総会は 2015 年 7 月 1 日に発効する PCT 規則の修正を採択しました。本修正は、本セッションの附属書（報告案 PCT/A/46/6 Prov. 最終報告は通信により採択されます）に含まれ、以下の変更を含みます。

- PCT 規則 49 の 3.2 及び 76.5：早期国内段階移行の明示の請求をした出願人が、指定・選択官庁に対して優先権の回復の請求を（国内段階移行の通常期限の満了後 1 ヶ月ではなく）早期国内段階移行の請求の受理日から 1 ヶ月以内に提出するための要件の導入
- PCT 規則 90.3：2012 年 10 月の同盟総会において採択された修正を適切に反映するために、PCT 規則 90 の 2.5 のパラグラフ(a)への引用を削除
- PCT 規則 90.5：取下げ通知が包括委任状と共に提出された場合に、国際事務局（IB）が代理人に別個の委任状の原本の提出を求めずに取下げ通知の手続きを可能にする
- 手数料表：PCT-EASY 出願に適用される手数料減額を削除し、特定の国の特定の出願人に対する手数料減額の適格基準を改定

手数料減額の適格基準の改定により、シンガポール、アラブ首長国連邦の国民で居住者である自然人は手数料減額が適用されなくなり、一方、バハマ、キプロス、ギリシャ、マルタ、ナウル、パラオ、ポルトガル、サウジアラビア、スロベニア、スリナムの国民で居住者である自然人は手数料減額の適用が開始されます。<sup>1</sup>

同盟総会は国際調査及び予備審査機関の選定のための新たな手続きを採択しました（PCT/A/46/4）。選定を求める官庁は必要な基準をどの程度満たしているか既存の国際機関に評価支援を得るよう勧告することが合意されました。選定のための申請が検討される場合、技術協力委員会はその申請に関する専門的な助言を与えるために専門的機関として PCT 同盟総会の少なくとも 3 ヶ月前（通常、PCT 作業部会と同時）に会合を行います。

<sup>1</sup> PCT 締約国でない国々の出願人は PCT 締約国の国民及び／又は居住者である出願人と共に PCT 出願を提出しなければならず、また、その出願人が手数料減額の資格がある場合のみ当該手数料減額を受けることができます。





## 国際出願の電子出願及び手続

### 欧州特許庁：2つの新しい電子出願の導入

欧州特許庁（EPO）は、受理官庁の資格において、2014年10月2日に2つの新しい電子出願を導入したことを国際事務局に通知しました。

- EPO ウェブフォーム出願サービスは国際出願や中間書類のPDF形式での提出が可能。
- EPO ケースマネジメントシステム（CMS）は国際出願や中間書類の電子形式での提出が可能。

さらに、国際調査機関、補充国際調査機関、国際予備審査機関としての EPO においても、この新しい手段で中間書類（国際予備審査請求書を含む）の受け取りと手続が可能で、詳細は以下の EPO のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.epo.org/news-issues/news/2014/20141001.html>

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/president-notices/archive/webformfiling.html>

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/president-notices/archive/cms.html>

（PCT 出願人の手引 附属書 C（EP）が更新されました。）

### マレーシア：マレーシア知的所有権公社に対する ePCT 出願

マレーシア知的所有権公社は、受理官庁の資格において、2014年10月1日から ePCT ポータルサイトの ePCT 出願機能を利用した国際出願を受入れることを国際事務局に通知しました。なお、現在、当該官庁は PCT-SAFE ソフトウェアを利用した国際出願も受け付けていますが、2014年11月1日からそのような出願を受け付けなくなりますのでご注意ください。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の詳細は 2014年9月25日付けの公示（PCT 公報）に掲載されました。

[http://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/officialnotices.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf)

（PCT 出願人の手引 附属書 C（MY）が更新されました。）

### ニュージーランド：ニュージーランド知的所有権庁による電子形式での国際出願の受理及び手続の開始

ニュージーランド知的所有権庁は、受理官庁の資格において、PCT 規則 89 の 2.1(d)に従い、2014年10月1日より電子形式での国際出願の受理及び手続を開始することを WIPO に通知しました。当該官庁は ePCT ポータルサイトの ePCT 出願機能を利用した国際出願を受入れます。手数料表に適用される電子出願手数料減額が追加されました。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の詳細は 2014年9月25日付けの公示（PCT 公報）に掲載されました。

[http://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/officialnotices.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf)

(PCT 出願人の手引 附属書 C (NZ) が更新されました。)

前記の官庁が ePCT 出願を受入れたことにより、ePCT 出願が可能な受理官庁の数は 8 (AT、AU、EA、FI、IB、MY、SE、NZ) となりました。

ePCT 出願は、電子証明書で認証された WIPO ユーザアカウントで利用可能な ePCT プライベートサービスから行えます。ご利用は下記リンク先の ePCT ポータルサイトからどうぞ。

<https://pct.wipo.int/ePCT>

また、上記リンク先から WIPO ユーザアカウントの作成と WIPO 電子証明書の入手も可能です。ePCT ポータルサイトの“Try ePCT in DEMO mode” (ePCT デモ版) のリンクからデモ出願も可能です。

## **PCT-SAFE 更新**

### **PCT-SAFE クライアント パッチのリリース**

PCT-SAFE クライアント ソフトウェア (2014 年 10 月 1 日付け Version 3.51.064.240) が次のサイトからダウンロードできます。

[http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download\\_client.html](http://www.wipo.int/pct-safe/en/download/download_client.html)

詳細は次の PCT 電子サービスのウェブサイトをご覧ください。

<http://www.wipo.int/pct-safe/en>

## **PCT-特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) パイロット**

### **日本国特許庁と産業経済監督所 (コロンビア)、マレーシア知的所有権公社との新しい試行プログラムの開始**

日本国特許庁 (JPO) と以下の官庁は、記載された日付から新しい一方向の PCT-PPH 試行プログラムを開始しました。

- 産業経済監督所 (コロンビア) (2014 年 9 月 1 日)
- マレーシア知的所有権公社 (2014 年 10 月 1 日)

本試行プログラムでは国際調査機関 (ISA) 又は国際予備審査機関 (IPEA) としての JPO によって作成された肯定的な見解書若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告 (第 II 章) (すなわち、特許性ありと判断された請求の範囲が少なくとも 1 つ存在する場合) を得た PCT 出願に基づき、コロンビア又はマレーシアの国内段階で早期審査を利用することが可能です。

PCT-PPH の詳細は以下をご覧ください。

日本とコロンビア :

<http://www.sic.gov.co/drupal/news/en/patent-prosecution-highway-between-the-sic-and-t-he-jpo>

[http://www.jpo.go.jp/torikumi/t\\_torikumi/pdf/japan\\_colombia\\_highway/sic\\_e.pdf](http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/pdf/japan_colombia_highway/sic_e.pdf)

日本とマレーシア :

[http://www.jpo.go.jp/torikumi/t\\_torikumi/pdf/japan\\_malaysia\\_highway/myipo\\_e.pdf](http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/pdf/japan_malaysia_highway/myipo_e.pdf)

[http://www.myipo.gov.my/home/-/asset\\_publisher/h88DQBcJyujH/content/patent-prosecution-highway-pp-1](http://www.myipo.gov.my/home/-/asset_publisher/h88DQBcJyujH/content/patent-prosecution-highway-pp-1)

更新された PCT-PPH 試行プログラムのウェブサイトは以下のリンク先をご覧ください。

[http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct\\_pph.html](http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html)

### **PCT 最新情報**

AM : アルメニア (電話番号)

AU : オーストラリア (手数料)

BE : ベルギー (国際型調査に関する規定)

CL : チリ (手数料、国際調査及び予備審査機関としての官庁の要件に関する情報)

CR : コスタリカ (優先権の回復に適用される基準、国内規定)

EA : ユーラシア特許庁 (手数料、代理人に関する要件)

EE : エストニア (優先権の回復に適用される基準)

EG : エジプト (PCT-EASY 物理媒体を伴う PCT-EASY 願書の提出、手数料)

GE : グルジア (管轄国際調査及び予備審査機関)

IS : アイスランド (手数料)

MY : マレーシア (電子出願)

NZ : ニュージーランド (手数料)

SK : スロバキア (PCT-EASY 物理媒体を伴う PCT-EASY 願書の提出、手数料)

### **US アメリカ合衆国: 国際調査及び予備審査機関としてのイスラエル特許庁の USPTO による仕様に関する説明**

2014 年 10 月 1 日から開始した、受理官庁としての米国特許商標庁 (USPTO) (RO/US) に対する米国の国民及び居住者により提出された特定の国際出願のための管轄国際調査及び予備審査機関としてのイスラエル特許庁 (ILPO) の仕様について USPTO により参照が付けられました。それによると、当面 ILPO は四半期に最大 75 件の国際出願を受理し、国際調査機関としての ILPO (ISA/IL) は RO/US に出願した米国出願人に限定し、移行期間中は米国出願人が受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) に出願した場合は ISA として利用できません。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (US) が更新されました。)

**調査手数料 (オーストリア特許庁、オーストラリア特許庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、韓国知的所有権庁、国立工業所有権機関 (チリ))**

**予備審査手数料 (国立工業所有権機関 (チリ))**

**取扱手数料 (オーストラリア特許庁、韓国知的所有権庁、国立工業所有権機関 (チリ))**

## **PCT 関連資料の最新／更新情報**

### **PCT プレゼンテーション**

PCT 法務部の Matthew Bryan 部長による「特許協力条約（PCT）入門」というタイトルの PCT 全般に関するプレゼンテーションが更新され、次のリンク先からご利用いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/presentations/introduction.pdf>

### **PCT 規則の履歴**

PCT 規則の履歴は、最後に更新された 2013 年 1 月以降の修正を含むように更新されました。これは PCT 規則の今までの全ての変更について、条文毎に年代順にまとめられており、次のリンク先からご利用いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct\\_regulations\\_history.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/pct_regulations_history.pdf)

### **ISA 及び IPEA の取決め**

WIPO 国際事務局とイスラエル特許庁との間の国際調査及び予備審査機関としての機能に関する 2014 年 10 月 1 日発効の更新された取決めが PDF 形式で英語及び仏語で掲載されました。

（英語）[http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag\\_il.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_il.pdf)

（仏語）[http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag\\_il.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_il.pdf)

さらに、WIPO 国際事務局と国立工業所有権機関（チリ）との間の国際調査及び予備審査機関としての機能に関する 2014 年 10 月 22 日発効する取決めが PDF 形式で英語及び仏語で掲載されました。

（英語）[http://www.wipo.int/pct/en/access/isa\\_ipea\\_agreements.html](http://www.wipo.int/pct/en/access/isa_ipea_agreements.html)

（仏語）[http://www.wipo.int/pct/fr/access/isa\\_ipea\\_agreements.html](http://www.wipo.int/pct/fr/access/isa_ipea_agreements.html)

## **PATENTSCOPE 検索システム**

### **国内特許コレクション：ユーラシア特許庁**

PATENTSCOPE 検索システムに、ユーラシア特許庁の特許コレクションが追加されました。これにより 38 の国内及び広域官庁のデータが PATENTSCOPE 検索システムで利用可能になりました。次のリンク先からご利用いただけます。

<http://patentscope.wipo.int/search/en/advancedSearch.jsf>

### **特許ライセンスの促進**

デンマーク特許商標庁（DKPTO）とWIPOは、国際出願に含まれる発明のライセンスに関心のある出願人がPATENTSCOPE検索システム上でその情報を閲覧可能となるように請求したPCT出願の認知度を向上させるため協力しています。

この協力により、ライセンスによる利用可能性の表示をした出願がDKTPOのプラットフォームである次のリンク先のIP Marketplaceで閲覧可能となりました。

<https://www.ip-marketplace.org/>

IP Marketplaceでは、権利の売却やライセンスアウトの対象の特許、商標、意匠を閲覧すること、取引相手やパートナーを探すことが可能です。

## **手数料の支払い請求に関する注意喚起**

### **新たな請求書**

PCT 出願人や代理人が WIPO 国際事務局からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、*PCT Newsletter* において再三にわたって注意喚起を続けております。それらの手数料は PCT 制度における国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、“IPT Patents”からの新たな請求書が確認されました。

本請求書は、PCT ユーザが WIPO に通報した他の多くの例と共に以下のリンク先でご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同リンク先からご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct\\_warning.html](http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html)

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号： +41 22 338 83 38

FAX 番号： +41 22 338 83 39

電子メール： [pct.legal@wipo.int](mailto:pct.legal@wipo.int)

## **実務アドバイス**

**手数料の未払いにより受理官庁が国際出願を取り下げられたものとみなすのを待つのではなく、積極的に取下げを行う**

**Q:** ある国際出願の代理人ですが、国際出願を提出した翌日に、送達した書類から請求の範囲が数ページ抜けていることに気付きました。本件では先の出願に基づく優先権を主張していないので、引用補充のメリットを享受できず、この状況を是正する最も簡単な方法として、たとえ国際出願の出願日が一日遅れになるとしても、直ちに再度出願を包括的に行うことが良いと考えました。当初の出願に関してですが、受理官庁は手数料の未払いにより、国際出願が取り下げられたものとみなし、その旨を宣言するので (PCT 第 14 条(3)(a) )、単に国際手数料を支払わずにいればよいのでしょうか。こうすれば、(一件書類に委任状がない場合に) 出願人の署名を入手する必要がなく、出願を積極的に取り下げる必要もないと思うのですが。

**A:** 規定された期限内に国際出願の出願に関する手数料を支払わない場合は、その出願は受理官庁（RO）により取り下げられたとみなされ、その旨、宣言されます。PCT 規則 16 の 2 によれば、送付手数料、国際出願手数料、調査手数料が国際出願の受理の日から 1 ヶ月以内に支払われなかった場合は（PCT 規則 14.1(c)、15.3、16.1(f)を参照）、PCT 規則 16 の 2.1(a)の規定に基づいて、RO はその手数料を補うために必要な額、及び、該当する場合には PCT 規則 16 の 2.2 に基づく後払手数料を求めの日から 1 ヶ月以内に支払うよう出願人に求めます。出願人が当該求めに応じず、定められた期限内に総額を支払わない場合は、RO は国際出願が取り下げられたと宣言し（PCT 第 14 条(3)(a)、PCT 規則 16 の 2.1(c)及び 29.1）、出願人に通知します（様式 PCT/RO/117（国際出願が取り下げられたものとみなす旨の決定の通知書））。

しかし、手続きをもはや望まないからといって、手数料の未払いにより RO が国際出願を取り下げられたものとみなすのを単に待つことは、リスクを伴いますのでお勧めできません。これまで、出願人が取り下げられたものと考えていた出願が公開されてしまったという以下のような事例がいくつかあります。

- RO が手数料の支払いを出願人に求めたものの、出願が取り下げられたものとみなす宣言をするための管理を怠った場合。
- 国際出願が取り下げられたものとみなされたことを、RO が国際事務局（IB）に通知することを怠った場合。
- 国際出願が取り下げられたものとみなされたことを、RO は IB に通知したものの、その通知が国際出願の公開を回避できる期間内に IB に届かなかった場合。

国際出願の手続きをもはや望まない場合には、たとえ代理人として選任されるための委任状又は取下げ通知の何れかに出願人の署名が必要だとしても、積極的に取下げ通知を送付することがより確実で、最善の方法です。

IB が記録原本を受理していない場合（様式 PCT/IB/301 により通知されていない場合）は、取下げ通知は RO に送付（可能であれば、電子的又は FAX による送付を推奨）してください。しかし、もし IB がすでに国際出願の記録原本を受理しているのであれば、不要な遅延を避けるため、特に取下げ通知が RO から IB に転送される前に国際出願を IB によって公開されたくない場合には、取下げ通知を RO ではなく IB に提出することをお勧めします。

もし、IB がすでに記録原本を受理していれば、ePCT パブリック又はプライベートサービスを利用して IB に対しオンラインで取下げ通知を提出することで、非常に簡単に国際出願を取り下げることができます。ePCT プライベートサービスを利用可能な場合は、関連するアクション（“Withdraw IA（国際出願の取下げ）”）を選択するだけで、国際出願を取り下げることができます。もし、ePCT パブリックサービスのみ利用可能な場合は、様式 PCT/IB/372（取下げ通知）（編集可能な PDF ファイルが PCT ウェブサイトからご利用いただけます：[http://www.wipo.int/pct/en/forms/ib/editable/ed\\_ib372.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/forms/ib/editable/ed_ib372.pdf)）又は書簡形式で取下げ通知を含む PDF ファイルを“ドキュメントアップロード”機能を利用してアップロードすることができます。また、委任状を ePCT 経由で提出することも可能です。上記の方法で、ePCT サービスを利用することにより、取下げが行われたことを迅速に確認できます。しかし、IB からそういった取下げの確認を受けたかどうかをチェックすることは大切です。もし上記の何れかの方法で送付した取下げの後、48 時間以内にそのような確認を受けていない場合は、IB に連絡し、調べてもらう必要があります。

取下げを提出するための ePCT システムの利用及び当該システムを利用するのに必要な

WIPO ユーザーアカウントの作成に関する詳細は、次のリンク先の *PCT Newsletter* 2012 年 11 月号の“実務アドバイス”をご覧ください。

[http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2012/pct\\_news\\_2012\\_11.pdf](http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2012/pct_news_2012_11.pdf)

まだ紙形式により書類を提出している場合は、出願の取下げ通知のための様式 PCT/IB/372 の利用をお勧めします。この様式は正式に署名されなければならない、望ましくは様式に示された番号に FAX すべきです。

国際出願の取下げに手数料はかかりませんし、そうすることで出願時に支払われるべき国際手数料を支払う必要も勿論ありません。国際出願を取り下げることにより、取下げを送付した官庁により取下げが確認されていることを常に確認する必要がありますが、取下げが記録されていることに、より確信がもてます。もし出願時にすでに国際手数料や調査手数料を支払っていれば、記録原本が IB に送付される前、且つ、調査用写しが国際調査機関に送付される前に国際出願の取下げが通知された場合に限り、それらの手数料は払い戻されます。

何らかの理由で、国際出願の取下げをせずに、RO が手数料の未払いにより国際出願が取り下げられたものとみなすことを望むのであれば、希望通りに RO が手続きを進めているかどうか注意深く確認しなければなりません。取り得る行動の一つは、RO によって発行された手数料支払いの求め（様式 PCT/RO/102（所定の手数料の納付に関する通知）や PCT/RO/133（手数料の納付の補正命令書））に対して、後払手数料を含む手数料は支払われない旨、及び、出願人は RO が手数料の未払いにより国際出願が取り下げられたものと宣言することを期待している旨を積極的に回答することです。上記の通り、このような手続きは賢明ではありませんが、もし行うのであれば、出願人は RO が確かに出願を取り下げる手続きを行っていることを注意深く確認すべきです。

国際出願の取下げに関する詳細は、*PCT 出願人の手引* 国際段階のパラグラフ 11.048 及び 11.049、PCT 規則 90 の 2 をご覧ください。

### 以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

# PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳–

2014年11月号 | No. 11/2014

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

**PCT の最新動向**について日本国特許庁主催の**実務者向け知的財産権制度説明会**をご紹介します。事前のお申し込み（[http://www.jiii.or.jp/h26\\_jitsumusya/index.html](http://www.jiii.or.jp/h26_jitsumusya/index.html)）は必要ですが**無料**です。是非ご参加ください。

2014年12月9日（火）	10：30 - 12：00	大阪
2014年12月10日（水）	10：30 - 12：00	東京
2014年12月15日（月）	15：40 - 17：10	高松
2014年12月16日（火）	14：10 - 15：40	神戸
2014年12月18日（木）	10：30 - 12：00	名古屋

## 国際出願の電子出願及び手続

### ブラジル：国立工業所有権機関（ブラジル）による電子形式での国際出願の受理及び手続の開始

国立工業所有権機関（ブラジル）は、受理官庁の資格において、PCT 規則 89 の 2.1(d)に従い、2014年10月20日から電子形式での国際出願の受理及び手続を開始した旨、国際事務局（IB）に通知しました。当該官庁はePCTポータルサイトのePCT出願機能を利用した国際出願を受入れます。適用される手数料表の項目4に掲載された電子出願の手数料減額は手数料表 I(a)に含まれます。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の詳細は2014年10月23日付けの公示（PCT 公報）に掲載されました。

[http://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/officialnotices.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf)

（PCT 出願人の手引 附属書 C（BR）が更新されました。）

### 欧州特許庁：ePCT 出願を利用可能

欧州特許庁（EPO）は、受理官庁の資格において、PCT 規則 89 の 2.1(d)に従い、2014年11月1日から、PCT-SAFE、EPO オンライン出願、EPO ウェブフォーム出願サービス、EPO ケースマネジメントシステム（CMS）に加え、ePCT 出願機能を利用して電子形式で提出された国際出願を受入れることを国際事務局に通知しました。適用される手数料表の項目4に掲載される電子出願の手数料減額は手数料表 I(a)に含まれます。



電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の詳細は 2014 年 11 月 13 日付けの公示 (PCT 公報) に掲載されます。

[http://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/officialnotices.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf)

(PCT 出願人の手引 附属書 C (EP) が更新されました。)

上記官庁が ePCT 出願を受入れたことにより、ePCT 出願が可能な受理官庁の数は 10 となりました<sup>1</sup>。

ePCT 出願は、電子証明書で認証された WIPO ユーザアカウントで利用可能な ePCT プライベートサービスから行えます。ご利用は下記リンク先の ePCT ポータルサイトからどうぞ。

<https://pct.wipo.int/ePCT>

また、上記リンク先から WIPO ユーザアカウントの作成と WIPO 電子証明書の入手も可能です。ePCT ポータルサイトの“Try ePCT in DEMO mode” (ePCT デモ版) のリンクからデモ出願も可能です。

### **ePCT 最新情報：受理官庁としての国際事務局への手数料支払いに関する改善**

以下のお知らせは、ePCT 出願を利用して受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) に国際出願を行うユーザ向けです。

数週間後に予定されている ePCT システムの次のリリースの一部として、ePCT 出願を利用して RO/IB に国際出願をする ePCT ユーザは、クレジットカードによるか、あるいは WIPO 当座預金口座からの引き落としによる手数料支払いの手続きの変化に気付くと思います。今後、出願時にオンラインで直接支払うか、電子出願確認メールの支払いのリンクをクリックするか、新しい ePCT アクション機能“オンライン支払い”により後日支払うかを選択できます。

WIPO 当座預金口座からの引き落としによる支払いをする場合は、ユーザはもはや当座預金口座番号を示す必要はなくなり、WIPO 当座預金口座を開設した際に得たユーザネームとパスワード (ePCT のログイン時に使うユーザネームとパスワードとは違うことに注意) を示すこととなります。

この手続きの変更に際し事前準備のため、WIPO 当座預金口座のユーザネームとパスワードをお忘れの出願人は、次のアドレスに電子メールにて再発行のお手続きをお願いします。

[Income.accounts@wipo.int](mailto:Income.accounts@wipo.int)

ご不明な点がございましたら、次の PCT 電子サービスヘルプデスクにお問い合わせください。

[epct@wipo.int](mailto:epct@wipo.int)

ePCT の次のリリースに関する詳細は *PCT Newsletter* に掲載します。

<sup>1</sup> ePCT 出願は次の官庁に対するオンライン出願として利用可能：RO/IB, RO/AT, RO/AU, RO/BR, RO/EA, RO/EP, RO/FI, RO/MY, RO/NZ, RO/SE (PCT Brief を参照：<http://www.wipo.int/pct/en/brief/index.html#ePCT>)

## PCT—特許審査ハイウェイ (PCT-PPH) パイロット

### グローバル PPH パイロットへの更なる官庁の参加

2014 年 11 月 1 日に、オーストリア特許庁とシンガポール知的所有権庁がグローバル PPH (GPPH) に合意し、これにより参加庁は 19 になりました。

本パイロットでは、何れかの参加庁による成果物 (PCT 国際段階の成果物、つまり国際調査機関又は国際予備審査機関の見解書、若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告 (第 II 章) を含みます) において特許性ありと判断された請求項があり、その他の適用可能な基準を満足すれば、他の参加庁に対して早期審査を請求することができます。本パイロットは、ユーザがより利用しやすくなるように、単一の適用要件とし、既存の PPH ネットワークを簡略化することを目的としています。GPPH パイロットを利用する為の必要な要件などの詳細情報は以下の PPH ポータルサイトをご覧ください。

<http://www.jpo.go.jp/ppph-portal/globalpph.htm>

また、上記官庁に関するウェブサイトは以下のリンク先からご覧ください。

<http://www.patentamt.at/Erfindungsschutz/Schutzrechte/PPH/> (ドイツ語)

<http://www.ipos.gov.sg/AboutIP/TypesofIP/WhatisIntellectualProperty/Whatisapatent/Applyingforapatent/PatentProsecutionHighwayPPH.aspx>

## 欧州特許庁からのお知らせ

### US 出願人により提出された特定の国際出願に関する管轄の制限の取下げ

欧州特許庁 (EPO) は、国際調査機関 (ISA) の資格において、2015 年 1 月 1 日から、米国の国民及び/又は居住者が受理官庁としての米国特許商標庁 (USPTO) 又は国際事務局 (IB) に出願したビジネス方法を含む国際出願に関する管轄の制限を取下げの旨、IB に通知しました。これは、当該日付以降に提出されたそのような出願すべてに適用されます。

ビジネス方法それ自体は、欧州特許条約において特許を取得できず、2007 年 10 月 1 日付けのビジネス方法に関する EPO の通告 (EPO の *Official Journal* 2007 年 11 月号の 592 ページを参照: [http://archive.epo.org/epo/pubs/oj007/11\\_07/11\\_5927.pdf](http://archive.epo.org/epo/pubs/oj007/11_07/11_5927.pdf)) が引き続き適用されることにご注意ください。ISA/EP はそれゆえ、出願がビジネス方法のみに関係する場合は、これまで通り、PCT 第 17 条(2)(a)に基づき ISR が作成されない旨の宣言を発行します。

しかし、この変更は次のことを意味します。出願の対象がビジネス方法に関係するが技術的な手段を含むすべての場合において、ISA/EP は出願人の国籍又は住所にかかわらず、また、EP 又は PCT 経由のいずれが選択されているかにかかわらず、単なるビジネス方法以外の部分についての調査報告書を提供します。

これは ISA/EP により取下げられる最後の制限であり、この結果、2015 年 1 月 1 日以降、全ての技術分野の国際出願が ISA/EP により検討されます。詳細は下記 EPO のウェブサイトの “No more limitations to PCT work” というリンク先をご覧ください。

<http://www.epo.org/applying/international.html>

## 先の調査結果に関する非公式なコメントの手続き (“PCT Direct”)

2014年11月1日、EPOはRO及びISAの資格において、新たなPCTサービス“PCT Direct”を開始しました。このサービスはこの日以降に出願された国際出願が対象です。“PCT Direct”に基づいて、RO/EPに国際出願を提出し、EPOにより既に調査された先の出願に基づいて優先権を主張する出願人は、非公式なコメントを含む書簡(“PCT Direct letter”)を提出することにより、先の出願で作成された調査見解で提起された異議に対して反論することができます。このような非公式なコメントは、国際出願の請求の範囲の特許性に関する意見書の形式で提出される必要があり、該当する場合には、先の出願と比較して、出願書類、特に請求の範囲の修正に関する説明を含むこととなります。さらに、当該非公式なコメントは、自己完結していなければなりません。

以下の二つの要件を満たす場合にのみ国際出願はPCT Directに基づいて手続きされます。

- 非公式なコメントが、所定の形式<sup>2</sup>で国際出願と共に受理官庁としてのEPOに提出された場合、及び、
- 国際出願が、EPOにより調査された先の出願の優先権を主張している場合(すなわち、欧州出願あるいは、欧州の特定の国<sup>3</sup>の国内出願の場合)

上記必要な要件を満たせば、EPOが国際調査を行う間に、審査官は国際調査報告や見解書を作成する際に、PCT Directに基づいて提出された非公式なコメントを考慮します。しかし、審査官が見解書の中で、PCT Directの書簡やその内容に明確に言及することはありません。

PCT Directの書簡は国際出願の一部ではありませんが、公に利用可能とするPCTの規定に従いPATENTSCOPEで閲覧可能となります。PCT Directに関する詳細情報は、下記リンク先をご覧ください。

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2014/09/a89.html>

## 通知のあて名の受理に関する実務の変更

EPOは、2014年11月1日から、国際出願において出願人により示された通知のあて名に関する実務を変更する旨を通知しました。この新しい実務は、欧州特許条約(EPC)及びPCTの両方に基づき、EPOに対する手続きにおいての通知のあて名の使用を簡易化するために導入され、これにより自然人又は法人である出願人は通知のあて名を示すことが可能になります(ただし、代理人が選任されていない又は選任することが求められていない場合に限る)。以前は、法人の場合にのみ、通知のあて名を記載することが可能でした。さらに、国際段階において、通知のあて名はEPCの締約国の領内に制限されません。修正された実務の詳細は次のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2014/10/a99/2014-a99.pdf>

上記通知は、受理官庁又は国際機関としてのEPOへの国際出願に対する実務(上記通知のPart III参照)と指定官庁又は選択官庁としてのEPOに対する国際出願と同様にEuro-direct出願に対する実務(上記通知のPart IV参照)は異なりますのでご注意ください。

<sup>2</sup> 求められる形式の詳細: <http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2014/09/a89.html>

<sup>3</sup> 現在EPOは次の国々の国内出願の調査を行っている: ベルギー、キプロス、フランス、ギリシャ、イタリア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、サンマリノ、トルコ

**韓国知的所有権庁：電子メールによる出願人への通知の送付**

韓国知的所有権庁（KIPO）は、国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）の資格において、2014年12月1日より、KIPO以外の受理官庁に国際出願を提出したが、KIPOをISA/IPEAとして選択した出願人に電子メールにより通知を送付する準備があることを国際事務局に通知しました。

しかし、2015年上半期の間は移行期間として、出願人が“電子メールによる通知のみを希望する（書面による通知の送付は希望しない）”にチェックしていたとしても、通知を郵送により送付します。出願人はそのような電子メールに返信することはできませんし、ISA/KR及びIPEA/KRは出願人から電子メールにより書簡を受付けていませんのでご注意ください。

**PCT 最新情報**

国の安全に関する規定（多くの官庁）

以下の官庁は、他の官庁に国際出願が出願される際に適用される国内法令による規制に関して国際事務局（IB）に追加情報を提供しました。

AM, CN, CY, DE, DK, FI, GB, GR, IT, MY, PT, RU, SE, SG, US

（上記官庁のPCT出願人の手引 附属書B1が更新されました）

AL：アルバニア（官庁の名称、所在地とあて名、Eメールアドレス）

AZ：アゼルバイジャン（官庁の名称、電話とFAX番号、Eメールアドレス、手数料）

BB：バルバドス（代理人に関する要件）

BR：ブラジル（電子出願、手数料）

CR：コスタリカ（管轄国際調査及び予備審査機関）

EP：欧州特許庁（電子出願、手数料）

FI：フィンランド（所在地とあて名、通信手段、仮保護）

IT：イタリア（代理人に関する要件）

KE：ケニア（国際出願の写しの提出）

LC：セントルシア（所在地とあて名、電話番号、インターネットアドレス）

LV：ラトビア（所在地とあて名）

MT：マルタ（官庁の名称、所在地とあて名、インターネットアドレス）

RU：ロシア連邦（電話番号、Eメールとインターネットアドレス、優先権の回復に適用される基準）

SM：サンマリノ（手数料）

SV：エルサルバドル（管轄国際調査及び予備審査機関）

US：アメリカ合衆国（国際調査及び予備審査機関としてのイスラエル特許庁のUSPTOによる仕様に関する更なる説明）

ZA：南アフリカ（電話とFAX番号、Eメールアドレス、通信手段）

**調査手数料及び国際調査に関する他の手数料（国立工業所有権機関（ブラジル））**

**国際予備審査手数料及び国際予備審査に関する他の手数料（国立工業所有権機関（ブラジル））**

**手数料の支払い請求に関する注意喚起、国内手数料の支払いの通知に関する説明****新たな請求書**

PCT 出願人や代理人が WIPO 国際事務局からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、*PCT Newsletter* において再三にわたって注意喚起を続けております。それらの手数料は PCT 制度における国際出願の処理とは何ら関係ありません。

そして、“IPTO - International Patent & Trademark Organization” からの新たな請求書が確認されました。

本請求書は、PCT ユーザが WIPO に通報した他の多くの例と共に以下のリンク先でご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同リンク先からご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct\\_warning.html](http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html)

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号： +41 22 338 83 38

FAX 番号： +41 22 338 83 39

電子メール： [pct.legal@wipo.int](mailto:pct.legal@wipo.int)

**国内手数料の支払いの通知に関する説明**

出願人（あるいは代理人）の中に、国内段階での国内官庁に対する特許更新手数料の支払いのための真正な通知と偽の手数料請求を混同されている方がいます。これらの通知のいくつかは、各官庁の国内段階にまだ移行していない場合であっても、出願人が重要な期限を徒過したり、追加の後払手数料を支払ったりすることがないように、予防策として、官庁から機械的に出願人に送付されます。

そのような手数料支払い請求の真偽について疑問がある場合は、直接関係する国内（又は広域）官庁にお問い合わせください。官庁のお問い合わせ先は、下記リンク先の *PCT 出願人の手引* の附属書 B に紹介されています。

<http://www.wipo.int/pct/en/appguide>

また、様々な官庁がオンライン掲載している国内手数料の支払い請求に関する多数の警告を参照することも役に立ちます。官庁のリンクは PCT ウェブサイトの上記注意喚起のページにも掲載されています。

そのような手数料請求に関して疑問が残る場合は、遠慮なく上記の IB のお問い合わせ先にご連絡ください。

## PCT 関連資料の最新／更新情報

### PCT FAQs

2014 年 7 月版として更新された“外国における発明の保護：特許協力条約（PCT）に関する FAQ（よくあるお問い合わせ）”が、（英語版に加え）仏語版の HTML と PDF 形式、日本語版の PDF 形式でご覧いただけます。他の言語は準備中です。

（仏語、HTML）<http://www.wipo.int/pct/fr/faqs/faqs.html>

（仏語、PDF）[http://www.wipo.int/pct/fr/basic\\_facts/faqs\\_about\\_the\\_pct.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/basic_facts/faqs_about_the_pct.pdf)

（日本語、PDF）[http://www.wipo.int/pct/ja/basic\\_facts/faqs\\_about\\_the\\_pct.pdf](http://www.wipo.int/pct/ja/basic_facts/faqs_about_the_pct.pdf)

### PCT 作業部会の報告書

2014 年 6 月 10 日～13 日に開催された第 7 回 PCT 作業部会の報告書（文書 PCT/WG/7/30）が通信により採択され、他の文書とともに下記リンク先でご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=32424](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=32424)

### ISA 及び IPEA の取決め

WIPO 国際事務局と国立工業所有権機関（ブラジル）との間の国際調査及び予備審査機関としての機能に関する 2014 年 3 月 1 日発効の更新された取決めが PDF 形式で英語及び仏語で掲載されました。

（英語）[http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag\\_br.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_br.pdf)

（仏語）[http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag\\_br.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_br.pdf)

## 実務アドバイス

### 微生物（又は生物材料）への言及を含む国際出願の提出

**Q:** バイオテクノロジー分野に関連する発明について国際出願を提出する予定ですが、国内出願を提出する際に寄託機関に寄託された微生物への言及を含むべきですか。もしそうなら、どのような言及が必要なのか、それはいつ届け出なければならないか教えてください。

**A:** PCT は国際出願に関連する微生物や他の生物材料（以下“微生物”）への言及を国際出願に含むように義務付けることを明確に規定していません。PCT は単に、もしそのような言及が行われるのであれば、規則 13 の 2 に従って行わなければならないこと、そしてもし行われるのであれば、そのような言及の内容やそれらを届け出するための期限に関して、各指定国の国内法令の要件を満たしているとみなすことを規定しています（PCT 規則 13 の 2）。

しかし、少なくとも一つの指定国において国内法令が発明の適切な開示の目的でそのような言及を行うことを規定しているときは、国際出願において微生物の寄託への言及を含むことを強くお勧めします。PCT 出願人の手引の附属書 L には、特許手続きのために寄託された微生物への言及を国内法令が規定している締約国の国内／広域官庁又は締約国のために行動する国内／広域官庁がリストアップされています。

PCT 規則 13 の 2.3(a)は、寄託された微生物への言及には以下の表示を含むよう規定しています：

- 寄託をした寄託機関の名称及びあて名
- 寄託した日付
- その寄託機関が寄託について付した受託番号
- PCT 規則 13 の 2.7(a)(i)の規定により国際事務局 (IB) が通知を受けた追加事項 - 一部の締約国は、PCT 規則 13 の 2.3(a)に規定の表示に加え、出願人が可能な限り、微生物の特徴の短い説明を要求しています。*PCT 出願人の手引*の附属書 L は、各国内 (又は広域) 官庁について、要求される追加の表示について掲載されています。

国際出願に寄託された微生物への言及を含むための期限については、PCT 規則 13 の 2.4 (a) にかなる表示も優先日から 16 ヶ月以内又は国際公開の技術的な準備が完了する前に届け出ることが規定されています。しかし、次のような状況ではより早い期限が適用されます。

- 指定国の国内法令でより早い時にその言及の届出が要求されている旨を当該指定国が IB に通知している場合 (PCT 規則 13 の 2.4(b))、又は、
- 国際出願の早期公開が請求されている場合は、寄託された微生物への言及は、この請求時までには届け出なければならない (PCT 規則 13 の 2.4 (c))。

PCT 規則 13 の 2.7(a)(ii)に従い、多くの官庁 (*PCT 出願人の手引*の附属書 L に掲載されているように、指定 (又は選択) 官庁から IB に提供された情報によると 15 官庁) が、出願時にそのような表示が行われることを要求していることにご注意ください。それゆえ、出願時に表示を届け出ることが最善の方法です。寄託された微生物への言及が適用される期限内に届け出られなかった場合、その言及は指定官庁により所定の期限までに行われなかったものとみなされます。

寄託された微生物への言及の形式に関し、多くの指定官庁、例えば日本国特許庁や韓国知的所有権庁 (関連する官庁の要件の詳細については *PCT 出願人の手引*の附属書 L を参照) により適用される国内法令に基づき要求されているので、**明細書にそのような言及を含むことが強く推奨されます**。しかし、その言及が明細書に文言として含まれていないのであれば別紙にて行い、それは明細書の用紙の一つとして番号付けします。なお、別紙としては様式 PCT/RO/134 (寄託された微生物又は他の生物材料に関する表示の届出) が推奨され、次のリンク先から利用可能：[http://www.wipo.int/pct/en/forms/ro/editable/ed\\_ro134.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/forms/ro/editable/ed_ro134.pdf)

その言及が明細書に含まれている場合、願書様式の第 IX 欄の“寄託した微生物又は他の生物材料に関する書面”にチェックすべきではありません。一方、もし当該様式を国際出願本体とは別に国際出願時に提出したのであればチェックする必要があります。ただし、微生物への言及がすでに明細書に含まれているが、詳細情報を様式 PCT/RO/134 で連絡したい場合にのみそうすることをお勧めします。

PCT-SAFE を利用して国際出願を作成する場合 (“生物” タブを参照)、該当する表示が入力されれば、その様式を自動的に生成します。微生物の寄託に関する表示が明細書に含まれ、国際出願が PCT-SAFE を利用して作成された場合、そのような表示がなされたページや行の番号、段落番号は適切な欄に挿入しなければなりません。

ePCT 出願機能を利用して国際出願を提出する場合は、“生物” タブにおいて“追加” ボタンをクリックすることで以下のことが可能です。

- 様式 PCT/RO/134 のオンライン作成、又は、
- 様式 PCT/RO/134 の添付

“追加” ボタンをクリックした際、出願時の国際出願の明細書に寄託された微生物及び／又は他の生物材料への言及を含むという情報を確認できます。

寄託された微生物への言及は、ある特定の指定国のみのために行われていることが明確に表示されない限り、全ての指定国のために行われたとみなされます。さらに、微生物の異なる寄託への言及を異なる指定国のために行うことが可能です。

国際段階において、微生物への言及が所定の期間内に行われたか否かを判断するためにチェックはしませんが、当該表示が国際公開のための技術的な準備が完了した後に受理された場合、IB は出願時の国際出願に含まれていなかった表示が IB に届けられた日付を指定官庁に通知します。出願時の国際出願において、寄託された微生物への言及（又はその言及に必要な表示）を含まなかったこと、又は所定の期間内にその言及（又は表示）を届け出なかったことは、その官庁により適用される国内法令に基づき適用されるものと同じ影響を与えます。

微生物への言及を含むことに関する詳細は、*PCT 出願人の手引* 国際段階の概要のパラグラフ 11.075 から 11.087 をご覧ください。*PCT Newsletter* 2014 年 9 月号では特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に関する一般情報と当該条約に基づく寄託数や分譲された微生物や生物材料の試料数の統計を紹介しています。

([http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2014/pct\\_news\\_2014\\_9.pdf](http://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2014/pct_news_2014_9.pdf) を参照)

ブダペスト条約に基づく国際寄託当局（IDA）により受託される微生物の種類やお問い合わせ先、IDA の手数料に関する詳細はブダペスト条約のウェブサイトをご参照ください。

<http://www.wipo.int/budapest>

### 以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧



# PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳–

2014年12月号 | No. 12/2014

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

## 国際出願の電子出願及び手続

インド特許庁及び国立工業所有権機関（チリ）：電子形式での国際出願の受理及び手続の開始

インド特許庁及び国立工業所有権機関（チリ）は、受理官庁の資格において、PCT 規則 89 の 2.1(d)に従い、それぞれ 2014 年 11 月 15 日及び 2015 年 1 月 1 日から、電子形式での国際出願の受理及び手続を開始する旨、国際事務局（IB）に通知しました。当該官庁は ePCT ポータルサイトの ePCT 出願機能を利用した国際出願を受入れます。適用される手数料表の項目 4 に掲載された電子出願の手数料減額は手数料表 I(a)に含まれます。

電子形式による国際出願の提出に関するインド特許庁及び国立工業所有権機関（チリ）の詳細はそれぞれ 2014 年 11 月 13 日及び 12 月 4 日付けの公示（PCT 公報）に掲載されました。

[http://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/officialnotices.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf)

（PCT 出願人の手引 附属書 C（IN と CL）が更新されました。）

2013 年 5 月に ePCT 出願が利用可能となって以来、ユーザ数は限られていますが、2,200 件を超える国際出願が ePCT 出願で提出されました。現在、ePCT 出願を受入れることを IB に通知した受理官庁は 12 あります<sup>1</sup>が、多くはまだ開始したばかりです。今後より多くの官庁が ePCT 出願を受入れることにより、多くの出願人の利便性が向上することが期待されます。

## ePCT 最新情報

ePCT システム（version 2.12）が 2014 年 11 月 27 日にリリースされ、以下の新機能が追加されました：

- 完全な XML に変換するため、DOCX 形式で明細書本体を提出することが可能
- 受理官庁としての国際事務局に対する手数料の支払いに関する改善（詳細は PCT Newsletter 2014 年 11 月号の 2 ページ参照）
- 同じ書誌情報を含む新規の国際出願を作成するために、ePCT 出願（すでに出願されているが）を利用して作成された国際出願の書誌情報の複製が可能
- 国際事務局に対し、次の官庁の認証で電子署名された優先権書類をアップロード可能

<sup>1</sup> ePCT 出願は次の官庁に対するオンライン出願として利用可能：RO/IB, RO/AT, RO/AU, RO/BR, RO/CL（2015 年 1 月 1 日から）、RO/EA, RO/EP, RO/FI, RO/IN, RO/MY, RO/NZ, RO/SE（PCT Brief を参照：<http://www.wipo.int/pct/en/brief/index.html#ePCT>）

- 国立工業所有権機関（ポルトガル）
- 米国特許商標庁

詳細は次のリンク先をご覧ください：

[http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct\\_whats\\_new.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct_whats_new.pdf)

官庁のための ePCT の新機能に関する詳細は次のリンク先をご覧ください：

[http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct\\_office\\_whats\\_new.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct_office_whats_new.pdf)

### **国際予備審査請求書様式とその他の PCT 様式の修正**

国際調査機関（ISA）、補充調査機関（SISA）、国際予備審査機関（IPEA）に関するいくつかの PCT 様式が 2015 年 1 月 1 日から修正されますが、これらの修正は現在効力のある PCT の各規定の内容の変更に関連しません。

国際予備審査請求書様式（PCT/IPEA/401）及びその他の様式は、提出された配列表の形式と時期を明確化し、特に配列表が電子形式で提出される場合に“電子形式で”という点を明確にし、また、国際予備審査請求書においては、配列表とは関連しないいくつかの編集上の変更を行いました。2015 年 1 月 1 日以降に提出する国際予備審査請求書ではこの修正版をご利用ください。それに応じて、対応する ePCT のアクション機能で作成される国際予備審査請求書もその日以降修正されます。

2015 年 1 月 1 日発効の修正された全ての様式は、次のリンク先をご参照ください：

[http://www.wipo.int/pct/en/forms/from\\_january\\_2015/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/forms/from_january_2015/index.html)

また、本修正は、PCT 官庁に送付された次の回章で説明されました：C.PCT 1417 及び C.PCT 1423（<http://www.wipo.int/pct/en/circulars/> 参照）

### **PCT—特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）パイロット**

#### **ポーランド共和国特許庁と米国特許商標庁との新しい試行プログラムの開始**

ポーランド共和国特許庁と米国特許商標庁（USPTO）は、2014 年 11 月 1 日に、新しい一方向の PCT-PPH 試行プログラムを開始しました。本試行プログラムでは国際調査機関（ISA）又は国際予備審査機関（IPEA）としての USPTO によって作成された肯定的な見解書若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第 II 章）（すなわち、特許性ありと判断された請求の範囲が少なくとも 1 つ存在する場合）を得た PCT 出願に基づき、ポーランドの国内段階で早期審査を利用することが可能になります。本 PCT-PPH 試行プログラムの詳細は以下のリンク先をご覧ください。

<http://www.uprp.pl/uprp-uspto/Lead05,813,10310,4,index,pl,text/>

ポーランド共和国特許庁は、現在、日本国特許庁、中華人民共和国国家知識産権局、USPTO と PCT-PPH を開始することに合意しています。

更新された PCT-PPH 試行プログラムのウェブサイトは以下のリンク先をご覧ください。

[http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct\\_pph.html](http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html)

## **年末の国際事務局の閉庁日、公開スケジュールの変更**

### **国際事務局の閉庁日**

2014 年 12 月及び 2015 年 1 月における、国際事務局（IB）の閉庁日は、週末に加えて下記日程となります。

2014 年 12 月 25 日（木）、26 日（金）

2015 年 1 月 1 日（木）、2 日（金）

したがって、IB は 2014 年 12 月 22 日（月）から 24 日（水）、2014 年 12 月 29 日（月）から 31 日（水）は業務を行い、2015 年 1 月 5 日（月）からは平常通り業務を行います。

### **PCT Information Service（情報サービス）**

PCT 情報サービスは 2014 年 12 月 24 日（水）から 2015 年 1 月 4 日（日）まで業務を停止します。業務再開は 2015 年 1 月 5 日（月）午前 9 時（中央ヨーロッパ時間（CET））です。

なお、その停止期間においても PCT 情報サービスに電話（Tel: (+41-22) 338 83 38）をすると、緊急時に用いられる電話番号を提供する録音メッセージが流れます。なお、PCT 情報サービスは、国際出願の提出やそれに続く PCT 国際段階での手続についてのご質問にお答えいたします（個別の国際出願に関しては PCT プロセッシングサービスにお問い合わせ下さい）。詳細は以下の URL をご参照下さい。

<http://www.wipo.int/pct/en/infoline.html>

### **PCT e-Services（電子サービス）ヘルプデスク**

PCT 電子サービスヘルプデスクは 2014 年 12 月 25 日（木）、26 日（金）、2015 年 1 月 1 日（木）、2 日（金）は業務を停止しますが、以下の日程は業務を行います。

2014 年 12 月 22 日（月）から 24 日（水）

2014 年 12 月 29 日（月）から 31 日（水）

ただし、2014 年 12 月 24 日及び 29 日～31 日は時間を短縮し、午前 9 時から午後 4 時（CET）となりますのでご注意ください。2015 年 1 月 5 日（月）からは平常通り午前 9 時から午後 6 時（CET）となります。

### **公開スケジュール**

年末の休暇時期において、通常の公開予定日である 2014 年 12 月 25 日（木）と 2015 年 1 月 1 日（木）は WIPO 閉庁日にあたるため、公開が 1 日早まり、それぞれ 2014 年 12 月 24 日（水）と 2014 年 12 月 31 日（水）となります。

上記公開日に関して、国際公開に反映させたい変更はそれぞれ 2014 年 12 月 9 日（火）及び 12 月 16 日の 24 時（CET）までに国際事務局に受理される必要があります。つまり、何れの場合も、公開の技術的準備の完了が、通常、国際公開前 15 日のところ、14 日となりますのでご注意ください。

## **PCT 最新情報**

国際出願手数料、調査手数料、補充国際調査手数料及び取扱手数料（多くの官庁）

CL：チリ（電子出願、手数料）

CY：キプロス（所在地とあて名、手数料）

IB：国際事務局（手数料）

IL：イスラエル（国の安全に関する規定）

IN：インド（電子出願、手数料）

IR：イラン・イスラム共和国（管轄国際調査及び予備審査機関）

IS：アイスランド（手数料）

KR：大韓民国（Eメールによる通知）

LT：リトアニア（手数料）

MX：メキシコ（管轄国際調査及び予備審査機関）

MY：マレーシア（要求する写しの部数）

NL：オランダ（要求する写しの部数）

SE：スウェーデン（受理する補充国際調査の言語）

TT：トリニダード・トバゴ（官庁の名称、あて名、電話と FAX 番号）

## **PCT 関連資料の最新／更新情報**

### **ISA 及び IPEA の取決め**

WIPO 国際事務局（IB）と欧州特許庁、IB とイスラエル特許庁との間の国際調査及び予備審査機関としての機能に関する 2015 年 1 月 1 日発効の更新された取決めが PDF 形式で英語及び仏語で掲載されました。

[http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag\\_ep\\_2015.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_ep_2015.pdf)

[http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag\\_ep\\_2015.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_ep_2015.pdf)

[http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag\\_il\\_2015.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_il_2015.pdf)

[http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag\\_il\\_2015.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_il_2015.pdf)

### **国際予備審査請求書様式と他の様式の修正**

いくつかの PCT 様式が 2015 年 1 月 1 日発効で修正されました。詳細は、上記“国際予備審査請求書様式とその他の PCT 様式の修正”をご覧ください。

### **PCT ウェビナー**

PCT ウェビナーのページに、2014 年 11 月及び 12 月の PCT ウェビナーの録音とパワーポイントプレゼンテーションが追加されました。

英語：<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

仏語：<http://www.wipo.int/pct/fr/seminar/webinars/index.html>

独語：<http://www.wipo.int/pct/de/seminar/webinars/index.html>  
日本語：<http://www.wipo.int/pct/ja/seminar/webinars/index.html>  
ポルトガル語：<http://www.wipo.int/pct/pt/seminar/webinars/index.html>  
スペイン語：<http://www.wipo.int/pct/es/seminar/webinars/index.html>

本ウェビナーでは、2014年9月に開催された第46回PCT同盟総会の決定、ePCTシステムの更新情報、PCTの最新動向などを紹介しています。

## 国の安全に関する条件

PCT締約国が提示した、国の安全を理由に、他の官庁に国際出願が出願される際に適用される国内法令に関する情報をまとめ、以下のリンク先でご覧頂けます：

[http://www.wipo.int/pct/en/texts/nat\\_sec.html](http://www.wipo.int/pct/en/texts/nat_sec.html)

## PCT 法律文書索引

条約、規則、実施細則、様式、様々なPCTガイドラインへの参照を提示するPCT法律文書索引が2014年7月1日発効の法律文書に対応するように更新されました：

[http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/legal\\_index.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/legal_index.pdf)

## 手数料の支払い請求に関する注意喚起

### 新たな請求書

PCT出願人や代理人がWIPO国際事務局からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、*PCT Newsletter*において再三にわたって注意喚起を続けております。それらの手数料はPCT制度における国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、以下の3つの新たな請求書が確認されました。

RPT Servis – World Wide Patent Service  
WIPP – World Intellectual Property Publisher  
IP World – Registration of International Patent

本請求書は、PCTユーザがWIPOに通報した他の多くの例と共に以下のリンク先でご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同リンク先からご覧いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct\\_warning.html](http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html)

優先日から18ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのはIBのみです(PCT第21条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果はPCT第29条に規定されています。

PCT出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号 : +41 22 338 83 38  
FAX 番号 : +41 22 338 83 39  
電子メール : [pct.legal@wipo.int](mailto:pct.legal@wipo.int)

### **欧州特許庁：国内段階情報**

#### **欧州広域段階移行における発明の単一性と追加調査に関する EPC の修正**

欧州特許条約 (EPC) の修正が 2014 年 11 月 1 日に発効され、国際段階で欧州特許庁 (EPO) によって調査されなかった請求の範囲について、(追加) 調査手数料を支払うことで、調査を受けることができます。さらに、出願人は、国際段階において、または補充欧州調査の手続きにおいて、あるいは欧州広域段階での PCT 出願の追加調査に関する修正 EPC 規則 164 に基づく手続きにおいて、EPO によって調査を受けた発明を選択することができます。

詳細は次のリンク先の 2014 年 7 月の EPO の *Official Journal* をご覧ください :

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2014/07/a70.html>

欧州特許条約施行規則 135 及び 164 の修正に関する 2013 年 10 月 16 日の管理理事会の決定は 2013 年 10 月 24 日に発表され、次のリンク先でご覧いただけます :

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/ac-decisions.html>

また、以下のウェビナーも EPO ウェブサイト上で利用可能です :

<https://e-courses.epo.org/course/view.php?id=249>

### **スウェーデン特許登録庁：新しい特許ウェブ出願サービス**

2014 年 12 月 1 日に、スウェーデン特許登録庁 (PRV) は、“Patent Web Filing (特許ウェブ出願)” というウェブベースの電子サービスを開始しました。この新しいサービスは、受理官庁、国際調査機関、補充調査機関、国際予備審査機関としての資格において既存の PCT 出願に関する中間書類を PRV に電子的に提出可能です。この方法で文書を提出するためには、次のうちの一つが求められます :

- WIPO 電子証明書
- EPO スマートカード
- スウェーデン国民電子識別

この新しいサービスについては次のサイトをご参照ください :

<https://was.prv.se/WolfWeb>

当サービスに関する詳細は、次の PRV ウェブサイト (スウェーデン語) をご覧ください :

<http://www.prv.se/sv/Om-oss/Nyheter/Webbinlamning-av-patentansokan/>

## 実務アドバイス

### 国際出願における欠落部分の引用による補充の確認を満たす条件

**Q:** 2週間前に国際出願を提出しましたが、ePCT プライベートサービスで提出した国際出願を閲覧した際、請求の範囲の最後の頁が欠落していることに気がきました。その欠落した請求の範囲は、当該国際出願で主張された優先権の基礎となる先の出願に含まれているので、PCT 規則 4.18 に基づき引用による欠落頁の補充を望みます。しかし、引用による補充を確認するための要件の一つに先の出願の写しを提出することとあります。当方はまだ優先権書類を入手できておりませんが、国際出願日に影響せず欠落した請求の範囲の頁を引用により補充することは可能でしょうか。また当該請求をするにあたり、何か他にすべきことがあればご助言いただけますか。

**A:** PCT 規則 20.6 に基づく、欠落部分の引用補充を確認するための要件の一つは、PCT 規則 17.1(a)、(b)又は (b の 2)の規定に従っていない場合には、先の出願の写しを提出することです。しかし、これは先の出願の認証謄本である必要はありません。PCT 規則 20.6 に基づく要件を満たすには、先の出願の**単なる写し**を提出すれば十分です。<sup>2</sup>

PCT 規則 20.6 に従い、請求の範囲の欠落頁の引用補充を確認するために、PCT 第 11 条(1)(iii)に規定する一又は二以上の要素を受理官庁が最初に受理した日から 2 ヶ月以内 (PCT 規則 20.7 参照) に、受理官庁に対して PCT 規則 4.18 に基づき当該国際出願に引用により補充される欠落部分を確認する書面の通知を提出しなければいけません。そして、その通知には次の書類を添付する必要があります：

- 欠落頁 (当該部分が先の出願のどこに記載されているかについて通知に示す)
- 先の出願の単なる写し (先の出願の認証謄本を提出していない又は利用可能ではない場合)
- 先の出願が国際出願の言語と異なる場合、先の出願の国際出願の言語での翻訳文、又は、PCT 規則 12.3(a)又は 12.4(a)に基づき国際出願の翻訳文が求められる場合 (それぞれ国際調査、国際公開のための翻訳文) は、国際出願の言語に加え、その翻訳文の言語による翻訳文

さらに、出願時に以下の文言が願書様式 (PCT/RO/101) に含まれていなければなりません。

“引用による補充：条約第 11 条(1)(iii)(d)若しくは(e)に規定する国際出願の要素の全部、又は規則 20.5(a)に規定する明細書、請求の範囲若しくは図面の一部がこの国際出願には含まれていないが、受理官庁が条約第 11 条(1)(iii)に規定する要素の 1 つ以上を最初に受領した日において優先権を主張する先の出願にそれが完全に含まれている場合には、規則 20.6 に基づく確認の手續を条件として、その要素又は部分を規則 20.6 の規定によりこの国際出願に引用して補充することを請求する。”

願書様式の最新版を利用すれば第 VI 欄の下段にすでに記載されており、PCT-SAFE や ePCT 出願の電子版の願書にも自動的に含まれているので、特に問題にはなりません。

また、国際出願を提出する受理官庁が引用による補充の確認のための請求を受け入れるかどうか確認する必要があります。多くの受理官庁は国際事務局 (IB) に対し、欠落 (要素又は)

<sup>2</sup> 先の出願の認証謄本は、優先日から 16 ヶ月以内 (又は国際出願の国際公開の日前に国際事務局 (IB) に受理される場合はより遅い時期 (PCT 規則 17.1 参照)) に提出できます。

部分の引用による補充に関する PCT 規則が、当該官庁において適用される国内法令に適合しない旨を通知しています。<sup>3</sup>

その結果、IB に対し通知したこれら受理官庁は、引用による補充に関する PCT 規則を適用せず、その代わりに、欠落部分を後日提出した場合は、国際出願日を当該受理官庁が欠落部分を受理した日に訂正します。しかし、出願人は、欠落部分を無視するよう請求することにより当初の出願日を維持するという選択肢を有します (PCT 規則 20.5(e))。もし、そのような受理官庁に対して国際出願が提出された後に欠落部分を補充する必要が生じた場合、出願人は当該受理官庁に対して、PCT 規則 19.4(a)(iii)に基づき、欠落部分の補充を受け付ける IB の受理官庁に国際出願を送付するよう請求することができます。

受理官庁が欠落部分の補充を認めたとしても、指定（及び選択）官庁の中には、限られた範囲内で、受理官庁の引用による補充の決定を再度確認することもあります (PCT 規則 82 の 3.1(b)から(d)参照)。さらに、多くの指定官庁は IB に対し、欠落（要素又は）部分の引用補充に関する PCT 規則が、当該官庁において適用される国内法令に適合しない旨を通知しています。<sup>4</sup> つまり、PCT 規則 20.6(b)の規定に基づき受理官庁の発見によりある部分を引用により当該国際出願に含めたが、当該引用補充は、それら指定官庁での手続上、当該国際出願には適用されず、当該指定官庁は国際出願日が欠落部分の受理日に変更されたものとして当該出願を取り扱うことができます。

国際出願の欠落分及び要素の補充の確認に関する詳細は、次のリンク先の *PCT 出願人の手引* パラグラフ 6.025 から 6.031 をご参照下さい。

<http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf>

### **以下の情報の一覧**

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

---

<sup>3</sup> 次の国の受理官庁は、PCT 規則 20.8(a)に基づき、PCT 規則 20.5(a)(ii)及び(d)及び 20.6 が、当該官庁で適用される国内法令に適合しない旨を国際事務局に通知しました：ベルギー、キューバ、チェコ共和国、ドイツ、インドネシア、イタリア、メキシコ、大韓民国

<sup>4</sup> 次の国の指定官庁は、PCT 規則 20.8(a)に基づき、PCT 規則 20.5(a)(ii)及び(d)及び 20.6 が、当該官庁で適用される国内法令に適合しない旨を国際事務局に通知しました：中国、キューバ、チェコ共和国、ドイツ、インドネシア、リトアニア、メキシコ、大韓民国、トルコ